

令和元年8月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(行ウ)第4号 政務活動費返還請求事件

口頭弁論終結日 平成31年2月14日

判 決

5

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1 被告は、被告補助参加人横越徹に対し、3万0500円を支払うよう請求せよ。

2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

10 3 訴訟費用は、被告補助参加人らの補助参加によって生じた費用を除き、これを200分し、その1を被告の負担とし、その余は原告の負担とし、被告補助参加人横越徹の参加によって生じた費用は、これを200分し、その3を同補助参加人の負担とし、その余は原告の負担とし、被告補助参加人高村佳伸及び被告補助参加人野本正人の参加によって生じた費用はいずれも原告の負担とする。

15

事実及び理由

第1 請求

被告は、別紙違法支出額等一覧表の「議員氏名」欄記載の各者に対し、対応する各「違法支出額」欄記載の各金額を各者ごとに合計した金員及びこれに対する平成28年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の各支払を請求せよ。

20

第2 事案の概要

25

1 本件は、金沢市の住民である原告が、同市議会の議員である別紙違法支出額等一覧表の「議員氏名」欄記載の者ら(被告補助参加人ら。併せて以下「本件各議員」という。)が平成27年度に金沢市から交付を受けた政務活動費の全部又は一部を支出したことについて、同支出のうち、同別紙「違法支出額」欄記載の支

出（以下「本件各支出」という。）は、違法であり、本件各議員らは、同市に対し、違法に支出された上記金額に相当する金員を不当利得として返還すべきところ、被告がその返還請求を怠っているとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、上記議員らに対して上記不当利得の返還及びこれに対する平成28年5月1日（平成27年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで年5分の割合による民法704条に基づく利息又は遅延損害金の支払を請求すべきことを求める事案である。

2 法令等の定め

（1）地方自治法（以下「法」という。）

ア 100条14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

イ 同条15項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

（2）金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年金沢市条例第2号、以下「本件条例」という。甲1、2）

ア 2条（交付の対象）

政務活動費は、金沢市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

イ 3条（交付額及び交付の方法）

1項 政務活動費は、各月の初日（以下「基準日」という。）に在職する議

員に対し、月額18万円を四半期ごとに交付する。

(2項ないし4項は省略)

ウ 8条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

1項 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市5政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2項 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

エ 10条（収支報告書等の提出）

1項 政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

2項 収支報告書及び前項の添付書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

(3項は省略)

オ 13条（政務活動費の返還）

市長は、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において第8条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

カ 15条（委任）

この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市25長が別に定める。

キ 別表（第8条関連）

(ア) 調査研究費

議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

5 (イ) 広報費

議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費

(ウ) 会議費

議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費

10 (エ) 人件費

議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(オ) 事務所費

議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

(カ) 会派共用費

所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項（調査研究費）から8の項（資料購入費）まで及び10の項（事務所費）に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの

(キ) 共通経費

上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

20 (研修費等、上記以外の経費については省略)

ク 別表備考2

政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

(1) 政党の活動に係る経費

(2) 慶弔費その他の交際費的経費

(3) 選挙活動に係る経費

(4) 後援会活動に係る経費

(5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費

(9) 使途不明の支出に係る経費

(上記以外の部分は省略)

5 (3) 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年金沢市規則

第4号、以下「本件規則」という。甲1)

ア 1条(趣旨)

この規則は、本件条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

イ 5条(収支報告書の様式)

10 条例第10条第1項に規定する規則で定める収支報告書は、様式第4号に定めるところによる。

(4) 金沢市議会政務活動費運用の手引き(平成27年4月改訂後のもの、以下「本件手引き」という。甲2)

15 本件手引きは、金沢市議会が、政務活動費の取扱いの基本指針を示すものとして作成したものであり、以下のようない定めがある。

ア 「2 実費弁償の原則」(第2章 政務活動費の基本的な運用指針)

政務活動費は、実費弁償が原則であるが、政務活動費からの支出について、実額の把握が困難である場合に按分による算定方法を用いる場合は、この限りではない。

20 イ 「第3章 政務活動費を充てることができない経費」

本件条例別表備考2が政務活動費を充てることができない経費として掲げる各項目の具体的な事例として、次のようなものがある。

(ア) 「慶弔費その他の交際費的経緯」の例として、「専ら個人的な立場において支出すべき会費(町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等)」、「親睦を目的とする会合の会費」、「レクリエーション経費」等。

(イ) 「飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費」の例として、「新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用」、「会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用」、「社会通念上『市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動』を行うのに不適切な場所での飲食経費（居酒屋、温泉 レジャー施設など）」等。

ウ 「第4章 政務活動費を充てることができる経費の範囲」

政務活動費を充てることができる経費の範囲について、本件条例別表には例示がないことから、本件手引きにおいて、何に充当できるかその例を具体的に示し、充てることができる経費の範囲を明確にするとした上、政務活動費を充てることができるとする経費の具体的な事例を次の(ア)ないし(キ)のように定めている。

また、年会費・参加費等に関し、年会費等その団体の会員資格を得るためや、会合等に参加するために必要な会費については、その団体の活動内容及び実態が政務活動に資するものである必要があり、議員が一般の地域住民としての資格や、経営者としての資格等、個人的な資格で加入している団体の年会費・参加費等については、政務活動費を充当することができないものとしている。さらに、政務活動費を充てができる研究会、研修会、意見交換会、講演会などの各種会議で、飲食を伴う場合の飲食経費の支出については、その飲食が政務活動を目的とした会議に付随（連続）したものである場合に限り、政務活動費の支出が可能であり、その飲食経費は、1人当たり1回の支出につき5000円以内とすることも定めている。

(ア) 調査研究費

主な例として、資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等を挙げるほか、その他の例として、施設入館料、遠方の調査研究に係る自家用車燃料費、タクシー料金（利用区間、利用目的を領収書等に明記）、

駐車料金（利用目的等を明記。ただし、自動車等の月極駐車料金は認められない。）、高速代・有料道路使用料（利用区間、目的等を明記）、海外旅費、研究会の会場費・講師謝金・お茶代、機材借上費（プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等）、研究会への参加費・出席者負担金、研究会に伴う懇談会に係る会費を挙げている。

5

なお、年会費・参加費等に関し、年会費等その団体の会員資格を得るためにや、会合等に参加するために必要な会費については、その団体の活動内容及び実態が政務活動に資するものである必要があり、議員が一般の地域住民としての資格や、経営者としての資格等、個人的な資格で加入している団体の年会費・参加費等については、政務活動費を充当することができないものとしている。

10

(イ) 広報費

主な例として、広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代等を挙げるほか、その他の例として、広報紙・議会報告・活動報告の編集作成費（印刷費は製本費用も含む。）、議会活動、政策等の広報用ポスター作成費、ホームページ作成料・管理費用、広報紙等発送費用（文書通信費を除く）等を挙げている。

15

(ウ) 会議費

主な例として、会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等を挙げるほか、その他の例として、機材借上費（プレゼンテーション用パソコン借り上げ等）、遠方での会議に参加した場合の自家用車燃料費、駐車料金（利用目的等を明記）、タクシー料金（利用区間、利用目的を明記）、高速代・有料道路使用料（利用区間、目的等を明記）、会議に伴う懇談会に係る会費を挙げている。

20

(エ) 人件費

主な例として、給料、手当、賃金等を挙げ、その他の例として交通費を

25

挙げるとともに、政務活動費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めることとし、政務活動費出納簿及び領収書についても、外部の専門家チェックについて人件費の充当を認めることとしている。

(オ) 事務所費

主な例として、事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、文書通信費、事務機器の購入、リース代等を挙げ、その他の例として、事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料、テレビ受信料、インターネット料金等、事務所内の会合等において提供される茶菓子代、その他の雑費（事務用品、消耗品等）を挙げるほか、政務活動費の充当が認められる事務所を1か所に限ることとしている。

また、購入する備品の例として、パソコンやプリンター等の周辺機器、コピー機、デジタルカメラ、シュレッダー等を挙げるほか、備品の購入については、同種の機器について1任期1回限り、1任期について1機種10万円を上限としている。

さらに、議員活動は調査研究活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務活動費の充当に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当することとし、事務所の形態に応じた費目別の政務活動費充当限度額（按分率の上限）を、以下のとおり定めている。

- a 「政務活動専用事務所」の場合、光熱費、通信費、上下水道代金、賃借料及び事務用品費等の各2分の1
- b 「政務活動事務所+政治団体事務所」の場合、光熱費、通信費、上下水道代金、賃借料及び事務用品費等の各2分の1
- c 「政務活動事務所+住居等」の場合、光熱費、通信費及び事務用品費等の各3分の1（上下水道代金及び賃借料は充当不可）
- d 「政務活動事務所+政治団体事務所+住居等」の場合、光熱費、通信費及び事務用品費等の各3分の1（上下水道代金及び賃借料は充当不可）

(カ) 会派共用費

主な例として、事務機器の購入費又は賃借料、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費等を挙げている。

また、会派共用費の限度額は、議員1人につき、60万円／年とし、概算払が可能となっている。

5

(キ) 共通経費

携帯電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1／2とし、限度額を月1万5000円としている。

自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1／2、限度額を月2万円としている。

10

自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1／2、限度額を月3万円としている。

事務所が自宅と兼用になっておらず、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合の自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1／2、限度額を月1万円としている。

15

3 前提事実（当事者間に争いがない事実及び後掲証拠（書証番号は、特記なき限り枝番号を含む。以下同じ。）又は弁論の全趣旨等によって容易に認定することができる事実）

(1) 当事者等（弁論の全趣旨）

20

ア 原告は、金沢市の住民である。

イ 被告は、金沢市の執行機関である。

ウ 本件各議員（被告補助参加人ら）は、いずれも平成27年度中に金沢市議会の議員の職にあった者である（以下、それぞれ名字をもって「高村議員」などということがある。）。

25

(2) 本件各議員に対する政務活動費の交付及び本件各議員による支出（争いのない事実、甲3ないし5）

ア 被告は、平成27年度分の政務活動費として、本件各議員に対し、それぞれ各216万円（月額18万円）を交付した。

イ 本件各議員は、平成27年度中に、別表1－1ないし別表7－3の「活動（使途）内容」欄記載の事項に係る経費として、対応する同各別表の各「充当支出額」欄記載の金額を支出した（ただし、後記(5)アの重複計上部分（別表7－1の16番）は除く。また、同ウの誤計上に係る部分（別表7－3の50番）については、その使途はガソリン代ではなく灯油代である（甲29の30）。）。そして、本件各議員は、平成28年4月30日までに、平成27年度政務活動費収支報告書（以下単に「収支報告書」ということがある。）及び平成27年度政務活動費出納簿（以下単に「出納簿」ということがある。）
10 また、収支報告書と併せて以下「収支報告書等」という。）を金沢市議会議長に提出したが、上記収支報告書等においては、上記各支出（上記各別表の「充当支出額」欄記載の各金額）については政務活動費を充当することができる経費として計上された上、これらを含む政務活動に係る経費の全部又は一部に交付を受けた政務活動費を充当するとともに、その余の部分については自己資金等でまかなったことなどが記載されていた。

(3) 収支報告書等の訂正及び政務活動費の一部返還等

ア 高村議員は、平成28年9月20日付で、金沢市議会議長に対し、提出済みの収支報告書等（甲3、6）記載の一部（共通経費に係る別表7－1の16番の支出1万9397円）が重複して計上されており、誤りがあったとしてこの支出を収支報告書等に計上しないこととし、併せて、収支報告書記載の政務活動費の収入のうち、上記支出の減少に伴いこれと同額を「その他（預金利子等）」の項目から控除する旨の訂正報告を行った（丙ア2、4）。

イ 横越議員は、平成28年8月25日付で、金沢市議会議長に対し、提出済みの収支報告書等（甲4、7）記載の一部（事務所費のうち別表5－2の85番の支出6万5755円）に誤りがあったとしてこの支出を収支報告書
25

等に計上しないこととし、併せて、収支報告書記載の収入のうち、上記支出の減少に伴いこれと同額を「その他（預金利子等）」の項目から控除する旨の訂正報告を行った（丙ウ1）。また、横越議員は、同年10月14日付けで、金沢市議会議長に対し、上記収支報告書等記載の支出の一部（広報費のうち別表2-2の12番の支出5万8320円）に誤りがあったとしてこの支出を収支報告書等に計上しないこととし、併せて、収支報告書記載の収入のうち、上記支出の減少に伴いこれと同額を「その他（預金利子等）」の項目から控除する旨の訂正報告を行った（丙ウ2）。さらに、横越議員は、同月21日付けで、金沢市議会議長に対し、上記収支報告書等記載の支出の一部（広報費のうち別表2-2の3番、5番及び9番並びに事務所費のうち別表5-2の25番、27番、43番、49番及び67番の支出合計15万6005円）に誤りがあったとしてこれらの支出を収支報告書等に計上しないこととし、併せて、収支報告書記載の収入のうち、上記支出の減少に伴い「その他（預金利子等）」の項目から3万9314円を控除して6646円とする旨の訂正報告を行い、同日、11万6691円（同議員が金沢市から交付を受けた政務活動費216万円と会派共用費精算金6646円の合計額から上記各訂正後の支出額合計204万9955円を控除した残額）を金沢市に返還した（丙ウ3）。さらに、横越議員は、平成30年4月13日付けで、金沢市議会議長に対し、収支報告書等（甲4、7）記載の支出の一部（会議費のうち別表3-2の4番の支出5000円）に誤りがあったとしてこの支出を収支報告書等に計上しないこととする旨の訂正報告を行い、併せて、同月17日、上記支出の減少に伴いこれと同額を金沢市に返還した（丙ウ15）。
ウ 野本議員は、平成29年3月1日付けで、金沢市議会議長に対し、提出済みの収支報告書等（甲5、8）記載の一部（共通経費のうち別表7-3の50番の支出900円の活動（使途）内容、項目及び金額）に誤りがあったとして、収支報告書等の記載のうち、この支出の活動（使途）内容をガソリン

代から灯油代に、支出項目を共通経費から事務所費に、金額を900円から594円に訂正し、併せて、収支報告書等の政務活動費の収入のうち、上記支出の減少に伴い「その他（預金利子等）」の項目から306円（上記訂正前の計上額900円から訂正後の594円を控除した残額）を控除する旨の訂正報告を行った（丙イ4）。

エ 上記アないしウの収支報告書等の訂正により、本件各議員が政務活動費を充當することができる費用として最終的に収支報告書等に計上した支出額は、別紙違法支出額等一覧表の「収支報告書記載の支出合計額」欄記載のかっこ内の金額となった（なお、平成27年度政務活動費収支報告書の提出期限である平成28年4月30日以降の収支報告書の修正が許されるか否かは争いがある。）。

（4）住民監査請求

原告は、平成29年2月8日、法242条1項に基づき、金沢市監査委員に対し「職員措置請求書」を提出して住民監査請求を行った。原告は、上記住民監査請求において、金沢市監査委員に対し、本件各議員に対する平成27年度中の政務活動費の交付につき、同議員らが同政務活動費を充當した費用の中には政務活動費の充当が許されない違法支出が含まれているなどとして、上記各議員に交付された政務活動費のうち違法支出に充当された金額及びこれに対する遅延損害金を金沢市に支払わせるように被告に勧告することなどを求めたが、同監査委員は、原告に対し、同年3月29日、同人の請求を棄却する旨の監査結果を通知した（甲30）。

（5）本件訴えの提起

原告は、平成29年4月27日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

4 争点及び当事者の主張

本件の争点は、①本件各支出が政務活動費を充てることができないものか（本件条例8条に規定する使途基準（以下「本件使途基準」という。）自体の適法性

及び本件各支出の本件使途基準適合性), ②本件各議員が金沢市に返還すべき不当利得の額及び③本件各議員に不当利得が生じる場合に法定利息又は遅延損害金が発生するかである。

(1) 争点①(本件各支出が政務活動費を充てることができないものか)について
5 (原告の主張)

被告及び補助参加人らの主張を裏付ける証拠がない上, 以下のとおり, 本件各支出は, 本件使途基準に合致しないか, 違法無効な本件使途基準に基づくものであり, いずれも違法である。

ア 調査研究費について

10 (ア) 高村議員が調査研究費として政務活動費を充当した支出について, 別表1-1のうち, 8及び13番を除く支出は, いずれも本件条例で定める調査研究費の内容に該当しないから, 全額違法支出である。

(イ) 横越議員が調査研究費として政務活動費を充当した支出について, 別表1-2のうち, 2及び3番を除く支出は, いずれも本件条例で定める調査研究費の内容に該当しないから, 全額違法支出である。

(ウ) 野本議員が調査研究費として政務活動費を充当した支出について, 別表1-3のうち, 4ないし6, 14ないし16, 27及び31ないし34番を除く支出は, いずれも本件条例で定める調査研究費の内容に該当せず, また, 17ないし24番の支出は, いずれも支出を裏付ける領収書を收支報告書に添付していないから, 全額違法支出である。

20 イ 広報費について

一般的に, 広報費は, 自己宣伝内容が含まれており, 本質的に, 政務活動の側面の他に, 議員自身の宣伝・後援会活動の側面も有している。したがって, 後援会発行の広報紙や後援会主催の市政報告会等, 目的外支出であることが明らかな場合には; その全額が違法支出となることはもとより, そうでない場合であっても, 当該広報活動に係る経費の2分の1を超えて政務活動

費を充当した部分は違法支出である。

(ア) 高村議員が広報費として政務活動費を充当した支出について、別表2－1のうち、1ないし12番の支出は、いずれも高村議員の後援会会員を対象とした市政報告会のための支出であり、その実質は後援会活動と評価できるものであるから、全額違法支出である。また、14ないし16番は、他の議員の質問内容を記載した市政報告会資料の作成費用であり、高村議員の政務活動と評価できないから、全額違法支出である。

13番の支出は、上記の目的外支出であることが明らかな場合には当然ないものの、前記のとおり2分の1を超えて政務活動費を充当した部分は違法支出である。

(イ) 横越議員が広報費として政務活動費を充当した支出について、別表2－2の各支出は、いずれも横越議員の後援会活動として行われた市政報告会のための費用であるから、全額違法支出である。

なお、横越議員は、別表2－2の12番の支出について、収支報告書の記載を訂正したなどと主張するが、本件条例10条2項は、政務活動費収支報告書の提出期限を翌年度の4月30日と定めており、同日より後に収支報告書の記載内容を変更することは許されない。また、金沢市で使用している収支報告書では、収入欄に「その他（預金利子等）」の項目があるが、預金利子は公金としての性質を有さず、法100条14項及び同条15項に違反し、無効であるため、政務活動費を返還する際に、「その他（預金利子）」欄記載の金額を控除することは許されない。したがって、平成27年度の政務活動費については、同年度の政務活動費収支報告書の提出期限である平成28年4月30日より後の政務活動費収支報告書の記載内容の変更を考慮せず、同日時点の政務活動費収支報告書の記載内容に基づいて政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきであり、違法と判断された政務活動費の支出については、収支報告書の「その他（預金利子

等)」の記載にかかわらず、その全額が不当利得として返還義務の対象となる。

(ウ) 野本議員が広報費として政務活動費を充当した支出について、別表2－3の1, 2, 4, 5, 7ないし9, 14, 15, 17, 23, 24, 27, 28及び38ないし41番の支出は、中央金沢朱鷺の苑における「のもと正人市政報告会」開催のための支出とされているが、同所では、午後2時に入居者の「余暇活動（行事、レクレーション、クラブ活動等）」や利用者の「レクレーション、軽体操」が行われていたはずであり、野本議員の市政報告会は実際には行われなかつたと推認されることから、上記各支出はいずれも全額違法支出である。また、別表2－3の36番の支出は、議会傍聴の御札はがきであり、その性質からして本件条例で定める広報費の内容に該当しないため、全額違法支出であり、37番の支出は、支出の理由が明らかではないため、全額違法支出である。

その余の支出は、上記の目的外支出であることが明らかな場合には当たらないものの、前記のとおり、2分の1を超えて政務活動費を充当した部分は違法支出である。

ウ 会議費について

(ア) 高村議員が会議費として政務活動費を充当した支出について、別表3－1の各支出は、いずれも飲食を主目的とする会合であり、本件条例で定める「調査研究関連」の「会議」経費とはいえないから、全額違法支出である。

(イ) 横越議員が会議費として政務活動費を充当した支出について、別表3－2の5番の支出は、当該団体の活動と市政との関連性が明らかではなく、その余の各支出は、いずれも飲食を主目的とする会合であり、いずれの支出も本件条例で定める「調査研究関連」の「会議」経費とはいえないから、全額違法支出である。

なお、横越議員は、別表3－2の4番の支出について、収支報告書の記載を訂正したなどと主張するが、前記のとおり、収支報告書の提出期限より後にその記載内容を変更することは許されない。

(ウ) 野本議員が会議費として政務活動費を充当した支出について、別表3－3の1番の支出は、高村議員や横越議員が駐車料金を会議費として支出していないことからも明らかであるように、駐車料金が本件条例で定める会議費の内容に該当しておらず、その余の各支出は、いずれも飲食を主目的とする会合であり、いずれの支出も本件条例で定める「調査研究関連」の「会議」経費とはいえないから、全額違法支出である。

10 エ 人件費について

本件各議員が人件費として収支報告書に計上した支出について、いずれの議員も、雇用の実態（当該被用者が政務活動の補助業務に従事していたこと）を証する書面を議長に提出していない。具体的には、①高村議員の人件費の内容は、「事務手当」、すなわち同議員の政務活動を補助する内容に該当しないものであることに加え、その業務も抽象的で「政務活動」に該当すると特定できるものではないから、同議員が議長に提出した書面は、政務活動の補助業務をしていたことを裏付けるものとはいえないし、②横越議員の人件費の内容は「事務員手当」、すなわち同議員の政務活動を補助する内容に該当しないものであるから、同議員が議長に提出した書面は、政務活動の補助業務をしていたことを裏付けるものとはいえないし、③野本議員が議長に提出した領収書は、そのただし書に「政務活動に関する事務職員費」と記載のあるものであり、自ら又は同議員が他人に依頼して作成したと推認できるものであることに加え、その業務も抽象的で「政務活動」に該当すると特定できるものではない。

したがって、別表4－1ないし4－3記載の支出は、いずれも全額違法支出である。

才 事務所費について

本件各議員が事務所費として政務活動費を充当した支出について、本件手引きによれば、事務所の形態によって按分率を定めているところ、「住居を兼ねた事務所」では、本件手引きが「事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算出する際の基準例」として掲げる計算根拠、すなわち光熱費については「事務所部分面積（m²）」、通信費については「政務活動用務」、「議員用務」、「政治団体用務」、「その他の用務」及び「日常生活用務」を裏付ける資料を議長に提出すべきである。

しかしながら、本件各議員のいずれも、上記の裏付資料を提出していないことに加え、高村議員については、その政務活動事務所が、同議員が代表者を務める政党支部、同議員の資金管理団体及び同議員の連合後援会の事務所でもあるゆえ、本件手引きが事務所費の按分充当を認める事務所の形態のいずれにも該当しない。また、野本議員については、別表5-3の6, 7, 10, 12, 13, 21, 22, 24, 28, 30, 31, 33, 34, 36, 42, 44, 45, 47, 49, 50, 52, 56, 58, 59, 63, 65, 66, 73, 81及び83番の各支出については、いずれも支出を証する書類が存在しない。したがって、別表5-1ないし5-3のいずれの支出も全額違法支出である。

なお、横越議員は、別表5-2の25, 27, 43, 49, 67及び85番の支出について、収支報告書の記載を訂正したなどと主張するが、収支報告書の提出期限より後にその記載内容を変更することは許されず、また、政務活動費の返還額を算定するに当たって、収支報告書の、「その他（預金利子）」欄記載の金額を控除することも許されないことは、前記のとおりである。

カ 会派共用費について

本件条例8条2項別表の定めによれば、「会派共用費」とは、「所属する会

派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの」を指すが、これは、政務活動費を「議員」に対し「交付」すると定める本件条例2条を否定する内容の支出であり、政務活動費を充当できる範囲を条例で定めるとする法100条14項に反するものであるから、本件条例の「会派共用費」の規定は、無効である。

よって、別表6-1ないし6-3記載の支出は、いずれも全額違法支出である。

キ 共通経費について

法100条14項は、政務活動費を充当できる範囲を条例で定めると規定するところ、本件条例8条2項別表の定めによれば、「共通経費」とは、「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」を指すが、「上記以外の経費」も「議員が行う活動に共通して必要な経費」も、政務活動費を充当できる範囲を特定したとは言い難い規定振りとなっているため、本件条例の「共通経費」の規定は、法100条14項に反し、無効である。

よって、別表7-1ないし7-3記載の支出は、いずれも全額違法支出である。

(被告及び補助参加人らの主張)

以下のとおり、本件各支出はいずれも本件使途基準に合致したものであり、政務活動費を充てることができる適法な支出である。

ア 調査研究費について

(ア) 高村議員は、本件手引きの記載に従って調査研究費を計上したが、平成27年度当時、特に道路整備、都市交通のあり方、上下水道の整備、災害対策、砂防事業、国際交流、教育行政に関する政務活動に取り組んでいた。

高村議員が年会費等を支出した団体の活動内容は、いずれも政務活動に資するものであり、その年会費等は、その団体の会員資格を得たり会合等に

参加したりするために必要な支出である。

具体的には、金沢駐屯地協力会及び石川県防衛協会は、地域の防衛対策、災害活動、防衛・安全保障等に関する活動を行っており、同会での活動は政務活動に資するものである。

5 金沢市議会私立保育推進議員連盟は、保育の環境整備、保育行政、保育施策等に関する活動を行っており、同会での活動は政務活動に資するものである。

10 金沢市建設O B会は、金沢市役所で建設関係を担当していた元職員で組織された団体であり、道路整備、上下水道整備、災害対策等に関する活動を行っている。同会での活動は政務活動に資するものである。

15 (イ) 横越議員は、本件手引きの記載に従って調査研究費を計上したが、平成27年度当時、特に再生可能エネルギー導入のための講演活動・調査・勉強会、災害のないまちづくりについての調査・研究、オウム真理教の施設に対しての地域住民活動・国県市への要望と陳情、他のオウム真理教の施設に関する情報収集や意見交換、スポーツ振興、教育行政、福祉行政に関する政務活動に取り組んでいた。横越議員が年会費等を支出した団体の活動内容は、いずれも政務活動に資するものであり、その年会費は、その団体の会員資格を得るために必要な支出である。

20 具体的には、マジシャンイーグルズは、青少年の健全育成、老人福祉等に関する活動を、金沢市スケートボード協会は、青少年の健全育成、体育活動、スポーツ振興等に関する活動を、それぞれ行っている。

25 (ウ) 野本議員は、本件手引きの記載に従って調査研究費を計上したが、平成27年度当時、特に都市交通のあり方、福祉と地域連携、スポーツ振興、国際交流、観光政策、教育行政に関する政務活動に取り組んでいた。野本議員が年会費等を支出した団体の活動内容は、いずれも政務活動に資するものであり、その年会費等は、その団体の会員資格を得たり会合等に参加

したりするために必要な支出である。具体的には、青山会は、防衛問題、雇用対策、中小企業対策、医療問題、伝統文化、国際交流等に関する活動を、金沢市ラグビーフットボール協会は、青少年の健全育成、体育活動、スポーツ振興等に関する活動を、金沢駐屯地協力会は、地域の防災対策、災害活動、防衛・安全保障等に関する活動を、石川県釣り団体協議会は、釣りの健全な発展、漁場利用問題、自然環境の保全、水産資源の保護等に関する活動を、石川県日韓親善協会は、日韓両国の交流と親善、国際平和等に関する活動を、石川県ウォーキング協会は、地域の活性化、家族交流、健康づくり等に関する活動を、それぞれ行っており、いずれの活動も政務活動に資するものである。

また、議員において、各種団体や関係者等との情報交換、意見交換を通じて現状を把握することは政務活動に資するものであり、そのような場に参加するために要した支出も調査研究費として認められるべきであるところ、タクシーデ（別表1—3の9ないし12, 25, 28ないし30, 35ないし37番）について、本件手引きには、調査研究費とは、「議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費」を指し、その他の例として、「タクシー料金（利用区間、利用目的を領収書等に明記）」と記載されている。そして、野本議員は、タクシーデの明細書に、報告会・意見交換会等の開催場所、概要を記載し、利用目的を説明しており（甲23の6, 7, 9, 11, 13ないし15, 18参照）、その利用目的は、学校、運送、警備、医療、福祉、保護司、建設、飲食、製造、観光、スポーツ等の各種団体や関係者等との間で、専門学校のあり方、街中交流、安全対策、総合病院のあり方、保険制度、看護制度、更生施設、入札制度、サービス残業、雇用対策、外国人観光客対策などの制度や実態についての情報・意見交換を行うものであり、全て政務活動に資するものである。



さらに、政務活動による視察に伴う視察先への土産は、視察への協力に対する謝礼としての意味を有するため、社会通念上相当な範囲のものであれば、調査研究費として適法に政務活動費を充当できるものと解すべきところ、別表1－3の7番について、野本議員は、平成27年6月3日から4日にかけて、軽井沢の白糸ハイランドウェイ事務所及び現地、軽井沢町役場、軽井沢観光協会、室生犀星記念館・堀辰雄文学記念館の視察をし、白糸ハイランドウェイの取組み、北陸新幹線開業後の軽井沢・金沢の誘客連携、室生犀星と堀辰雄新幹線開通記念企画展等について調査した。そして、野本議員は、合計5346円分の土産（きんつば10個入りの箱を3箱）のうち、視察参加者の人数（4名）で割った金額である1366円につき政務活動費を充当したにすぎず、当該金額からすれば、社会通念上相当な範囲内にとどまっている。

なお、原告は、野本議員の別表1－3の17ないし24番の支出について、支出を裏付ける領収書がないから違法支出である旨主張するが、本件手引きによれば、「自動券売機で切符や施設への入場券などの購入をした場合は、領収書の徴収が不能なため、この場合に限り、領収書の添付は不要とします。」（甲2の22頁）とされているところ、当該各支出について、野本議員は、いずれも領収書の徴収ができなかつたため、交通費内訳書（丙イ1）を添付し、交通費の内訳を説明したのであるから、原告の当該主張は失当である。

イ 広報費について

議員が行う市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提としての意義を有するから、広報のために支出した費用は、政務活動費の趣旨に適合するものである。会派及び議員の活動の多面性に照らせば、市政報告等によって会派及び議員の活動を紹介することが、選挙の際に役立つこともあり得るが、これはいわば副

次的な効果にすぎないので、このような側面があることのみを理由に、市政報告等の経費につき目的外支出に当たる又は目的外支出が含まれると認めるべきではなく、その内容に選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとか、専ら選挙活動等のために行われたなどの具体的な事情がない限り、違法支出には当たらない。

また、上記広報費の趣旨に加え、会派に所属する議員は、会派を通じて議会活動を行うのであって、会派を離れて活動を行うことは困難であるから、当該広報の内容は、当該議員個人が取り組んでいる活動に限られず、自己の所属する会派が取り組んでいる活動、議会の活動一般及び市政の一般的な課題等も含む。

(ア) 高村議員は、本件手引きの記載に従って広報費を計上したが、別表2－1の1ないし12番の支出について、高村議員は、平成27年5月16日には自宅で、同年6月28日には自宅で、同年7月18日には辰巳集会所で、同年8月30日には末町会館で、同年10月25日には上辰巳集会所で、平成28年1月9日には犀川保育園で、それぞれ市政報告会を開催し、これらの報告会で、参加者に市政報告会資料（丙ア9ないし12）を配布するなどして、家庭ごみの有料化、新しい交通システムの導入、金沢美術工芸大学の移転改築と金沢大学工学部跡地の活用、庁舎の再編整備、北陸新幹線開業効果と今後の課題、連携中枢都市圏の形成、金沢マラソン、中央卸売市場、漁業の振興、教育行政、防災訓練に関する取組みを中心に報告した。高村議員の上記各市政報告会は、いずれも議会活動及び市政に関する施策等を住民に知らせることで、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための政務活動であり、後援会活動と評価されるものではないし、市政報告会での活動が専ら後援会活動のために行われたなどの事情はなく、目的外支出であることを推認させる事情もないであるから、いずれの支出も違法支出ではない。

さらに、別表2－1の13ないし16番の支出について、高村議員の市政報告会資料（丙ア9ないし12）は、いずれも金沢市議会において、高村議員の同じ会派の他の議員による会派を代表した質問内容、それに対する金沢市長、教育長、公営企業管理者、農林局長の答弁等が記載されており、会派としての活動や施策を説明する内容になっているのであって、それが専ら選挙活動等のために開催されたなどの事情はないし、他に目的外支出に当たることを推認させる事情もない。よって、いずれの支出も違法支出ではない。

5

(イ) 横越議員は、平成27年6月12日には大三建設株式会社において、同年8月1日にはファーストコンサートホールで、同年10月17日には浅野町消防会館で、平成28年1月24日にはホテル日航金沢で、それぞれ市政報告会を開催し、これらの報告会で、横越議員が当時取り組んでいた政務活動の状況、特に再生可能エネルギー導入のための講演活動・調査・勉強会（自然環境を取り戻すには何をすべきか）、災害のないまちづくりについての調査・研究、オウム真理教の施設に対しての地域住民活動、国県市への要望と陳情、他のオウム真理教の施設に関する情報収集や意見交換、スポーツ振興、教育行政、福祉行政などの政務活動について報告したのであり、その報告に選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容は含まれておらず、専ら選挙の際に役立つことを目的として市政報告等がなされているなどの事情もないことから、広報費の支出のいずれも違法ではない。

10

15

20

なお、横越議員は、別表2－2の3、5、9及び12番の各支出について、出納簿に計上しない旨の処理をしたため、これについて政務活動費を充当した事実は否認し、その余の原告の主張は、いずれも争う。

25

(ウ) 野本議員は、本件手引きの記載に従って広報費を計上したが、別表2－3の1ないし35、38ないし41番の支出について、野本議員の市政報

告会や、同人が傍聴のお知らせを送付した会議は、いずれも専ら選挙活動等のために開催されたといった事情はなく、目的外支出であることを推認させる事情もない。また、野本議員が作成した市政報告書である「のもと通信」（丙イ5の5）には、市議会での質疑、答弁等が記載されているところ、市政報告が主な目的となっており、専ら選挙活動等のために作成されたなどの事情もない。

さらに、別表2-3の36及び37番の支出は、いずれも金沢市議会3月定例月議会本会議の傍聴者に対する御礼（丙イ15）を送付した際の切手代であるところ、金沢市議会の傍聴は、市民に、議員の議会活動や市政の方針などを見聞きしてもらうことで、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提としての意義を有する。そして、金沢市議会の傍聴者に対し御礼を述べることは、継続した金沢市議会の傍聴につながるものであり、政務活動費の趣旨に適合するものであるし、当該御礼に記載された文章は、一般的な挨拶文であり、選挙活動や後援会活動など明らかに政務活動でない内容が含まれているとはいえず、それが専ら選挙活動等のために行われたなどの事情はないし、目的外支出であることを推認させる事情もない。

よって、いずれの支出も違法支出ではない。

ウ 会議費について

原告の主張は争う。原告の主張は、いずれもその趣旨が不明である上、独自の見解を述べるにすぎない。

（ア）本件手引きには、会議費とは、「議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」を指し、その他の例として、「会議に伴う懇談会に係る会費」と記載されているところ、高村議員は、本件手引きの記載に従って会議費を計上したが、高村議員が会費等を支出した会合は、いずれも同議員の政務活動に資するものである。

具体的には、以下のとおりである。

- a 別表3－1の1番の支出について、平成27年4月5日、滝亭において、犀川校下町会連合会の総会が開催され、引き続き、同会場で懇親会が開催された。犀川校下町会連合会は、地域住民の福祉増進、文化と体育の向上、生活環境の整備と改善、防災等に関する活動を行っており、総会・懇親会では、事業報告やこれらに関する情報・意見交換が行われた。よって、当該懇親会は、総会に付随（連続）したものであり、政務活動と関連している。
- b 別表3－1の2番の支出について、平成27年8月8日、ANAクラウンプラザホテル金沢において、日台交流議員会議（サミット）が開催され、引き続き、同会場において、歓迎交流会が開催された。金沢市日台親善議員連盟は、金沢と台湾各都市との連携を図り、相互理解と交流の推進を図る活動を行っており、サミット・歓迎交流会では、これらに関する情報・意見交換が行われた。よって、当該歓迎交流会は、上記日台交流議員会議に付随（連続）したものであり、政務活動と関連している。
- c 別表3－1の3番の支出について、平成27年8月25日、ANAクラウンプラザホテル金沢において、もっと仲良く韓国・日本の集いが開催され、引き続き、同会場で懇親会が開催された。石川県日韓親善協会は、日韓両国の交流と親善、国際平和等に関する活動を行っており、集い・懇親会では、これらに関する情報・意見交換が行われた。よって、当該懇親会は、上記集いに付随（連続）したものであり、政務活動と関連している。
- d 別表3－1の4番の支出について、平成27年10月23日、KKRホテル金沢において、行政課題研究会が開催され、引き続き、同会場で意見交換交流会が行われた。金沢市は、石川中央都市圏（金沢市、白山

市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町)における連携中枢都市圏を形成し、4市2町の連携によって「石川中央都市圏ビジョン」を推進している。石川中央都市圏議会連絡会は、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化させて経済を持続可能なものとし、安心で快適な暮らしを営むための活動を行っており、研究会・意見交換交流会では、これらに関する情報・意見交換が行われた。よって、当該意見交換交流会は、上記行政課題研究会に付随(連続)したものであり、政務活動と関連している。

e 別表3-1の5番の支出について、平成28年2月2日、金沢東急ホテルにおいて、市政担当記者との懇親会が開催された。懇親会には、金沢市議会議員6名(本件各議員ほか3名の議員)及び市政担当記者15名(株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞社、株式会社読売新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社朝日新聞社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社時事通信社、一般社団法人共同通信社、株式会社テレビ金沢、北陸朝日放送株式会社より各1ないし2名)が参加し、北陸新幹線開業1年を迎えた今後の展望、公共交通ネットワークの再構築、新交通システム、金沢港の活性化及び整備促進、無電柱化に関する整備促進などに関する情報・意見交換が行われた。市政担当記者との懇親会は、市政に関する情報・意見交換が目的であり、議員個人の日常、私的に行う飲食とは異なる公的なもので、社会通念上必要かつ相当なものである。

f 別表3-1の6番の支出について、平成28年3月5日、テルメ金沢において、石川県ジュニアソフトボール連盟の総会が開催され、引き続き、同会場において懇親会が開催された。石川県ジュニアソフトボール連盟は、青少年の健全育成、体育活動、スポーツ振興等に関する活動を行っており、総会・懇親会では、事業報告やこれらに関する情報・意見

交換が行われた。懇親会は、総会に付随（連続）したものであり、政務活動と関連している。

(イ) 横越議員は、本件手引きの記載に従って会議費を計上したが、横越議員が会費等を支出した会合は、いずれも同議員の政務活動に資するものである。

5

具体的には、以下のとおりである。

a 別表3-2の1番の支出について、平成27年8月8日、ANAクラウンプラザホテル金沢において、日台交流議員会議（サミット）が開催され、引き続き、同会場において、歓迎交流会が開催されたところ、同歓迎交流会は、日台交流議員会議に付随（連続）したものであり、政務活動と関連したものであることは、前記ア)bのとおりである。

10

b 別表3-2の2番の支出について、平成27年10月23日、KKRホテル金沢において、行政課題研究会が開催され、引き続き、同会場で意見交換交流会が行われたところ、同意見交換交流会は、行政課題研究会に付随（連続）したものであり、政務活動と関連したものであることは、前記ア)dのとおりである。

15

c 別表3-2の3番の支出について、平成27年7月9日、金沢東急ホテルにおいて、石川県警察交通部の警察官並びに退役警察官及び一般市民が会員となっている交通機動隊白バイ友の会会員との情報・意見交換会が開催された。情報・意見交換会には、石川県警察交通部長を始め、交通機動隊の現役警察官と多数の交通機動隊白バイ友の会会員が参加し、交通安全、交通事故防止、交通違反取締りのあり方などに関する情報・意見交換が行われた。よって、政務活動と関連した会合である。

20

d 別表3-2の5番の支出について、平成28年2月6日、金沢東急ホテルにおいて、金沢市テニス協会役員会が開催された。金沢市テニス協会は、青少年の健全育成、体育活動、スポーツ振興等に関する活動を行

25

っており、毎年3月末頃に総会を開催しているところ、その総会準備のため、当日、役員会を開催して、総会審議事項等に関する情報・意見交換が行われた。よって、政務活動と関連した会合である。

e 別表3－2の6番の支出について、平成28年2月2日、金沢東急ホテルにおいて、市政担当記者との懇親会が開催されたところ、市政担当記者との同懇親会は、市政に関する情報・意見交換を目的とする、議員個人の日常、私的に行う飲食とは異なる公的なものであり、社会通念上必要かつ相当なものであることは、前記ア)eのとおりである。

f 別表3－2の7番の支出について、平成28年3月28日、ホテル金沢において、金沢市城北地区開発促進同盟会の役員会が開催された。金沢市城北地区開発促進同盟会は、金沢市城北地区町会連合会である浅野町・馬場・夕日寺・小坂・千坂・森山校下の町会連合会の同盟会であり、金沢市城北地区の防災道路工事、小中学校及び高等学校の改築等の開発促進に関して、金沢市及び石川県に対して要望していくことを目的としている。同会では、毎年夏頃、総会を開催しているところ、その総会準備のため、当日役員会を開催して、審議事項等に関する情報・意見交換が行われた。よって、政務活動と関連した会合である。

なお、横越議員は、別表3－2の4番の支出について、出納簿に計上しない旨の処理をしたため、これについて政務活動費を充当した事実は否認し、その余の原告の主張は、いずれも争う。

(ウ) 野本議員は、本件手引きの記載に従って会議費を計上したが、野本議員が会費等を支出した会合は、いずれも同議員の政務活動に資するものである。

具体的には、別表3－3の1ないし4及び6番の支出については、前記ア)bないしeのとおりである。また、別表3－3の5番の支出について、平成28年3月5日、金沢市本庁において、高崎市議会との意見交換会が

開催され、北陸新幹線開業後の同市の都市としての活性化対策について、情報・意見交換が行われ、その後、八百辰にて交流会が開催された。当該交流会においても、高崎市議会のメンバーと都市の活性化対策等について、情報・意見交換が行われた。金沢市本庁内の会食は困難であり、場所を移動する必要性が認められることからすれば、当該交流会は、上記意見交換会に付随（連続）したものであり、かつ議員個人の日常、私的に行う飲食とは異なる公的なもので、社会通念上必要かつ相当なものである。

エ 人件費について

(ア) 高村議員は、平成27年度当時、政務活動を行うために訴外向奈津代をアルバイト（時給1000円）として雇用し、政務活動の資料作成・整理などの補助業務に従事させていたところ、政務活動事務所で、政務活動に関連しない電話・来客対応をすることもあったので、2分の1の限度で按分した金額につき人件費として政務活動費を充当したが、同人の政務活動に関連する業務の割合は、2分の1を超えていたため、充当額全額が適法支出である。

(イ) 横越議員は、平成27年度当時、政務活動を行うために訴外内川由紀子をアルバイト（時給1000円）として雇用し、政務活動書類の作成・整理や政務活動事務所内での来客対応などの補助業務に従事させており、同人は、政務活動の補助業務以外の活動や私的活動には従事していないなかつたため、充当額全額が適法支出である。

(ウ) 野本議員は、平成27年度当時、政務活動を行うために訴外金瀬戸晃子をアルバイト（時給800円）として雇用し、政務活動の資料作成・整理などの補助業務に従事させていたところ、政務活動事務所で、政務活動に関連しない電話・来客対応をすることもあったので、2分の1の限度で按分した金額につき人件費として政務活動費を充当したが、同人の政務活動に関連する業務の割合は、2分の1を超えていたため、充当額全額が適

法支出である。

オ 事務所費について

原告の主張は争う。議員に、本件条例及び本件手引きの規定以上に書類を提出すべき義務はない。

(ア) 高村議員は、平成27年度当時、政務活動事務所を自宅の一室とし、同室にはパソコン、複合機、机、椅子、書棚等を設置し、自宅スペースとは区別して政務活動を行っており、かつ本件手引きの記載に従って、事務所費に区分される支出の3分の1の限度で、政務活動費を充当したのであるから、充当額全額が適法支出である。

(イ) 横越議員は、平成27年度当時、政務活動事務所を自宅1階の一室とし、同室で政務調査活動に関する資料の作成・整理・保管などを行い、後援会活動事務所を当該政務活動事務所とは別に設置していた。そして、本件手引きの記載どおり、「政務活動事務所」(政務活動事務所+住居等)として、光熱費、通信費及び事務用品費等の支出の3分の1の限度で、政務活動費を充当したのであるから、充当額全額が適法支出である。

なお、横越議員は、別表5-2の25, 27, 43, 49, 67及び85番の支出について、いずれも出納簿に計上しない旨の処理をしたため、これらについて政務活動費を充当した事実は否認する。

(ウ) 野本議員は、平成27年度当時、後援会活動事務所を常設せず、必要がある際に、公民館、文化会館等を一時的に借り受けて後援会活動をしていたところ、本件手引きの記載に従って、事務所費に区分される支出の3分の1の限度で、政務活動費を充当した。また、原告は、別表5-3のうち6, 7, 10, 12, 13, 21, 22, 24, 28, 30, 31, 33, 34, 36, 42, 44, 45, 47, 49, 50, 52, 56, 58, 59, 63, 65, 66, 73, 81及び83番の各支出は、当該支出を証する書類がないため、違法支出である旨主張するが、本件

手引きには、「領収書に代わり支出を証明することが出来る証票類も、領収書として取り扱うこととします。」との記載があり、野本議員は、当該記載に従い、領収書に代わり預金通帳を添付したのであるから、充当額全額が適法支出である。

5 カ 会派共用費について

会派共用費に関する本件条例の定めが違法無効であるとの原告の主張は争う。何を政務活動費の内容とするかは、各自治体の条例において、政務活動費の趣旨に反しない限り、自由に定めることが認められているところ、会派共用費は、各議員が所属する会派において、議員各人が行う政務活動において共同で使用する経費について認められるものであり、議員各人に認められる支出項目のうち、人件費を除く事務機器の購入料及び賃借料などに限定され、かつ支出額に上限が定められているものであって、その内容に不合理な点はない。

10 キ 共通経費について

原告の主張は争う。携帯電話の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料及び事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅電話利用料については、いずれも本件手引きで、共通経費として政務活動費に充てることでのりける費用として、共通経費で限定列挙されている費用であり、政務活動と関連性の強いこれら4種類の経費に限り、2分の1の限度で充当が認められているものであって、本件原告の主張は、いずれも独自の見解を述べるにすぎない。

なお、野本議員は、別表7-3の50番の支出について、会計帳簿の活動(使途)内容、項目及び金額に誤記があったとして、活動(使途)内容をガソリン代から灯油代に、項目を共通経費から事務所費に、計上額を900円から594円にそれぞれ訂正した(丙イ4)。

25 (2) 本件各議員が金沢市に返還すべき不当利得の額(争点②)

5 (原告の主張)

争点①のとおり、本件各議員らによる別表1－1ないし7－3記載の各支出は、少なくとも、このうち同各別表に対応する別紙違法支出額等一覧表の「違法支出額」欄記載の金額の支出は、政務活動費を充てることができないものであり、これらを本件各議員ごとに合計すると、同欄記載の金額（本件各支出）となる。そして、これら本件各支出は、その全額に政務活動費が充当されているから、本件各議員は、本件各支出に相当する金額、すなわち別紙違法支出額等一覧表の各議員に対応する「違法支出額」欄記載の金額について、被告に対する不当利得返還債務を負う。

10 (被告及び補助参加人らの主張)

争う。

(3) 議員に不当利得が生じる場合に法定利息又は遅延損害金が発生するか（争点③）

15 (原告の主張)

金沢市では、政務活動費は前払いされていること、そして、本件各議員の政務活動費の支出が違法であるということは、法100条の規定に違反する政務活動費の支出であるにもかかわらず、当該議員が適法に充当できると偽っていたに等しいから、本件各議員は、民法704条の悪意の受益者に当たり、同条に基づく法定利息を支払う義務を負う。

20 また、本件条例10条2項の定める収支報告書等の提出期限は、前払いされた政務活動費の精算期限でもあり、前払いされた政務活動費の返還債務は確定期限付き債務であるから、民法412条1項が適用される。したがって、違法支出額がある場合、本件各議員は、本件条例10条2項により定められた精算期日（平成28年4月30日）の翌日である同年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

25 (被告及び補助参加人らの主張)

5 本件各議員が悪意の受益者であること及び政務活動費返還債務につき期限の定めがあることは否認し、主張は争う。政務活動費の返還義務の法的性質は不当利得返還義務であるが、不当利得返還義務は期限の定めのない債務であるから、請求がされない限り履行遅滞は生じない。しかるに、本件各議員はいずれも請求を受けておらず、不当利得返還義務の履行遅滞は生じていないため、本件各議員に平成27年度に交付された政務活動費に関する不当利得の返還義務があるとしても、法定利息及び遅延損害金は発生しない。

第3 当裁判所の判断

1 判断の枠組み

10 (1) 法は、100条14項前段において政務活動費の制度を設けるとともに、同項後段において政務活動費を充てることができる経費の範囲その他の事項については条例で定めなければならないものとした上、同条15項は政務活動費の交付を受けた議員等の当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書の議長への提出義務を、同条16項は議長が政務活動費についてその使途の透明性確保に努めるべきことをそれぞれ規定しているところ、その趣旨は、地方公共団体の議会の担う役割がますます重要になってきていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、調査研究その他の議員としての活動の基盤の充実を図るため、議会における、会派を通じてするものも含む議員としての諸活動に係る費用等の会派又は議員に対する助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保するところにあると解される。このような法の定めを受け、本件条例は、政務活動費は本件使途基準に従って使用しなければならない旨定めるとともに（8条）、当該年度において交付された政務活動費から本件使途基準に合致した支出の総額を控除して残余がある場合には、市長は残余に相当する額の返還を命ずることができるとしているものであり（13条）、こうした法及び本件条例の規定内容や、政務活動費が上記のような趣旨目的で使途を限定して議員に交付される公金であることに鑑みると、議員が交付を受けた政務活動費のうち、本件

条例によって政務活動費を支出することができるものとされている経費に充てなかった残余がある場合には、当該残額は、これを保持する法律上の原因を欠くこととなり、不当利得として返還されるべきものというべきであって、本件条例13条も、この趣旨をいうものと解される。そうすると、政務活動費の交付を受けた議員が、本件条例において政務活動費を充てることができるとされる経費の範囲に含まれない経費に同政務活動費を支出した場合には、なお前記残余があることとなり、あるいは本来金沢市に返還されるべき当該支出に係る政務活動費の返還を法律上の原因なく免れたこととなるから、当該議員は、金沢市に対し、当該支出に相当する不当利得の返還義務を負うことになると解すべきである。そして、本件において、原告は、金沢市が本件各議員に対して平成27年度の政務活動費について本件各支出に係る不当利得返還請求権を有する旨主張しているところ、本件各支出に係る政務活動費を本件各議員が保持することが法律上の原因を欠くこと、すなわち、本件各支出が政務活動費を充てることができないものであることについては、不当利得返還請求権の存在を主張する原告において、主張立証すべきものである。

(2) もっとも、議員が支出した政務活動費の詳細な使途や目的については、これを地方公共団体の住民が把握することは困難である場合も多いと考えられる一方、その交付を受けた議員は、その使途について知悉し、その資料も所持していることが通常である。また、前記のとおり、政務活動費の使途の透明性の確保の観点から、法100条15項は、政務活動費の交付を受けた議員等は条例の定めるところにより収支報告書を提出すべき旨規定し、同条を受けた本件条例においても、政務活動費の交付を受けた議員に、会計帳簿の調製及び領収書その他の関係書類の整理並びにこれら書類の保管（9条）や、収支報告書の作成並びに同報告書及び当該支出に係る事実を証する書類の写しの提出（10条）。なお、同収支報告書の写しは被告に送付される（11条。）を義務付け、議長に対しても、政務活動費の適正な運用を期すため、収支報告書等が提出さ

れたときは、必要に応じ調査を行うなど使途の透明性の確保に努めるものとしている。

上記のような政務活動費に係る資料の偏在状況や、法及び本件条例における政務活動費の使途の透明性確保のための議員及び議長が負う義務や役割を踏まえると、政務活動費の返還請求をする原告において、本件各議員による具体的な政務活動費の支出が違法な支出（本件使途基準に合致しない支出）であることを推認させる一般的・外形的事実を主張立証した場合には、被告又は本件各議員（法242条の2第1項4号の訴訟において、同号に定める「怠る事実に係る相手方」となる場合には、訴訟告知（同条7項）によって訴訟参加の機会を与えられることとなる。）の側において、当該支出が適法な支出であること（本件使途基準に合致すること）について反証を行わない限り、当該支出は、政務活動費の本来の使途及び目的に反する用途への支出であるとの立証があつたものと解するのが相当である。

なお、金沢市議会は、政務活動費の取扱いの基本指針を示すものとして本件手引きを作成しているところ、その趣旨は、地方の実情を考慮した上で、政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解される。そして、政務活動費の交付に関する具体的な事項は、普通地方公共団体の議会が定める条例によるべきものとされているところ（法100条14項）、政務活動費の支出対象となり得る議員としての活動は、広範囲に及び得るものであることにも照らすと、政務活動費の支出が本件条例の定める本件使途基準に合致するものか否かについては、こうした議員により構成される議会自身の自律的判断をも尊重すべきものである。そうすると、前記のような趣旨の下で金沢市議会が定めた本件手引きについても、上記の観点から尊重されるべきものであって、本件各議員の政務活動費の支出が本件使途基準に適合するか否かの判断に当たっては、当該支出に係る本件手引きの内容が法及び本件条例に照らして不合理といえない限り、その記載内容を十分参酌すべきである。

2 調査研究費について

5

本件条例は、政務活動費を充てることができる議員の調査研究費について、「議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費」と定めている。そして、本件手引きは、その具体例として、交通費、タクシーフィー、研究会への参加費・出席者負担金、研究会に伴う懇談会に係る会費等を掲げているところ、これらの費用は、上記のような議員の調査研究に伴い必要となり得る経費であるといえるから、調査研究費についての本件手引きの定めは、法及び本件条例に照らして不合理とはいえない。

10

15

20

25

もっとも、支出の費目の上では政務活動費を充てられる経費に該当する場合であっても、当該活動の内容や客観的な性質に照らし、議会の議員としての活動との関連性が乏しく、むしろ議員としての議会活動を離れた議員個人の私的なものと評価される活動等に伴う経費や、社会通念に照らして不相當に高額である場合には、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることをしんしゃくしても、このような経費に政務活動費を充てることは前記政務活動費の趣旨に反し、もはや議員としての活動との合理的関連性を有するとはいえないから、このような経費は、本件使途基準に定める調査研究費に当たらないものというべきである。本件条例別表備考2(2)が、慶弔費その他の交際費的経費には政務活動費を一切充てることができないものとしているのも、上記の趣旨をいうものと解されるところ、本件手引きは、これを踏まえて、議員が一般の地域住民としての資格や、経営者としての資格等、個人的な資格で加入している団体の年会費や参加費等については、政務活動費を充てることができないものとしているのであり、前記法や本件条例に照らして、本件手引きの上記定めが不合理であるということはできない。

3 広報費について

(1) 原告は、議員が発行する広報紙、議員が行う報告会には、議員が行う活動及

び市政を市民に報告する側面と議員自身の宣伝という側面があるところ、議員自身の宣伝に対して政務活動費を充当することは許されないため、広報紙を発行するための費用及び報告会を行うための費用について、合理的な按分充当割合である2分の1を超えて政務活動費を充当することは違法であるなどと主張する。

5

(2) そこで検討するに、本件条例及び本件手引きは、議員の広報費について、「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」と定め、本件手引きは、その具体例として、広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等を掲げているところ、議員が行う市政に関する政策や活動等を市民に知らせることは、市政に対する市民の関心を喚起向上とともに、市政に関する市民の要望や意見等を的確に収集・把握し、これを議会における審議に反映するための前提としての意義を有するものであって、議会における審議の充実強化に資するものであるということができる。したがって、このような広報のために支出した経費に政務活動費を充てることができるものとすることは、前記政務活動費の趣旨に沿うものというべきであって、本件手引きの上記定めは、その具体例も含め、法及び本件条例に照らして不合理とはいえない。また、このような広報活動が、同時に議員自身の宣伝としての効果を有することもあり得るところではあるが、このような効果を有するとしても、それがあくまで広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまる限り、上記のような広報活動の本来的な役割や効果を損なうものではないから、当該広報活動の全部が、議員の議会活動の基礎となる活動との間の合理的関連性を有するものというべきであって、原告の主張するように、広報活動が一般的に議員自身の宣伝の側面があることのみを理由に、広報費の全部又は一部への政務活動費の支出が本件使途基準に合致しないものとなるということはできない。

10

15

20

25

もっとも、議員が行う活動のうち、政党活動や選挙活動、後援会活動については、議員ないし議員が所属する政党自体の宣伝や発展をその主たる目的とす

るものであり、それが市政の広報ないし議会の審議に資する面がないではないとしても、それは上記のような目的に事実上付随するものにすぎない。本件条例別表備考2が、これらの活動に係る経費には政務活動費を一切充てることができないものとしているのも、こうした趣旨によるものと解される。そして、本件手引きは、「一つの活動が区分できる場合もあり、また政務活動とこれ以外の議員活動の両面を有する場合、さらには渾然一体となっている場合など、明確に区分できない場合もある」と考えられることから、「当該活動に要した経費の全額に政務活動費を充てることが不適当であることが明らかな場合には、各活動の実態に応じて按分して充当すること」としているところ（甲2・5頁），上記のような本件条例別表備考2の定めの趣旨からすると、議員が行う活動が、全体としては本件条例及び本件手引きにおいて定める広報に関する活動に該当する場合であっても、その広報の具体的な内容や形式において、例えば、議員の政党活動や後援会活動に関する記事、議員のプロフィール、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等、議員自身の宣伝を主たる目的とするとみられる部分が含まれている場合については、当該部分については、これが直ちに前示の政務活動費の趣旨に適合するものということはできず、その限りにおいて、議会の議員として行う政務活動との合理的関連性を欠くものというべきである。

そこで、議員が行う広報活動において、議員や政党の宣伝など、議員が行う活動及び市政についての市民への報告という目的以外の事項が報告会の中で相当程度取り上げられていたり、報告書の中で相当程度記載されてたりするなど、同情報を提供することが主たる目的となっていると認められるような場合には、本件手引きにいう「当該活動に要した経費の全額に政務活動費を充てることが不適当であることが明らかな場合」に当たるというべきであり、当該広報活動に係る経費のうち、当該部分に係る割合等に応じて按分した額を控除した範囲に限り、本件使途基準に合致するものというべきであって、当該経費

に同範囲を超えて政務活動費が支出されたものと認められる場合には、当該超過部分につき、本件使途基準に合致しない支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証があつたものというべきである。

4 会議費について

本件条例別表は、政務活動費を充てることができる会議費について、「議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」と定めているが、飲食を伴う会合への出席に関する支出は、それが税金を使った飲食の側面を有するのであるから、その必要性及び関連性について慎重に検討すべきである。そうであるところ、飲食を主たる目的とするような会合については、もはや同会合への参加が議会の審議の充実強化に資するものということはできず、こうした会合への出席に関する費用に政務活動費を充てることは、前記政務活動費の趣旨に反することになるし、そうでない場合であっても、当該会合に付随する飲食に係る経費が、社会通念に照らして不相当に高額である場合には、当該飲食は、もはや政務活動としての当該会合への参加との合理的関連性を欠くというべきである。本件条例別表備考2が、飲食を主たる目的とする会合の飲食に係る経費については、政務活動費を充てることができないものとしているのも、このような趣旨によるものと解される。そして、本件手引きは、「会議に伴う懇談会に係る会費」を、会議費の「その他の例」として挙げる一方、政務活動費を充てができる各種会議で、飲食を伴う場合の飲食経費の支出については、その飲食が政務活動を目的とした会議に付随（連続）したものである場合に限り、1人当たり1回の支出につき5000円以内に限って政務活動費を充てができるものとし、飲食を主たる目的とした会合や、飲食が政務活動を目的とした会議に付随（連続）したものであっても、社会通念上「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を行うのに不適切な場所（居酒屋、温泉レジャー施設など）で開催されたものについては、政務活動費

を充てることができないとしているが、これも、本件条例の上記定めを具体化するものということができ、本件手引きの定める上記判断枠組みは、飲食経費の上限等を含め、法及び本件条例に照らして不合理であるということはできず、飲食を伴う会合に係る経費に政務活動費を充てることができるか否かについては、本件手引きの上記定めに従い判断するのが相当である。

5 会派共用費について

(1) 原告は、本件条例で定める会派共用費の内容が、政務活動費を「議員」に対し「交付」すると定める本件条例2条を否定する内容の支出であり、政務活動費を充当できる範囲を条例で定めるとする法100条14項に反するものであるため、本件条例中会派共用費に関する規定は無効であると主張する。

(2) 議会の内部において議員により組織される団体であり、議会において独立性を有し自主的に活動する会派の性質や役割に照らせば、法100条14項に定める議員の調査研究その他の活動には、議員が独自に行うもののみならず、会派がその名において自ら行うものや、会派がその所属議員等に委ねて行われるものも含まれるものと解される。そして、同項は、政務活動費の交付の対象や交付の方法等につき、政務活動費の趣旨に反しない限り、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めに委ねることとしているものであり、上記のような会派が行う政務活動に係る経費に充てるための政務活動費について、これを交付する場合においても、これを当該会派に直接交付するか、当該会派を構成する議員に交付するかは、当該地方公共団体の自主的な判断に委ねられているものと解するのが相当である。そうであるところ、本件条例で定める会派共用費も、各議員が所属する会派において、議員各人が行う政務活動において共同で使用する経費のうち、人件費を除く事務機器の購入料及び賃借料などに限定して政務活動費を充てができるものとしているのであり、しかも充当できる額に上限が定められているものであつて、その内容に照らして、前記政務活動費の趣旨に反するものとはいえない



から、会派共用費に関する本件条例の規定が無効であるということはできず、会派共用費に関する本件手引きの定めも法及び本件条例に照らして不合理であるということはできない。

したがって、会派共用費として政務活動費を充当した支出が、本件条例及び本件手引きの内容に沿うものである限り、法及び本件条例に合致しない違法な支出であるということはできないというべきである。
5

6 共通経費について

(1) 原告は、共通経費は、本件条例別表の規定振りが、法100条14項に抵触すると解されることに加え、その文言からすれば、そもそも不要な項目であると解されるから、本件条例に定められているということはできず、共通経費として政務活動費を充当することは違法である旨主張する。
10

(2) しかしながら、法100条14項及び15項は、政務活動費の具体的な内容及び交付等の手続につき、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めに委ねることとしているところ、地方公共団体の議会が極めて広範囲にわたる権限を有していること（法第6章参照）に伴い、本件条例8条が政務活動費を充てることができるものとして定める議員の政務活動も広範囲に及んでおり、その内容に照らすと、こうした政務活動に伴う経費には、個々の政務活動との間の個別的対応関係が明らかなもののほか、個々の政務活動と個別的に対応するものではないが、これら政務活動を通じて共通して必要とされ、こうした政務活動と一般的な関連性を有する経費も含まれるものと解され、そのような観点から、本件条例別表第12欄が、政務活動費を充てることのできる共通経費として、「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」を掲げているものと解される。そうすると、本件条例における共通経費に係る規定が当然に不要な項目であるということはできないし、これが法100条14項に抵触するものということもできない。したがって、議員が行う政務活動と合理的関連性を有するものであり、政務活動に共通して必要な経費であれば、
15
20
25

政務活動費として充当できると解するのが相当であり、共通経費として政務活動費を充当した支出が、本件条例及び本件手引きの内容に沿うものである限り、本件使途基準に合致しない支出であるとは認められないというべきである。

5 7 争点①（本件各議員による本件各支出は違法支出であるか）について

以下では、別表1－1ないし別表7－3記載の支出のうち、原告が違法であると主張する支出（これら各別表の「違法支出額」欄に「0」以外の金額の記載のある支出）に関し、本件使途基準適合性について検討する。

(1) 高村議員の支出

10 ア 別表1－1（調査研究費）について

(ア) 証拠（甲3, 6, 9, 丙ア2, 4）によれば、高村議員が、平成27年度の調査研究費として、12万0820円を支出し、按分することなくその全額を、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、高村議員の調査研究費支出の内訳は、各種団体の会費、視察旅費等であったことが認められる。

15 (イ) 別表1－1の1番について

証拠（甲9, 丙ア4, 5, 18）によれば、上記支出は、金沢駐屯地協力会の年会費であること、同協力会は、金沢駐屯地に所属する隊員が各種任務に邁進できるよう民間支援態勢の拡充を行ったり、駐屯地観桜会・駐屯地創立記念祝賀会食等の行事を金沢駐屯地と共に催したり、防衛研修等を行ったりする団体であるところ、平成27年度には、自衛官候補生の入隊・修了式や殉職隊員追悼式等の金沢駐屯地における各種行事のほか、富士総合火力展示演習や小松航空祭研修、ヘリコプタ一体験搭乗等、会員を対象とした研修を行ったこと、同会個人会員の会費は年額1万円であることが認められる。

20 25 以上によれば、同協力会の目的は、自衛隊や金沢駐屯地への理解を深め、

地域の防災対策、防衛・安全保障等への理解と協力を確保することにあり、そのための各種事業を行っているものと認められるところ、かかる目的は、市政に関連するものといえ、同協力会の活動を通じてこれらについての実情を把握し知識を得ることは、金沢市の防災・安全の確保等のための行政施策を遂行する上で有益なものであって、議会の審議の充実強化に資するものといえる。また、同協力会の年会費の金額が社会通念上不相當に高額であるとは認められないし、上記のような上記団体の性格も踏まえると、高村議員の個人的な資格要件で上記団体に加入しているとも認められない。

よって、同協力会への個人会員としての年会費である別表1-1の1番の支出が違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいはず、同支出は、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(ウ) 別表1-1の2番について

証拠（甲9、丙ア4、6、18）によれば、上記支出は、石川県防衛協会の年会費であること、同協会は、防衛意識の昂揚を図ること及び自衛隊に対する支援協力をを行うことを目的として、航空自衛隊小松基地における航空祭や防衛講演会等の事業を行ったり、自衛隊行事への協力や広報活動を行ったりする団体であること、同協会の年会費は5000円であることが認められる。

以上によれば、同協力会の目的は、自衛隊や金沢駐屯地への理解を深め、地域の防災対策、防衛・安全保障等への理解と協力を確保することにあり、そのための各種事業を行っているものと認められるところ、かかる目的は、市政に関連するものといえ、同協力会の活動を通じてこれらについての実情を把握し、知識を得ることは、金沢市の防災・安全の確保等のための行政施策を遂行する上で有益なものであって、議会の審議の充実強化に資す

るものといえる。また、同協力会の年会費の金額が社会通念上不相當に高額であるとは認められないし、上記のような上記団体の性格も踏まえると、
高村議員の個人的な資格要件で加入しているとも認められない。

よって、石川県防衛協会の平成27年度会費である別表1-1の2番の
支出について、これが違法な支出であることを推認させる一般的・外形的
事実が立証されているとはいはず、同支出は、本件使途基準に合致しない
ものであるとは認められない。

(エ) 別表1-1の3、5ないし7、9ないし12、14、15番について

証拠（甲9、丙ア4、7、18）によれば、上記各支出は、いずれも金
10 沢市議会私立保育所保育推進議員連盟の会費であること、同議員連盟は、
保育に対する諸施設を研究・増進し、私立保育所及び認定こども園の充実
15 発展に貢献することを目的としたものであり、同議員連盟の会員資格は、
上記趣旨に賛同する金沢市議会議員で、私立保育園（所）又は認定こども
園の法人の役員（理事長・理事）に就任している者に与えられること、高
村議員は、平成27年度当時、犀川保育園の理事長として、同議員連盟の
会員資格を有していたところ、同年8月3日から平成28年度の総会の日
までの間、同議員連盟の会長代行を務めていたこと、平成27年度には、
推進議員連盟役員・保育士との合同研修会、私立保育園（所）・認定こど
も園役職員との懇談会、金沢市への要望事項検討会等を開催したこと、同
議員連盟の会費は月額3000円であったことが認められる。
20

以上によれば、同議員連盟の目的は、保育の環境整備、保育行政、保育
施策等を充実させることにあり、これを議会の議員としての立場を踏まえ
て推進しているものと認められるところ、かかる目的は、市政に関連する
ものといえ、同議員連盟の活動を通じて各私立保育所等の実情を把握して
知識を得、同様の立場にある議員間で意見交換をすることは、金沢市にお
ける保育・教育需要を適切に把握し、保育行政施策を遂行する上で有益な
25

ものであって、議会の審議の充実強化に資するものといえる。また、同議員連盟は、金沢市議会議員のみで構成されているものの、上記活動内容に鑑みれば、政党活動や議員の選挙活動等が主たる目的であったとは認められないほか、同議員連盟の年会費の金額が社会通念上不相當に高額であるとは認められず、上記のような同議員連盟の性格等も踏まえると、高村議員の個人的な資格要件で加入しているとも認められない。

5

よって、金沢市議会私立保育所保育推進議員連盟会費である別表1-1の3, 5ないし7, 9ないし12, 14, 15番の各支出について、これが違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実が立証されているとはいはず、上記各支出は、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

10

(オ) 別表1-1の4番（金沢市建設OB会）について

証拠（甲9, 丙ア4, 8, 18）によれば、上記支出は金沢市建設OB会の年会費であること、同会は、道路整備、上下水道整備、災害対策等に関する活動等を行う、金沢市役所で建設関係を担当していた同所元職員から成る団体であること、同会の年会費は2000円であることが認められる。

15

上記のような同会の活動内容に鑑みると、同会の目的は、道路や上下水道等の公共インフラ整備や災害対策等を充実させることにあると推認でき、こうした目的や上記のような活動内容は、市政に関連するものといえ、同会の活動を通じてこれらについての事情を把握して知識を得ることは、金沢市の公共インフラに関する施策を遂行する上で有益なものであって、議会の審議の充実強化に資するものといえる。また、上記活動内容に鑑みれば、政党活動や議員の選挙活動等が主たる目的であったとは認められないほか、同会の年会費の金額が社会通念上不相當に高額であるとは認められず、同会が高村議員の個人的な資格要件で加入している団体であるとも認

20

25

められない。

よって、金沢市建設OB会年会費である別表1-1の4番の支出について、これが違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実が立証されているとはいはず、同支出は、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。
5

(カ) 以上より、高村議員の収支報告書に計上された調査研究費の支出（ただし、原告が違法であると主張していないものを除く。）は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

イ 別表2-1（広報費）について

10 (ア) 証拠（甲3, 6, 10, 丙ア2, 4）によれば、高村議員が、平成27年度の広報費として、115万8440円を支出し、按分することなくその全額を、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、高村議員の広報費支出の内訳は、市政報告会のお茶及び菓子代並びに案内はがき及び資料の作成費用であったことが認められる。

15 (イ) 高村議員が平成27年度中に行つた各市政報告会について

証拠（甲10の1, 4, 5, 7, 10, 11, 丙ア4, 9ないし12, 18）によれば、高村議員は、平成27年度当時、主として道路整備、都市交通のあり方、上下水道の整備、災害対策、砂防事業、国際交流、教育行政等に関する調査研究に取り組んでいたところ、同年5月16日及び同年6月28日には自宅で、同年7月18日には辰巳集会所で、同年8月30日には末町会館で、同年10月25日には上辰巳集会所で、平成28年1月9日には犀川保育園で、それぞれ市政報告会を開いたこと、当該各市政報告会において、定例金沢市議会における高村議員やその他の議員の質問とそれに対する金沢市長等の答弁が記載された市政報告会資料（丙ア9ないし12）を配布し、議会活動、特に家庭ごみの有料化、新しい交通システムの導入、金沢美術工芸大学の移転改築と金沢大学工学部跡地の活用、
20
25

5 庁舎の再編整備、北陸新幹線開業効果と今後の課題、連携中枢都市圏の形成、金沢マラソン、中央卸売市場、漁業の振興、教育行政、防災訓練に関する取組みを中心に報告したことが認められる。

10 以上の事実によれば、上記各市政報告会は、いずれも高村議員が取り組み又は関心を有している事項に関する施策を報告し、自身の意見を述べる内容となっており、市民の市政に対する関心を喚起向上し、市民からの要望や意見等を直接把握する契機となり得るものであって、議会の審議の充実強化に資するものといえる。

15 なお、原告は、上記各市政報告会はその実質が高村議員の後援会活動である旨主張するが、これら市政報告会が、実質的に高村議員の後援会会員のみを対象として、高村議員への支持を求める主たる内容としていたなど、高村議員の後援会活動と実質的に同視すべきような事情を裏付ける証拠はないから、この点についての原告の主張は採用できない。

20 (ウ) 別表2-1の1, 4, 5, 7, 10, 11番の支出について、証拠(甲10の1, 4, 5, 7, 10, 11)によれば、これらはいずれも上記各市政報告会のためのお茶及び菓子代であること、高村議員は、平成27年5月16日の市政報告会のために、合計1万2000円分のお茶(1本当たり150円のペットボトル入りのお茶80人分の合計)及び合計2万6000円分の菓子(1人当たり325円分の菓子80人分の合計)を購入したこと、同年6月28日の市政報告会のために、合計6000円分のお茶(1本当たり120円のペットボトル入りのお茶50人分の合計)及び合計1万9000円分の菓子(1人当たり380円分の菓子50人分の合計)を購入したこと、同年7月18日の市政報告会のために、合計1万5000円分のお茶(1本当たり150円のペットボトル入りのお茶100人分の合計)及び合計2万円分の菓子(1人当たり200円分の菓子100人分の合計)を購入したこと、同年8月30日の市政報告会のために、

合計1万5000円分のお茶（1本当たり150円のペットボトル入りのお茶100人分の合計）及び合計2万2000円分の菓子（1人当たり220円分の菓子100人分の合計）を購入したこと、同年10月25日の市政報告会のために、合計1万5000円分のお茶（1本当たり150円のペットボトル入りのお茶100人分の合計）及び合計1万3000円分の菓子（1人当たり130円分の菓子100人分の合計）を購入したこと、平成28年1月9日の市政報告会のために、合計1万5000円分のお茶（1本当たり150円のペットボトル入りのお茶100人分の合計）及び合計2万5000円分の菓子（1人当たり250円分の菓子100人分の合計）を購入したことがそれぞれ認められる。

そして、市政報告会等における茶菓子等の飲食物の提供については、これが会合の円滑な進行に資する場合があることは否定し難いところであり、当該飲食物の提供が、当該会合の内容に照らし不必要であることが明らかである場合や、その支出額が社会通念上儀礼の範囲を超えて不相当地高額であると認められる場合などを除き、当該飲食物に係る経費への支出は、政務活動との合理的関連性を有するものというべきであって、これが直ちに本件使途基準に合致しない支出ということはできない。しかるところ、本件において、上記各市政報告会の内容に照らしてお茶や菓子を提供することが明らかに不必要であるとは認められないし、上記のお茶及び菓子の金額のいずれも、市政報告会参加者1人当たりで換算すると合計500円程度の範囲にとどまっており、社会通念上儀礼の範囲を超えて不相當に過大であるとは認められないから、上記飲食物に係る経費についても、政務活動としての上記市政報告会と合理的関連性を有するものというべきである。

よって、別表2-1の1, 4, 5, 7, 10, 11番の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(エ) 別表2－1の2, 3, 6, 8, 9, 12番の支出について、証拠（甲10の2, 3, 6, 8, 9, 12）によれば、これらはいずれも上記各市政報告会の案内はがき代であること、当該案内はがきには、各市政報告会の日時や場所の案内、市政報告会への参加を呼びかける文章等が記載されていることが認められる。

かかる案内はがきの記載内容からすれば、その目的は、市政報告会の日時等を周知し、もってその参加を呼びかけるものであると認められ、高村議員の宣伝を主たる目的とするものとは認められないから、上記市政報告会を開催するに当たり、このような案内はがきを市民に送付することも、政務活動としての上記市政報告会の実施と合理的関連性を有するものといえる。

したがって、別表2－1の2, 3, 6, 8, 9, 12番の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(オ) 別表2－1の13ないし16番の支出について、証拠（甲10の13ないし16, 丙ア9ないし12）によれば、これらはいずれも上記各市政報告会において配布するための資料の作成費用であること、当該各資料には、定例金沢市議会における高村議員やその他の議員の質問とそれに対する金沢市長等の答弁が記載されているほか、高村議員の写真が掲載されている部分もあるものの、当該写真が紙面全体に占める割合はわずかな程度にとどまっていることが認められる。

以上によれば、上記各資料の大部分は、高村議員が取り組み又は関心を有している施策等を紹介する内容であり、こうした資料の配布は、前記のような市政報告会と相まって、市民からの要望を受ける契機となり得るなど、議会の審議の充実強化に資するものといえる。なお、同各資料には、高村議員と同じ会派に属する他の議員による質問も記載されているものの、そのことのみから直ちに上記各資料の配布が議員や会派の宣伝が主た

る目的とするものであるということはできない。むしろ上記各資料の内容に照らせば、高村議員等の議員が行った質問及び金沢市長等の答弁内容の報告を主たる目的とするものであると認めるのが相当であり、同各資料が高村議員及び会派等の宣伝を主たる目的とするものとまでは認められないから、別表2-1の13ないし16番の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(カ) 以上より、高村議員の収支報告書に計上された広報費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

ウ 別表3-1(会議費)について

10 (ア) 証拠(甲3, 6, 11, 丙ア2, 4)によれば、高村議員が、平成27年度の会議費として、1支出当たり5000円を限度として、合計3万円につき、政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したこと、高村議員の会議費支出の内訳は、各種総会・講演会・懇親会費等であったことが認められる。

15 (イ) 別表3-1の1番の支出について、証拠(甲11の1, 丙ア4, 13, 18)によれば、高村議員は、平成27年度犀川校下町会連合会の総会に参加した後、同連合会と各種団体長との懇親会費として6000円を支出し、うち5000円の限度で政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したこと、犀川校下町会連合会は、犀川校下の全ての町会をもって組織され、犀川校下の各町会相互の親睦と融和を図り、互いに協力して地域住民の福祉の増進、文化と体育の向上、生活環境の整備と改善、防災などに務め、地域の発展に寄与することを目的とする団体であること、同連合会は、上記目的と達成するため、犀川校下の各町会間の連絡連携に関することや行政機関との連絡、協力に関すること、金沢市町会連合会との連携に関すること等の事業を行っていること、上記総会は、平成27年4月5日午後4時頃から、同懇親会は、同日午後5時30分頃か

ら、いずれも滝亭で行われたこと、同総会では、平成26年度の事業報告や決算報告等の各種報告、平成27年度の役員選任などが行われたことが認められる。

以上の事実によれば、犀川校下町会連合会は、複数の町会によって組織される団体であり、地域住民の福祉の向上や生活環境の整備改善・防災等、町会間や行政との連携を要する事項に関し、地域の発展に寄与するための諸事業を行っているものであって、その活動内容は市政にも関連するものであるということができる。したがって、議員がそうした団体の総会に出席することも、上記のような団体の活動状況や地域の上記のような事項に係る要望等を把握することを通じて議会の審議の充実強化に資するものであるというべきである。そして、前記懇親会は、その名称や会費の金額、会の状況等からして、飲食を伴う会合であったと認められるが、上記総会と時間的・場所的に接着していることからすると、同総会の参加者が引き続き参加することが予定されているものであると推認され、このことに、前記のような上記団体やその総会の性格のほか、高村議員は、本件手引きの記載に従い、上記懇親会費の一部につき政務活動費を充てができる経費として収支報告書等に計上したものであり、その金額も社会通念上相当な範囲内に収まっていると認められることなどを総合すれば、上記懇親会は、飲食を主たる目的とするものではなく、政務活動を目的とした会合に連続して開催されたものであって、同会合に付随するものであると認めるのが相当であり、このことは、高村議員が平成27年度当時、犀川校下町会連合会の相談役を務めていたことや、同議員が政務活動事務所を置く自宅が犀川校下内にあることによって左右されるものではないというべきである。

よって、犀川校下町会連合会と各種団体長との懇親会費である別表3-1の1番の支出について、これが違法な支出であることを推認させる一般

的・外形的事実が立証されているということはできず、上記支出は、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(ウ) 別表3-1の2番の支出について、証拠（甲11の2、丙ア4、14、18）によれば、高村議員は、日台交流議員会議（サミット）に参加した後、交流会に参加し、会費として1万円を支出し、うち5000円の限度で政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したこと、同会議及び交流会は、平成27年8月8日にANAクラウンプラザホテル金沢で行われたこと、同会議は、同日午後3時から午後4時30分まで行われ、「台湾と日本の交流」というテーマの基調講演や、金沢市議会と台南・台中市議会との友好協定に関する報告がなされたこと、同交流会は、同日午後5時35分から午後8時30分頃まで行われ、加賀獅子や百万石おどりが披露されたほか、金沢市民合唱団による合唱や、フラダンス、台湾三太子がなされたこと、金沢市日台親善議員連盟は、金沢と台湾各都市との連携を図り、相互理解と交流の推進を図ることを目的とする、金沢市議会議員で構成される団体であることが認められる。

以上の事実によれば、同交流会は、その名称や会費の金額、会の状況等からして、飲食を伴う会合であったと認められる。しかしながら、日台交流議員会議（サミット）とその後の交流会は時間的・場所的に接着しており、同交流会は、日台交流議員会議（サミット）の参加者が引き続き参加することが予定されているものであると推認されるところ、上記会費も、日台交流議員会議（サミット）を含めて定められたものであると認められる。そして、これらに加え、金沢市日台親善議員連盟の上記目的は、市政に関連するものであり、金沢市の文化発展等の行政施策を遂行する上で有益であって、その活動は議会の審議の充実強化に資するものと認められること、上記交流会自体も、その内容に照らし、単なる飲食や懇親にとどまらず、国際文化交流活動としての側面を有するものであると認められるこ

と、高村議員は、本件手引きの記載に従い、上記会費1万円のうち500円の限度で政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したものであり、その金額は社会通念上相当な範囲内に収まっていると認められることなどをも総合すれば、上記交流会は、飲食を主たる目的とするものではなく、政務活動を目的とした会議に連続して開催されたものであって、同会議に付随するものであると認めるのが相当である。

よって、日台交流サミット in 金沢の交流会費である別表3-1の2番の支出について、これが違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実が立証されているということはできず、上記支出は、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(エ) 別表3-1の3番の支出について、証拠（甲11の3、丙ア4、15、18）によれば、高村議員は、石川県日韓親善協会が主催した「もっと仲良く韓国・日本」と題する講演会に参加した後、懇親会に参加し、これらの会費として500円を支出し、その全額について政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したこと、同講演会及び懇親会は、平成27年8月25日にANAクラウンプラザホテル金沢で行われたこと、同講演会は、同日午後5時30分から行われ、駐新潟総領事による「未来指向の日韓関係」というテーマの講演がなされたこと、同懇親会は、同日午後6時10分から行われたこと、「もっと仲良く韓国・日本」は、日韓両国の交流と親善、国際平和等に関する活動を中心に行っている在日大韓国民団が主催し、日韓友好促進石川県議員連盟に所属する議員などが参加して開催されたものであることが認められる。

以上の事実によれば、同懇親会は、その名称や会費の金額、会の状況等からして、飲食を伴う会合であったと認められる。しかしながら、「もっと仲良く韓国・日本」とその後の懇親会は時間的・場所的に接着しており、同懇親会は、同講演会の参加者が引き続き参加することが予定されている

ものであると推認されるところ、上記会費も、同講演会を含めて定められたものであると認められること、上記「もっと仲良く韓国・日本」の内容は、市政に関連するものであり、金沢市の文化発展等の行政施策を遂行する上で有益であって、議会の審議の充実強化に資するものであると認められること、上記会費の金額も、社会通念上相当な範囲内に収まっていると認められることなどを総合すれば、上記懇親会は、飲食を主たる目的とするものではなく、政務活動を目的とした会議に連続して開催されたものであって、同会議に付随するものであると認めるのが相当である。

よって、もっと仲良く韓国・日本の講演会費である別表3-1の3番の支出について、これが違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実が立証されているということはできず、上記支出は、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(オ) 別表3-1の4番の支出について、証拠（甲11の4、丙ア4、16、18）によれば、高村議員は、石川中央都市圏議会連絡会主催の行政課題研究会に参加した後、意見交換交流会に参加し、会費として5000円を支出し、その全額について政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したこと、同研究会及び交流会は、平成27年10月13日にKKRホテル金沢で行われたこと、同研究会は、同日午後4時から行われ、神奈川大学法学部教授による「議会における危機管理」というテーマの講演がなされたこと、同交流会は、同日午後5時から行われたこと、石川中央都市圏議会連絡会は、石川中央都市圏（金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町）で構成され、人口減少・少子高齢社会において、地域を活性化させて経済を持続可能なものとし、安心で快適な暮らしを営むための活動を行う団体であることが認められる。

以上の事実によれば、同交流会は、その名称や会費の金額、会の状況等からして、飲食を伴う会合であったと認められる。しかしながら、上記行

政課題研究会とその後の交流会は時間的・場所的に接着しており、同研究会の参加者が引き続き参加することが予定されているものであると推認されるところ、上記会費も、同研究会を含めて定められたものであると認められること、石川中央都市圏議会連絡会の上記目的は、市政に関連するものであり、金沢市の地域活性化等の行政施策を遂行する上で有益であつて、上記研究会への出席は議会の審議の充実強化に資するものであると認められること、上記会費の金額も、社会通念上相当な範囲内に収まっているものと認められることなどを総合すれば、上記交流会は、飲食を主たる目的とするものではなく、政務活動を目的とした会議に連続して開催されたものであって、同会議に付随するものであると認めるのが相当である。

よって、石川中央都市圏議会連絡会の行政課題研究会・意見交換交流会の会費である別表3-1の4番の支出について、これが違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実が立証されているということはできず、上記支出は、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(カ) 別表3-1の5番の支出について、証拠(甲11の5、丙ア4、18)
によれば、高村議員は、市政担当記者との懇親会に参加し、会費として500円を支出し、その全額について政務活動費を充てることができる経費として收支報告書等に計上したこと、同懇親会は、平成28年2月2日に金沢東急ホテルで行われたこと、同懇親会には、高村議員を含む6名の議員、市政担当記者15名が参加したことが認められる。

以上の事実によれば、同交流会は、その名称や会費の金額、会の状況等からして、飲食を伴う会合であったと認められる。この点、高村議員及び横越議員の陳述書(丙ア18、丙ウ16)によれば、同交流会では、北陸新幹線開業1年を迎えた今後の展望、公共交通ネットワークの再構築、新交通システム、金沢港の活性化及び整備促進、無電柱化に関する整備促進などに関する情報・意見交換が行われたとされているが、同交流会の具体

的な目的や進行予定等を明らかにする実施要領等は証拠として提出され
ておらず、具体的な情報や意見交換の内容に関する議事概要等が作成され
たとも認められない。そうすると、本件全証拠をもってしても、同懇親会
に接着して、政務活動としての本件条例別表に定める「会議」に該当する
ような会合が開催されたものとは認められず、上記懇親会は、当初から議
員と市政担当記者との間での親睦や飲食を主目的としたものであったと
推認される。そうすると、上記懇親会の会費については、これが本件条例
別表備考2が政務活動費を充てることができないものとしている「飲食を
主目的とする会合の飲食に係る経費」又は「慶弔費その他の交際費的経費」

5

10

(前記前提事実のとおり、本件手引きは、これらの具体例として、「親睦
を目的とする会合の会費」や「会議と連続しない懇談会等のみへの出席費
用」を掲げているところである。)に該当することを推認させる一般的・
外形的事実が立証されているというべきであり、これが本件使途基準に合
致することについての的確な反証はない。

15

よって、市政担当記者との懇親会費である別表3-1の5番の5000円の支出は、本件使途基準に合致しないものであると認めるのが相当である。

(キ) 別表3-1の6番の支出について、証拠（甲11の6、丙ア4、17、
18）によれば、高村議員は、平成27年度石川県ジュニアソフトボール
連盟の総会に参加した後、懇親会費として6000円を支出し、うち5000円の限度で政務活動費を充てることができる経費として収支報告書
等に計上したこと、同総会及び懇親会は、平成28年3月5日にテルメ金
沢で行われたこと、同総会では、平成26年度の事業報告や決算報告等の
各種報告のほか、各大会における選手宣誓の抽選などが行われたこと、同
連盟は、小学生の健全な体育活動における正しいソフトボールの普及とア
マチュアスポーツ精神の高揚を図り、技術の向上と相互の親睦の輪を広げ、

20

25

ソフトボールを楽しむ小学生を育てることを目的とし、小学生向けの各種ソフトボール大会の運営を行う団体であることが認められる。

以上の事実によれば、同懇親会は、その名称や会費の金額、会の状況等からして、飲食を伴う会合であったと認められる。しかしながら、上記総会とその後の懇親会は時間的・場所的に接着しており、同総会の参加者が引き続き参加することが予定されているものであると推認されるところ、上記会費も、同総会を含めて定められたものであると認められること、同連盟の上記目的は、市政に関連するものであり、金沢市の青少年の健全育成や、スポーツ教育活性化等の行政施策を遂行する上で有益であって、上記総会への出席は議会の審議の充実強化に資するものであると認められること、高村議員は、本件手引きの記載に従い、上記会費の一部につき政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したものであり、その金額は、社会通念上相当な範囲内に収まっていると認められることなどを総合すれば、上記懇親会は、飲食を主たる目的とするものではなく、政務活動を目的とした会合に連続して開催されたものであって、同会合に付随するものであると認めるのが相当である。

よって、石川県ジュニアソフトボール連盟の総会・懇親会費である別表3-1の6番の支出について、これが違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実が立証されているということはできず、上記支出は、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(ク) 以上によれば、高村議員が政務活動費を充当できるものとして収支報告書に計上した会議費支出のうち、別表3-1の5番の支出額5000円については本件使途基準に適合しない支出であると認められるが、その余のものについては、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

エ 別表4-1（人件費）について

(ア) 証拠（甲3, 6, 12, 丙ア1, 2, 4）によれば、高村議員が、平成

27年度当時、自宅（金沢市末町18の124番地1）の一室を政務活動事務所（以下「本件高村事務所」という。）として使用し、訴外向奈津代（以下「向」という。）をアルバイトとして自らの政務活動専用事務所で雇用し、1時間当たり1000円を給与として支払っていたこと、同年度の入件費として、その支出分の2分の1の割合（本件手引きにおける政務活動費の入件費への充当限度割合）に当たる29万2500円につき、政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したこと、向は、平成27年度当時、高村議員の政務活動事務所において、主に政務活動の資料作成・整理などの補助業務に加え、政務活動に関連しない電話や来客への対応を行うこともあったことが認められ、これを左右するに足りる証拠はない。

(イ) 原告は、高村議員の入件費の内容は、「事務手当」、すなわち同議員の政務活動を補助する内容に該当しないものであることに加え、その業務も抽象的で「政務活動」に該当すると特定できるものではないから、同議員が議長に提出した書面は、政務活動の補助業務をしていたことを裏付けるものとはいえない旨主張する。

しかし、本件条例は、政務活動費を充てることのできる経費として入件費を掲げるとともに、その内容について、議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費をいうものと定めており、本件条例及び本件手引きのいずれにおいても、議員の提出した領収証のただし書の記載内容自体によって政務活動費の充当の可否等が左右されることをうかがわせる規定はない。これらの本件条例等の関係規定に照らせば、入件費として政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、議員が雇用する者が現に従事する業務の内容に照らして客観的に判断されるべきものであり、議員が収支報告書等に添付した領収書の記載内容のみによってこれが左右されるものではないし、その判断の基礎となる資料も、議員が収支報告書等に添付した証拠資料に限ら

れるものではないというべきである。そして、前記(ア)のとおり、本件証拠関係等に照らすと、向への給与の支払は、同人が高村議員との雇用契約に基づく業務に現に従事した時間に応じて支給されていたものであり、また、向は、上記雇用契約に基づき、高村議員の行う政務活動の補助業務に従事していたものと認められるのであって、本件全証拠をもってしても、向がその業務時間の相当部分を高村議員の政務活動の補助業務以外の業務に従事していたなど、向に係る人件費への政務活動費の支出が本件使途基準に合致しないことを推認させる一般的・外形的事実が証明されているということはできない。

よって、原告の上記主張は採用できない。

(ウ) 以上によれば、高村議員の収支報告書に計上された人件費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

オ 別表5－1（事務所費）について

(ア) 証拠（甲3、6、13、丙ア2、4）によれば、高村議員は、平成27年度の事務所費として、光熱費、電話料金、ケーブルテレビ料金、NHK放送受信料、事務用品（シュレッダー、カラー複合機、テレビ）の使用料・購入費等を支出し、これらを3分の1の割合で按分した合計44万1289円について政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、上記事務用品等は、高村議員が本件高村事務所において政務活動に使用したことが認められる。

(イ) 原告は、高村議員の政務活動事務所が、同議員が代表者を務める政党支部、同議員の資金管理団体及び同議員の連合後援会の事務所でもあるとして、本件手引きが事務所費の按分充当を認める事務所の形態のいずれにも該当しない旨主張する。

しかしながら、前記エ(ア)のとおり、高村議員は、本件高村事務所を政務活動の用に供していたものと認められるが、このような政務活動の用に供

する事務所が、政治団体の活動のためにも利用されることが通常であるとは認められないし、高村議員の後援会活動は、必要に応じて、自宅とは別の場所にプレハブ事務所を建てて行い、政党支部に関する業務は実質的には会計責任者の訴外中林浩行が行っており、自宅では行っていなかったとする同議員作成の陳述書（丙ア4）もあるところ、同陳述書の記載が不自然・不合理であるとまではいえないから、高村議員が、政務活動以外の政治活動や後援会活動については、本件高村事務所以外の場所で行っていた可能性を直ちに否定することもできず、他に本件高村事務所において後援会活動等の政務活動以外の活動が行われていたことをうかがわせる事情も見当たらない。そして、議員の政務活動事務所が自宅を兼ねている場合の事務所経費への政務活動費充当限度割合（按分割合）及び限度額については、本件手引き（甲2の18頁）が具体的に定めているところ、同手引の定めは、事務所が政務活動以外の目的でも使用されている場合には、当該事務所において生じる経費の全額が政務活動との合理的関連性を有するものとはいひ難いことなどを踏まえ、事務所の形態に応じて事務所において生じる経費のうち政務活動費を充てることができる割合等を定めるものであり、こうした本件手引きの規定内容は、その按分割合も含め、法及び本件条例に照らして不合理とはいえない。しかるところ、前記エ(ア)のとおり、高村議員の政務活動事務所の形態は、本件手引きでいう「政務活動事務所＋住居等」に該当すると認められるから、光熱費、通信費及び事務用品等に係る費用のいずれについても、その支出分の3分の1の限度で政務活動費を充当することができるというべきである。よって、原告の上記主張は採用できない。

なお、原告は、事務所における活動実績の割合により按分率を算出する際、議員は、「住居を兼ねた事務所」については、本件手引きが「事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算出する際の基準例」と



して掲げる計算根拠を裏付ける資料を議長に提出すべきであり、当該資料を提出しない場合、その支出は違法である旨主張するが、本件条例及び本件手引きは、収支報告書等への領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の添付を義務付けているにとどまるから、原告の上記主張は採用できない。

5

(ウ) 以上によれば、高村議員の収支報告書に計上された事務所費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

カ 別表6-1(会派共用費)について

(ア) 証拠(甲3, 6, 14, 丙ア2, 4)によれば、高村議員は、平成27年4月27日及び同年9月14日の2回に分けて、同年度の会派共用費合計6万円を概算払いにより支出するとともに、これにつき政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上し、他方、同会派共用費の精算に伴い平成28年3月31日に同議員が会派から交付を受けた会派共用費精算金6646円について、収支報告書の収入の部のうち「その他(預金利子等)」の項目に計上したことが認められる。そして、本件手引きは、会派共用費の限度額を、議員1人につき1年当たり60万円(甲2・15頁)としているところ、上記のとおり、高村議員の同年度における会派共用費としての計上額は、当該限度額内である。しかるところ、前示5のとおり、会派共用費に関する本件条例の規定が違法無効であるということはできず、これについての本件手引きの定めが法及び本件条例に照らして不合理であるということもできないのであって、高村議員による会派共用費の支出(前記精算金部分を除く。)について、これが違法であることを推認させる一般的・外形的事実の主張立証はない。

10

15

20

25

(イ) 以上によれば、高村議員の収支報告書に計上された会派共用費の支出(なお、収支報告書の収入の部に計上された前記精算金については、後記

8を参照。)は、いずれも政務活動費を充てることができないものであるとは認められない。

キ 別表7-1(共通経費)について

(ア) 前示6のとおり、本件条例の共通経費の規定は無効であるとは認められないところ、証拠(甲3, 6, 15, 丙ア2, 4)によれば、高村議員は、平成27年度の共通経費として、自動車ガソリン代、携帯電話代を支出し、これを2分の1の割合で按分した合計24万9176円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等(ただし前提事実(3)アの訂正後のもの)に計上したこと、高村議員は、政務活動に関して、自動車を現地視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として、携帯電話を連絡手段として、それぞれ利用しており、これらの政務活動の用に供する目的での使用割合はいずれも2分の1を超えていたことが認められる。そして、共通経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従って判断すべきところ(前示6)、上記認定の各経費の内容・性質に照らすと、これらは、本件手引きによればいずれも支出額の2分の1の限度で政務活動費を充当できるものと認められ、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきである。

(イ) 以上によれば、高村議員が政務活動費を充当できるものとして収支報告書等(前記訂正後のもの)に計上した共通経費支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(ウ) 他方、別表7-1の16番の支出について、高村議員は、他の支出(同別表1番の支出)と重複して計上していたとして、これを収支報告書等に計上しないこととする訂正をしたと認められる(前記前提事実(3)ア参照)。

この点、原告は、平成27年度の政務活動費については、同年度の収支報告書の提出期限である平成28年4月30日時点の収支報告書の記載内容に基づいて、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきである

などと主張する。

そこで検討するに、本件条例 10 条 2 項が、収支報告書の提出期限を定める趣旨は、議員が返還すべき政務活動費の金額は、議員が作成・提出した収支報告書等の内容を踏まえて被告において判断することになるため、被告において議員の政務活動費の充当が本件使途基準に適合するものか否かの判断を可能とし、返還すべき政務活動費がある場合には、被告が速やかにその返還決定をすることができるようによることにあるものと解され、このような同項の趣旨に照らせば、議員は、同項で定める提出期限までに、正確な内容が記載された収支報告書等を提出すべきものということができる。しかしながら、本件条例及びこれを踏まえた本件手引きのいずれにも、収支報告書について、その提出期限後の訂正が許されない旨の定めはないことに加え、議員が提出した収支報告書等に記載された使途が実態と異なるなど、その記載内容に誤りがあることが事後的に判明した場合に、収支報告書の提出期限後の訂正が一切許されないとすると、かえつて政務活動費の使途の透明性の確保が困難となるおそれがあることに照らせば、収支報告書の提出期限後の訂正が一律に禁止されていると解することはできない。また、そもそも、政務活動費に係る不当利得返還請求権は、議員が、本件使途基準に合致しない経費に政務活動費を支出・充当することにより発生するものであるから（前記 1(1)），その成否は、当該経費が本件使途基準に合致するか否かによって客観的に判断されるべきものである。

したがって、収支報告書の提出期限後にその記載内容の訂正があった場合には、当該訂正内容が客観的に誤りであるような場合を除き、当該訂正後の記載内容をも踏まえて政務活動費の支出が本件使途基準に合致するか否かを客観的に判断すべきものであるところ、前記前提事実、甲 15 の 1・15 及び弁論の全趣旨によれば、別表 7-1 の 16 番の経費が、同別

表1番の支出とは別に支出されたものとは認められず、前記の収支報告書等の訂正内容が客観的に誤りであるとは認められないから、後記8において説示するところも考慮すれば、別表7-1の16番の上記支出につき、高村議員が不当利得返還義務を負うものとは認められない。

5 ク 以上によれば、高村議員の収支報告書（ただし、前記前提事実(3)の訂正後のもの）に政務活動費を充てができるものとして計上された支出は、別表3-1の5番の支出額5000円については本件使途基準に適合しない支出であると認められるが、その余のものについてはいずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められないし、同議員に係る本件各支出のうち、収支報告書（上記訂正後のもの）に計上されていない支出（別表7-1の16番の支出）については、そもそもこれが支出されたとは認められないから、高村議員が不当利得返還義務を負うものとは認められない。

10 (2) 横越議員の支出

ア 別表1-2（調査研究費）について

15 (ア) 証拠（甲4, 7, 16, 丙ウ1ないし3, 7, 15, 16）によれば、横越議員が、平成27年度の調査研究費として、8万9840円を支出し、按分することなくその全額につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、横越議員の調査研究費支出の内訳は、各種団体の年会費並びに視察旅費であったことが認められる。

20 (イ) 別表1-2の1番の支出について、証拠（甲16, 丙ウ7ないし10, 16）によれば、これは、マジシャンイーグルズと称する団体の年会費であること、マジシャンイーグルズは、マジックを愛好する会員相互の親睦を第一として、交友関係を深めるとともに、マジックを志す会員の育成を図ることを目的として設立された団体であり（会則3条）、同目的を達成するため、会員相互の親睦を図る、マジック技術の向上のため講習会の開催、マジックを志す会員の育成、研究及び練習成果の発表会、例会及び世

話人会の開催、社会福祉施設等への慰問出演等の事業を行うものとされていること（会則4条）、同団体は、平成27年度には、月1回程度の世話人会・役員会や定例会、自主練習日を開催するほか、文化会館での公演の実施、会員同士の親睦会の開催、毎回1、2名の会員による児童館やデイサービス等での慰問活動等を行ったこと、同団体の年会費は1万2000円であること、横越議員は、平成27年度当時、同会の顧問を務めていたことが認められる。

以上によれば、上記団体は、マジックを愛好する会員間での親睦を主たる目的とする団体であって、その活動も、そうした目的を達成するための会員間でのマジック技術の上達等のためのものが中心であって、このような同団体の目的や活動内容に照らしても、同団体の活動と市政との関連性が明らかであるとはいえない。このような上記団体の目的や活動内容等の外形的な事実関係に照らせば、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることをしんしゃくしても、上記団体への年会費の支出は、本件条例別表備考2が政務活動費を充てることができない経費として定める「慶弔費その他の交際費的経費」、特に本件手引きがその具体例として掲げる「専ら個人的な立場において支出すべき会費」、「親睦を目的とする会合の会費」ないし「レクリエーション経費」に該当するものと推認されるから、前記経費の支出については、違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実が立証されているというべきである。

この点、同議員は、陳述書（丙ウ7、16）において、マジシャンイーグルズは、青少年の健全育成、老人福祉等に関する活動を行っており、政務活動に資するものであるとするが、かかる陳述書の記載を前提としても、前記のような同団体の目的や活動状況に照らすと、同団体の活動と議会の議員としての活動とが合理的な関連性を有するとまでは認め難く、上記経

費への支出についてはこれが本件使途基準に合致することについての的確な反証を欠くというべきである。

よって、マジシャンイーグルズの年会費の支出である別表1-2の1番の5500円の支出は、本件使途基準に合致しないものであると認めるのが相当である。
5

(ウ) 別表1-2の4番の支出について、証拠(甲16,丙ウ7,11,16)
によれば、これは、金沢市スケートボード協会の年会費であること、同協会は、東金沢スポーツ広場を主たる活動拠点として、スケートボード教室の開催や、東金沢駅周辺の清掃活動、スケートボードコンテストの開催等を行う団体であること、東金沢スポーツ広場においては、年間延べ数千人の利用者がいるところ、その相当割合が高校生以下の青少年が占めていること、平成30年度の同会の会員は58名であること、同会の年会費は1万円であること、横越議員は、平成27年度当時、同会の会長を務めていたことが認められる。
10

以上によれば、同会は、会員間でのスケートボード技術の上達等を目的とするのみならず、スケートボードの青少年を含む一般への普及・振興やその環境整備等をも目的とし、また、そのための活動を行っているものと推認され、かかる目的や上記のような同会の活動内容は、青少年の健全育成やスポーツ振興といった市政にも関連するものであるということができる。したがって、上記のような団体の活動を通じてこれらについての実情を把握し知識を得ることは、議会の審議の充実強化にも資するものといえる。また、同団体の年会費の金額が社会通念上不相當に高額であるとは認められないし、上記のような同団体の性格や活動内容等を踏まえると、横越議員が同団体の役員(会長)を務めていたことを考慮しても、同議員がその個人的な資格要件で同団体に加入しているとも認められない。
20
25

よって、金沢市スケートボード協会の年会費である別表1-2の4番の

支出が違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいはず、同支出は、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(エ) 以上より、横越議員が政務活動費を充当できるものとして収支報告書に計上した調査研究費の支出（ただし、原告が違法であると主張していないものを除く。）のうち、別表1-2の1番の支出額5500円については、本件使途基準に適合しない支出であると認められるが、その余のものについては、本件使途基準に適合しない支出であるとは認められない。

イ 別表2-2（広報費）について

(ア) 証拠（甲4, 7, 17, 丙ウ1ないし3, 7, 15）によれば、横越議員が、平成27年度の広報費として、102万1330円を支出し、按分することなくその全額につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等（前記訂正後のもの）に計上したこと、横越議員の広報費支出の内訳は、市政報告会の案内状の発送費用、お札状の発送費用並びに会場費であったことが認められる。

(イ) 証拠（甲17の1ないし3, 5, 7ないし10, 12, 13, 15, 16, 丙ウ7）によれば、横越議員は、平成27年度当時、主として再生可能エネルギー導入のための講演活動・調査・勉強会、災害のないまちづくりについての調査研究、オウム真理教の施設に対しての地域住民活動・国県市への要望と陳情、他のオウム真理教の施設に関する情報収集や意見交換、スポーツ振興、教育行政、福祉行政等に関する調査研究に取り組んでいたところ、同年6月12日には大三建設株式会社で、同年8月1日にはファーストコンサートホールで、同年10月17日には浅野町消防会館で、同年11月21日には澁谷工業株式会社で、平成28年1月24日にはホテル日航金沢で、それぞれ市政報告会を開いたこと、当該各市政報告会において、横越議員が取り組んでいた上記政務活動の状況等を中心に報告し

たことが認められる。

以上の事実によれば、上記各市政報告会は、いずれも横越議員が取り組み又は関心を有している施策を報告し、自身の意見を述べる内容となっており、市民の市政に対する関心を喚起向上し、市民からの要望や意見等を直接把握する契機となり得るものであって、議会の審議の充実強化に資するものといえる。
5

(ウ) 別表2-2の1, 2, 4, 6, 8, 10, 11, 14, 15, 16, 17番の支出について、証拠（甲17の1, 2, 4, 6, 8, 10, 11, 14, 15, 16, 17, 丙ウ7）によれば、これら各支出は、いずれも横越議員が開催した市政報告会開催の案内状の発送費用であること、当該案内状には、当該市政報告会の日時や場所のほか、日頃の支援等に対する感謝の意を述べた文章等が記載されていることが認められる。
10

当該案内状の記載内容からすれば、その主たる目的は、上記市政報告会の日時等を周知し、もってその出席を呼びかけるものであると認められ、上記市政報告会を開催するに当たり、このような案内状を市民に送付することも、政務活動としての上記市政報告会の実施と合理的関連性を有するものといえる。そして、本件手引きにおいて、広報費の主な例として、市政報告のための文書通信費も上げられていることをも参照すれば、上記各支出は、いずれも、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。
15

(エ) 別表2-2の7, 13番の支出について、証拠（甲17の7, 13, 丙ウ7）によれば、これら各支出は、いずれも横越議員が開催した市政報告会への出席者に対する感謝の意を述べる目的で発送した礼状の発送費用であることが認められる。上記のような市政報告会の参加者に対して礼状を送付することも、市民の市政に対する関心を維持継続する効果を有するものであり、議員の行う政務活動としての上記市政報告会の開催と合理的
20

関連性を有するものというべきところ、上記支出に係る礼状の記載内容も、当該市政報告会の出席者に対し儀礼的に出席への謝意を表するものにすぎず、これが上記市政報告会への出席に対する謝礼を超えて、横越議員自身の宣伝や同人への支持要請を主たる目的とするものとも認められないから、このような礼状を送付するための経費も、広報活動に伴う経費というべきであって、これが本件使途基準に反する支出であるとは認められない。
5

(オ) 別表2-2の18番の支出について、証拠(甲17の18、丙ウ7)によれば、この支出は、横越議員が、平成28年1月24日にホテル日航金沢で開催した市政報告会の会場費であると認められる。上記のとおり、横越議員が開催した市政報告会は、市民の市政に対する関心を喚起向上し、市民からの要望や意見等を直接把握する契機となり得るものであって、議会の審議の充実強化に資するものというべきところ、そのための会場費は、こうした政務活動に直接関連するものといえる。そして、本件手引きも、広報費の主な例として、市政報告のための会場費を掲げているところであり、上記のような当該市政報告会の内容・性質にも照らすと、上記会場費は、まさに本件条例及び本件手引きが広報費として想定する経費にほかなりないというべきであって、こうした本件手引きの記載内容をも参照すれば、この会場費の支出が、本件使途基準に合致しない支出であるとは認められない。
10
15
20

(カ) 以上によれば、横越議員の収支報告書(前記訂正後のもの)に計上した広報費支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(キ) なお、別表2-2の3、5、9、12番の支出について、前記のとおり、横越議員は、計上に誤りがあったとして収支報告書等に計上しないこととする訂正をした上、当該訂正等に伴い、政務活動費合計12万1691円
25

を既に被告に返還している（前記前提事実(3)イ参照）。

この点、原告は、平成27年度の政務活動費については、同年度の収支報告書の提出期限である平成28年4月30日時点の政務活動費収支報告書の記載内容に基づいて、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきであるなどと主張するが、前記(1)キ(イ)のとおり、収支報告書の提出期限後にその記載内容の訂正があった場合には、当該訂正後の記載内容も踏まえ、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきであり（なお、横越議員に係る前示の訂正内容が客観的に誤りであるとは認められない。）、また、仮に、上記訂正に係る支出について横越議員が金沢市に不当利得返還債務を負うことがあるとしても、後記8において説示したところも考慮すれば、当該債務は、その全額が上記返還によって弁済されたものとして消滅することになるから、いずれにしても、上記支出について横越議員が不当利得返還債務を負うとする原告の主張は採用できない。
5
10

ウ 別表3－2（会議費）について

(ア) 証拠（甲4, 7, 18, 丙ウ1ないし3, 7, 15, 16）によれば、横越議員が、平成27年度の会議費として、別表3－2の5番（金沢市テニス協会の会費）については全額、その余の支出については1支出当たり5000円を限度とする合計4万円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等（前記前提事実(3)イの訂正後のもの）に計上したこと、横越議員の会議費支出の内訳は、各種会費・懇親会費等であったことが認められる。
15
20

(イ) 別表3－2の1番の支出について、証拠（甲18の1, 丙ア14, 丙ウ7, 16）によれば、横越議員は、平成27年8月8日に開催された日台交流議員会議（サミット）に参加した後、交流会に参加してその会費として1万円を支出し、うち5000円の限度で政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したことが認められるが、同支出につ
25

いて、これが違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実が立証されているということはできず、使途基準に合致しない支出であるとは認められないことは、前記(1)ウ(ウ)において高村議員に関して認定説示したことろと同様である。

5 (ウ) 別表3-2の2番の支出について、証拠（甲18の2、丙ア16、丙ウ7、16）によれば、横越議員は、平成27年10月13日に石川中央都市圏議会連絡会が主催して実施された行政課題研究会に参加した後、意見交換交流会に参加し、会費として5000円を支出し、その全額について政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したことが認められるが、同支出について、これが違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実が立証されているということはできず、本件使途基準に合致しないものであるとは認められないことは、前記(1)ウ(オ)において高村議員に関して認定説示したことろと同様である。

10 (エ) 別表3-2の3番の支出について、証拠（甲18の3、丙ウ7、16）によれば、横越議員は、交通機動隊白バイ友の会の情報・意見交換会に参加し、会費として1万円を支出し、5000円の限度で政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したこと、同情報・意見交換会は、平成27年7月9日に金沢東急ホテルで行われたこと、同情報・意見交換会には、石川県警察交通部長を筆頭に交通機動隊の現役警察官と交通機動隊白バイ友の会会員が参加したことが認められる。

15 20 25 以上の事実によれば、同情報・意見交換会は、その会費の金額、会の状況等からして、飲食を伴う会合であったと認められる。この点、横越議員の陳述書（丙ウ16）によれば、同情報・意見交換会には、石川県警察交通部長を筆頭に交通機動隊の現役警察官と交通機動隊白バイ友の会会員が参加し、交通安全、交通事故防止、交通違反取締りの在り方等に関する情報・意見交換が行われたとされているが、同会合の具体的な目的や進行

予定等を明らかにする実施要領等は証拠として提出されておらず、具体的な情報や意見交換の内容に関する議事概要等が作成されたとも認められない。これらに加え、上記支出に係る領収書（甲18の3）のただし書にも「交通機動隊白バイ友の会懇親会費」とのみ記載されていることなどにも照らすと、懇親会とは別に、これに接着して、政務活動としての本件条例別表に定める「会議」に該当するような会合が開催されたものとは認められず、上記懇親会は、当初から議員と警察官や交通機動隊白バイ友の会会員との間での親睦や飲食を主目的としたものであったと推認される。そうすると、上記情報・意見交換会の会費については、これが本件条例別表備考2が政務活動費を充てることができないものとしている「飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費」又は「慶弔費その他の交際費的経費」、具体的には、本件手引きがこれらの具体例として掲げる「親睦を目的とする会合の会費」又は「会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用」に該当することを推認させる一般的・外形的事実が立証されているというべきであり、これが本件使途基準に合致することについての的確な反証はない。

よって、交通機動隊白バイ友の会の懇親会費である別表3-2の3番の5000円の支出は、本件使途基準に合致しないものであると認められる。

(オ) 別表3-2の5番の支出について、証拠（甲18の5、丙ウ7、12ないし14、16）によれば、横越議員は、金沢市テニス協会の役員会に参加し、その会費として1万円を支出し、その全額について政務活動費を充てができる経費として収支報告書等に計上したこと、同役員会は、平成28年2月6日に金沢東急ホテルで行われたこと、金沢市テニス協会は、市内におけるテニスの大会やテニス教室、各種イベントの実施や、選手登録者の管理等の事業を行う団体であることが認められる。

以上の事実によれば、上記役員会は、その会費の金額や会合の開催場所等に照らし、飲食を伴う会合であったと推認される。この点、横越議員の

陳述書（丙ウ16）によれば、同役員会においては、毎年3月末頃に開催している総会の準備のため、総会審議事項等に関する情報・意見交換を行ったとしているが、同陳述書によっても、具体的に協議された内容や同役員会でいかなる事項が決定されたのか明らかではない。また、同会合の具体的な目的や進行予定、審議事項等を明らかにする上記役員会の招集通知や実施要領等も証拠として提出されておらず、具体的な協議事項やその審議結果等を明らかにする議事概要等が作成されたとも認められない。以上説示したところによれば、上記役員会自体が、政務活動としての本件条例別表に定める「会議」に該当するような会合であったとは認め難いというべきであるし、また飲食を伴う懇談会とは別にこれに接着して本件条例別表に定める「会議」に該当するような会合が開催されたものとも認められず、上記役員会は、金沢市テニス協会の役員間での親睦や飲食を主目的とした会合であったと推認される。そうすると、上記役員会の会費については、本件条例別表備考2が政務活動費を充てることができないものとしている「飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費」又は「慶弔費その他の交際費的経費」、具体的には、本件手引きがこれらの具体例として掲げる「親睦を目的とする会合の会費」又は「会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用」に該当することを推認させる一般的・外形的事実が立証されているというべきである。なお、同議員は、陳述書（丙ウ7、16）において、金沢市テニス協会は、青少年の健全育成、体育活動、スポーツ振興等に関する活動を行っている旨指摘するところ、確かに、前記認定の金沢市テニス協会の活動内容 자체は市政に関連するものであるということができるが、他方、前記会費の支出の対象となった平成28年2月6日開催の役員会自体については、政務活動としての本件条例別表に定める「会議」に該当するような会合であるとは認め難いことは前示のとおりであって、同議員が指摘する点は、前記判断を左右するものとはいはず、他に上記支

出が本件使途基準に合致することについての的確な反証はない。

よって、金沢市テニス協会の会費である別表3-2の5番の1万円の支出は、本件使途基準に合致しないものであると認めるのが相当である。

(カ) 別表3-2の6番の支出について、証拠(甲18の6、丙ア18、丙ウ7、16)によれば、横越議員は、平成28年2月15日に金沢東急ホテルで開催された市政担当記者との懇親会に参加し、会費として5000円を支出して、その全額について政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したこと、同懇親会には、横越議員を含む6名の議員、市政担当記者15名が参加したことが認められる。

しかるところ、上記懇親会の経費については、これが、本件条例及び本件手引きが政務活動費を充てることができないものとしている経費に該当することを推認させる一般的・外形的事実が立証されているというべきことは、前記(1)ウ(カ)において高村議員に関して認定説示したことと同様であり、これが本件使途基準に合致することについての的確な反証もない。

よって、市政担当記者との懇親会費である別表3-2の6番の5000円の支出は、本件使途基準に合致しないものであると認められる。

(キ) 別表3-2の7番の支出について、証拠(甲18の7、丙ウ7、16)によれば、横越議員は、金沢市城北地区開発促進同盟会の役員懇談会に参加し、会費として6000円を出し、5000円の限度で政務活動費を充てができる経費として収支報告書等に計上したこと、同懇談会は、平成28年3月28日にホテル金沢で行われたこと、同同盟会は、金沢市城北地区町会連合会である浅野町・馬場・夕日寺・小坂・千坂・森山校下の町会連合会の同盟会であり、金沢市城北地区の防災道路工事、小中学校及び高等学校の改築等の開発促進に関し、行政庁に要望することを目的とする団体であることが認められる。

以上の事実によれば、上記同盟会の目的や活動内容は、市政に関連する

ものとはいえるものの、本件での支出の対象となっている懇談会自体は、その会費の金額、会の状況等からして、飲食を伴う会合であったと認められる。そして、横越議員の陳述書（丙ア18）によれば、同懇談会では、同同盟会が毎年夏頃に行う総会の準備のため、総会審議事項等に関する情報・意見交換を行ったとされているが、同陳述書によっても、具体的に協議された内容や同会合でいかなる事項が決定されたのか明らかではない。
また、同懇談会の議題や進行予定等を明らかにする実施要領等は証拠として提出されておらず、具体的な協議事項やその審議の結果等を明らかにする議事概要等が作成されたものとも認められない。そうすると、上記同盟会の性格をしんしゃくしても、同懇談会自体が政務活動に該当するような会合に当たるとはい難く、またこれに接着して政務活動に該当するような会合が開催されたものとも認められず、同懇談会は、当初から役員間での親睦や飲食を主目的とした会合であったと推認される。したがって、同懇談会の会費については、本件条例別表備考2が政務活動費を充てることができないものとしている「飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費」又は「慶弔費その他の交際費的経費」、具体的には、本件手引きがこれらの具体例として掲げる「親睦を目的とする会合の会費」又は「会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用」に該当することを推認させる一般的・外形的事実が立証されているというべきであり、これが本件使途基準に合致することについての的確な反証はない。

よって、金沢市城北地区開発促進同盟会の役員懇談会会費である別表3-2の7番の5000円の支出は、本件使途基準に合致しないものであると認められる。

（ク）以上によれば、横越議員が政務活動費を充当できるものとして収支報告書（前記訂正後のもの）に計上した会議費支出のうち、別表3-2の3, 5ないし7番の支出額合計2万5000円については本件使途基準に適

合しない支出であると認められるが、その余のものについては、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(イ) なお、別表3-2の4番の支出について、前記のとおり、横越議員は、
計上に誤りがあったとしてこれを収支報告書等に計上しないこととする
5 訂正をした上、当該訂正等に伴い、同支出額相当の政務活動費5000円
を既に被告に返還している（前記前提事実(3)イ参照）。

この点、原告は、平成27年度の政務活動費については、同年度の収支報告書の提出期限である平成28年4月30日時点の収支報告書の記載内容に基づいて、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきである
10 などと主張するが、前記(1)キ(イ)のとおり、収支報告書の提出期限後にその記載内容の訂正があった場合には、当該訂正後の記載内容も踏まえ、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきであり（なお、横越議員に係る前記の訂正内容が客観的に誤りであるとは認められない。）、また、仮に、
15 上記訂正に係る支出について横越議員が金沢市に不当利得返還債務を負うことがあるとしても、後記8において説示するところも考慮すれば、当該債務はその全額が上記返還によって弁済されたものとして消滅することになるから、いずれにしても、上記支出について横越議員が不当利得返還債務を負うとする原告の主張は採用できない。

エ 別表4-2（人件費）について

(ア) 証拠（甲4, 7, 19, 丙ウ1ないし7, 15）によれば、横越議員は、
20 平成27年度当時、自宅（金沢市昌永町13番27号）の一室を政務活動事務所（以下「本件横越事務所」という。）として使用し、また、訴外内川由紀子（以下「内川」という。）をアルバイトとして自らの上記政務活動専用事務所で雇用し、1時間当たり1000円を給与として支払っていたこと、同年度の入件費として、内川に対し合計60万円を出し、同支出額を2分の1の割合（本件手引きにおける政務活動費の入件費への充当
25

限度割合)で按分した金額(30万円)につき、政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したこと、内川は、同年度当時、横越議員の本件横越事務所において、主に政務活動に関する書類の作成・整理や来客対応などの補助業務を行っていたことが認められ、これを左右するに足りる証拠はない。

5

(イ) 原告は、横越議員の内川に対する人件費の支出につき、甲19記載の「事務員手当」は、同議員の政務活動を補助する内容に該当しないものであるから、同議員が議長に提出した書面は、政務活動の補助業務をしていたことを裏付けるものとはいえない旨主張する。

10

しかし、上記(1)エ(イ)のとおり、人件費として政務活動費を充当できる経費の範囲は、議員が雇用する者が現に従事する業務の内容に照らして客観的に判断されるべきものであって、議員が収支報告書等に添付した領収書の記載内容のみによって左右されるものではないし、その判断の基礎となる資料も、議員が収支報告書等に添付した証拠資料に限られるものではないというべきである。そして、前記(ア)のとおり、本件証拠関係等に照らすと、内川への給与の支払は、同人が横越議員との雇用契約に基づく業務に現に従事した時間に応じて支給されていたものであり、また、内川は、上記雇用契約に基づき、横越議員の行う政務活動の補助業務に従事していたと認められるのであって、本件全証拠をもってしても、内川がその業務時間の相当部分を横越議員の政務活動の補助業務以外の業務に従事していたなど、内川に係る人件費への政務活動費の支出が本件使途基準に合致しないことを推認させる一般的・外形的事実が立証されているということはできない。

15

20

よって、原告の上記主張は採用できない。

25

(ウ) 以上によれば、横越議員の収支報告書に計上された人件費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

オ 別表5－2（事務所費）について

(ア) 証拠（甲4, 7, 20, 丙ウ1ないし3, 7, 15）によれば、横越議員が、平成27年度の事務所費として光熱費、電話料金、ケーブルテレビ料金、インターネット利用料金、NHK放送受信料、来客用菓子代、消耗品等購入費を支出し、それらの支出額の3分の1に当たる28万7471円の限度で政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等（前記前提事実(3)イによる訂正後のもの。）に計上したこと、上記消耗品等は、横越議員が政務調査活動に使用したこと、上記消耗品等は、横越議員が本件横越事務所において政務活動に使用したことが認められる。また、前記エ(ア)で認定したところによれば、本件横越事務所の形態は、本件手引きにおける「政務活動事務所＋自宅等」に該当すると認められるところ、本件手引き上、同形態の事務所については、光熱費、通信費、事務用品等（事務用品、来客用茶菓子代、その他消耗品代等）のいずれも支出額の3分の1の限度で政務活動費を充当できるとされている。

(イ) 以上の認定事実及び前記(1)オ(イ)において説示したところによれば、横越議員の収支報告書（前記訂正後のもの）に計上された事務所費の支出（ただし、原告が違法であると主張していないものを除く。）は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(ウ) なお、別表5－2の25, 27, 43, 49, 67及び85番の支出について、前記のとおり、横越議員は、計上に誤りがあったとしてこれを収支報告書等に計上しないこととする旨の訂正をした上、当該訂正等に伴い、政務活動費合計12万1691円を既に被告に返還している（前記前提事実(3)イ参照）。

この点、原告は、平成27年度の政務活動費については、同年度の収支報告書の提出期限である平成28年4月30日時点の政務活動費収支報告書の記載内容に基づいて、政務活動費支出の違法性の有無が判断される

べきであるなどと主張するが、前記(1)キイのとおり、収支報告書の提出期限後にその記載内容の訂正があった場合には、当該訂正後の記載内容も踏まえ、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきであり（なお、横越議員に係る前示の訂正内容が客観的に誤りであるとは認められない。）、
5 また、仮に、上記訂正に係る支出について横越議員が金沢市に不当利得返還債務を負うことがあるとしても、後記8において説示するところも考慮すれば、当該債務はその全額が上記返還によって弁済されたものとして消滅することになるから、いずれにしても、上記支出について横越議員が不当利得返還債務を負うとする原告の主張は採用できない。

10 カ 別表6－2（会派共用費）について

(ア) 証拠（甲4, 7, 21, 丙ウ1ないし3, 7, 15）によれば、横越議員は、平成27年4月27日及び同年9月14日の2回に分けて、同年度の会派共用費合計6万円を概算払いにより支出するとともに、これにつき政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上し、他方、同会派共用費の精算に伴い平成28年3月31日に同議員が会派から交付を受けた会派共用費精算金6646円について、収支報告書の収入の部のうち「その他（預金利子等）」の項目に計上したことが認められるところ、上記会派共用費の計上額は、本件手引きが定める限度額を超えないものである。しかるところ、前示のとおり、会派共用費に関する本件条例の規定が違法無効であるということはできず、これについての本件手引きの定めが法及び本件条例に照らして不合理であるということもできないのであって、横越議員による会派共用費の支出（前記精算金部分を除く。）について、これが違法であることを推認させる一般的・外形的事実の主張立証はない。

25 (イ) 以上によれば、横越議員の収支報告書に計上された会派共用費の支出（なお、収支報告書の収入の部に計上された前記精算金については、後記

8を参照。)は、いずれも政務活動費を充てることができないものであるとは認められない。

キ 別表7-2(共通経費)について

(ア) 前示6のとおり、本件条例の共通経費の規定は無効であるとは認められないところ、証拠(甲4, 7, 22, 丙ウ1ないし3, 7, 15)によれば、横越議員は、平成27年度の共通経費として、自動車ガソリン代、携帯電話代、自動車リース料金を支出し、これを2分の1の割合(ただし、自動車リース料金については、その2分の1を下回る月額3万円)で按分した合計19万6703円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、横越議員は、政務活動に関する、自動車を現地視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として、携帯電話を連絡手段として、それぞれ利用しており、これらの政務活動の用に供する目的での使用割合はいずれも2分の1を超えていたこと、上記按分後の自動車ガソリン代及び携帯電話代は、本件手引きの定める上限額(それぞれ月額2万円及び月額1万5000円。前記法令等の定め(4)ウ(キ))を超えないことが認められる。そして、共通経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従って判断すべきところ(前示6)、上記認定の各経費の内容・性質に照らすと、これらは、本件手引きによればいずれも支出額の2分の1の限度(ただし、上限月額の範囲内)で政務活動費を充当できるものと認められ、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきである。

(イ) 以上によれば、横越議員が政務活動費を充当できるものとして収支報告書等に計上した共通経費支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

ク 以上説示したところによれば、横越議員の収支報告書(ただし、前記前提事実(3)の訂正後のもの)に政務活動費を充てができるものとして計上



された支出（ただし、原告が違法であると主張していないものを除く。）は、別表1－2の1番、別表3－2の3、5ないし7番の支出額合計3万0500円については本件使途基準に適合しない支出であると認められるが、その余のものについてはいずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められないし、同議員に係る本件各支出のうち、収支報告書（上記訂正後のもの）に計上されていない支出についても、同議員が不当利得返還義務を負うものとは認められない。

5
10
15
20
25
(3) 野本議員の支出

ア 別表1－3（調査研究費）について

（ア）証拠（甲5、8、23、丙イ1、4、7、20）によれば、野本議員は、平成27年度の調査研究費として、45万0428円を支出し、按分することなくその全額につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、野本議員の調査研究費支出の内訳は、各種団体の年会費並びに視察のための交通費、宿泊費及び手土産代等であったことが認められる。

（イ）別表1－3の1番について

証拠（甲23、丙イ7、8、20）によれば、これは、青山会と称する団体の年会費であること、同団体は、議員による意見発表研修会や様々なレクリエーション等を行う団体であること、同会の年会費は1万5000円であることが認められる。

以上によれば、同協力会の目的は、議員同士による様々な意見発表等を通じて市政に関する問題への知見を深めることにあると推認できるところ、かかる目的や上記のような同会の活動内容は、市政に関連するものといえ、同会の活動を通じて議員各種知見を獲得するとともに議員間での意見交換を図ることは、市政を遂行する上で有益なものであって、議会の審議の充実強化に資するものといえる。また、同会の年会費の金額が社会通

念上不相當に高額であるとは認められず、同会が野本議員の個人的資格要件で加入している団体であるとも認められない。

よって、青山会の年会費である別表1－3の1番の支出は、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

5 (ウ) 別表1－3の2番について

証拠（甲23、丙イ7、9、20）によれば、これは、金沢市ラグビーフットボール協会の年会費であること、同協会は、金沢市内における各種ラグビー大会の実施やラグビー教室の開催、研修会等を行っているほか、小学校等へのラグビーの普及活動等を行う団体であること、同協会の年会費は1万0540円であること、野本議員は、平成27年度当時、同協会の参与を務めていたことが認められる。

以上によれば、同協会は、市内におけるラグビーの普及活動やラグビーに関するイベントの実施等を目的とするものと推認され、こうした同協会の目的や活動内容は、青少年の健全育成やスポーツ振興等の市政に関連するものであるということができる。したがって、上記のような団体の活動を通じてこれらについての実情を把握し知識を得ることは、議会の審議の充実強化にも資するものといえる。また、同協会の年会費の金額が社会通念上不相當に高額であるとは認められないし、上記のような同協会の性格や活動内容等を踏まえると、野本議員が同協会の参与を務めていたことを考慮しても、同議員がその個人的な資格要件で同団体に加入しているとも認められない。

よって、金沢市ラグビーフットボール協会の年会費である別表1－3の2番の支出が違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいはず、同支出は、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

25 (エ) 別表1－3の3番について

証拠（甲23）によれば、別表1－3の3番の支出は、金沢駐屯地協力会の年会費であると認められるが、同会費への支出が、本件使途基準に合致しないものとは認められないことは、前記(1)アイにおいて高村議員について認定説示したところと同様である。

5 (オ) 別表1－3の8番について

証拠（甲23、丙イ7、11、20）によれば、これは、石川県釣り団体協議会の年会費であること、同協議会は、石川県内の港湾、堤防等の立入禁止措置に対する規制緩和の対策や、環境保全活動に対する参加及び啓発活動、釣り場の警備や海難事故防止等の活動を行う団体であること、同協議会の年会費は1万円であることが認められる。

10 以上によれば、同協議会の目的は、釣りの発展や振興を図るとともに、環境保全や河川・港湾等における安全等を確保することにあると推認できるところ、こうした目的や上記のような活動内容は、市政に関連するものといえ、同協議会の活動を通じてこれらについての実情を把握して知識を得ることは、金沢市の自然環境の保全、水産資源の保護等の行政施策を遂行する上で有益なものであって、議会の審議の充実強化に資するものといえる。また、同協議会の年会費の金額が社会通念上不相當に高額であるとは認められず、同協議会が野本議員の個人的資格要件で加入している団体であるとも認められない。

15 20 よって、石川県釣り団体協議会の年会費である別表1－3の8番の支出について、これが違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実が立証されているとはいはず、上記支出は、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(カ) 別表1－3の13番について

25 証拠（甲23、丙イ7、12、20）によれば、これは、日韓親善協会の年会費であること、同協会は、日韓両国民の理解と友好を深めるため、

経済・文化及びスポーツ等を通じて、相互の交流と親善に努めることを目的として、日韓における政治外交問題に関する講演会や韓国への理解促進を深める行事の開催等を行う団体であること、同協会の一般会員の年会費は300円であることが認められる。

5 上記のような同協会の目的や活動内容は、市政に関連するものといえ、同協会の活動を通じて知識を得ることは、韓国への理解促進や国際文化交流等の行政施策を遂行する上で有益なものであって、議会の審議の充実強化に資するものといえる。また、同協会の年会費の金額が社会通念上不相
10 当に高額であるとは認められず、同協会が野本議員の個人的資格要件で加入している団体であるとも認められない。

よって、日韓親善協会の年会費である別表1-3の13番の支出について、これが違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実が立証されているとはいはず、上記支出は、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

15 (キ) 別表1-3の26番について

証拠(甲23、丙イ7、13、20)によれば、上記支出は石川県ウォーキング協会の年会費であること、同協会は、ウォーキングを通じた地域の活性化を図るために、石川県内における各種ウォーキング大会の主催及び協力等を行う団体であること、同協会の年会費は350円であることが認められる。

以上によれば、同協会の目的は、各種ウォーキング大会の開催等を通じて地域の発展や市民の健康増進を図ることにあると推認できるところ、かかる目的は市政に関連するものといえ、同協会の活動に参加することは、地域の活性化や健康促進等の行政施策を遂行する上で有益なものであつて、議会の審議の充実強化に資するものといえる。また、同協会の年会費の金額が社会通念上不相当地に高額であるとは認められず、同協会が野本議

員の個人的資格要件で加入している団体であるとも認められない。

よって、石川県ウォーキング協会の年会費である別表1－3の26番の支出について、これが違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実が立証されているとはいはず、上記支出は、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。
5

(ク) 別表1－3の7番について

証拠（甲23の4、丙イ7、14、20、21、24）によれば、野本議員は、他の市議会議員3名とともに、平成27年6月3日から同月4日にかけて、白糸ハイランドウェイの取組みや北陸新幹線開業後の軽井沢・金沢の誘客連携等を調査する目的で、軽井沢を視察したこと、同視察先への手土産として、合計5346円分の菓子（1箱当たり10個入りの和菓子3箱分）を購入し、1336円（5346円を議員4名の頭数で割った金額）につき、政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したことが認められる。
10

そして、視察先への手土産の提供については、これが視察の円滑な実施に資する場合があることは否定し難いところであり、当該視察自体が議会の議員としての活動に該当する場合には、当該手土産の提供が、当該視察の内容に照らし不必要であることが明らかである場合や、その支出額が社会通念上儀礼の範囲を超えて不相当地に高額であると認められる場合などを除き、政務活動との合理的関連性を有するものというべきであって、当該手土産に係る支出が直ちに本件使途基準に合致しない支出ということはできない。しかるところ、前認定の野本議員の視察の目的や内容に照らせば、これは、議会における審議の充実強化に資するものであって、議会の議員としての活動に該当するというべきところ、上記視察の相手方や内容等に鑑みると、手土産を持参することが明らかに不必要であるとは認められないし、その金額（5346円）も、視察の規模（議員4名による参
20
25

加) 等に照らして、社会通念上儀礼の範囲を超えて不相當に過大であるとも認められないから、上記視察先への手土産に係る経費についても、政務活動としての視察と合理的関連性を有するものというべきである。

よって、軽井沢視察における手土産代である別表1-3の7番の支出は、
5 本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(イ) 別表1-3の9ないし12, 25, 28ないし30, 35ないし37番について

10 証拠(甲23の6ないし9, 13ないし18, 丙イ7, 20)によれば、野本議員は、平成27年5月から平成28年3月にかけて、1月当たり1万8160円から2万5460円のタクシ一代を支出し、その全額について政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したこと、各タクシ一代の明細書には、タクシーの利用目的に係る報告会や意見交換会等の開催場所、概要等が記載されていることが認められる。

15 そして、本件手引きにおいては、政務活動費を充てができる調査研究費の主な例として、調査研究に係る交通費を掲げているところ、上記各明細書の記載内容及び金沢市内の公共交通機関の状況等に鑑みれば、野本議員の各タクシーの利用には、野本議員が調査研究活動を行うに当たり合理的な必要性があるものと認められ、また、その1月当たりの金額も社会通念上相当な範囲にとどまっているものと認められるから、上記タクシ一代に係る経費についても、野本議員が行う政務活動との合理的関連性を有するものというべきである。
20

よって、タクシ一代である別表1-3の9ないし12, 25, 28ないし30, 35ないし37番の各支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

25 (ロ) 別表1-3の17ないし24番について

証拠(丙イ1, 7, 20)によれば、野本議員は、平成27年10月8

日，京都及び大阪視察における鉄道及び路線バスの乗車賃として，別表1－3の17ないし24番の充当支出額記載のとおり支出し，その全額につき政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したこと，これらの支出の際には自動券売機を利用し，領収書を徴収できなかつたことから，交通費内訳書（丙イ1）を添付し，交通費の内訳を説明したことが認められる。

この点，原告は，上記各支出につき，支出を裏付ける領収書がないから違法支出である旨主張する。しかしながら，本件条例10条1項は，政務活動費支出の透明性確保の見地から，政務活動費の交付を受けた議員に対し，収支報告書の作成及び政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他当該支出に係る事実を証する書類の写しの添付を要求するもの，本件手引きは，自動券売機で切符等を購入した場合については，領収書の徴収が不能であるため，領収書の添付を不要としているところ（前示2(4)参照），商慣習上，このような場合には領収書の徴収が困難であると認められる上，こうした運賃等については比較的少額にとどまるものと考えられることからすれば，上記本件手引きの記載が不合理とまではいえない。そして，上記各支出に係る京都及び大阪視察が，政務活動と無関係のものであるといった事情も認められない。

以上によれば，視察に伴う鉄道，路線バス等の乗車賃である別表1－3の17ないし24番の各支出については，いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められず，原告の上記主張は採用できない。

(サ) 以上より，野本議員が政務活動費を充当できるものとして収支報告書に計上した調査研究費（ただし，原告が違法であると主張していないものを除く。）については，いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

イ 別表2－3（広報費）について

(ア) 証拠（甲5, 8, 24, 丙イ4, 5, 7）によれば、野本議員が、平成27年度の広報費として、112万4978円を支出し、按分することなくその全額につき、政務活動費を充当できる経費として収支報告書等（前記訂正後のもの）に計上したこと、野本議員の広報費支出の内訳は、市政報告会の案内の発送費用、市政報告会のお茶及び菓子代、視察の際に撮影した写真の現像代、議会傍聴の案内の発送費用、市政報告書の作成及び発送費用、市政報告会のお茶及び菓子代、案内はがき及び資料の作成費用であったことが認められる。

(イ) 野本議員が平成27年度中に行った各市政報告会について

証拠（丙イ5, 7, 20）によれば、野本議員は、平成27年度当時、主として都市交通のあり方、福祉と地域連携、スポーツ振興、国際交流、観光政策、教育行政等に関する調査研究に取り組んでいたところ、同年6月15日、同年9月25日、同年12月25日及び平成28年3月19日には中央金沢朱鷺の苑で、平成27年8月26日にはホテルトラスティ金沢香林坊で、同年12月7日にはホテル金沢で、平成28年2月26日には金沢東急ホテルで、それぞれ市政報告会を実施したこと、これら各市政報告会において、野本議員が取り組んでいた上記調査研究の内容を中心に報告したことが認められ、これを左右するに足りる証拠はない。

以上の事実によれば、上記各市政報告会は、いずれも野本議員が取り組み又は関心を有している施策を報告する内容となっており、市民の市政に対する興味関心を喚起向上し、市民からの要望や意見等を直接把握する契機となり得るものであって、議会の審議の充実強化に資するものといえる。

(ウ) 野本議員が平成27年度中に作成した市政報告書について

証拠（丙イ5の5, 7）によれば、野本議員の作成した市政報告書である「のもとまさとnews のもと通信」には、金沢市議会で野本議員が行った質疑及びそれに対する市長からの回答を紹介する記事や、野本議員

の活動報告、野本議員がこれらを踏まえた議員活動に対する決意を表明した文章等が掲載されており、同議員の氏名や連絡先、写真等が掲載されている部分もあるものの、これら写真等は紙面全体のわずかな割合にとどまっていることが認められる。

5 以上によれば、当該市政報告書の大部分は、野本議員が取り組み又は関心を有している施策等を紹介する内容であり、市民からの要望を受ける契機となり得るなど、議会の審議の充実強化につながるものであって、同議員の政務活動に資するものといえ、当該市政報告書の写真等が、野本議員の宣伝効果を有するとしても、上記のような市政報告書の形式や内容に鑑みれば、野本議員の宣伝を主たる目的とするものとは認められない。

10 (エ) 別表2-3の1ないし5, 7, 13, 16, 17, 22ないし26, 29ないし32, 34ないし39番の支出について、証拠(甲24の5, 7, 13, 16, 17, 22ないし26, 29ないし32, 34ないし39, 丙イ5, 7)によれば、これらは、いずれも上記各市政報告会の案内状や、市政報告書等の作成・発送費用に係る支出であることが認められる。

15 そして、上記各市政報告会の案内状(丙イ5の1, 2, 4, 9, 10)には、各市政報告会の日時や場所のほか、支援に対する感謝の意を述べた文章等が記載されており、かかる記載内容からすれば、その主たる目的は、上記各市政報告会の日時等を周知し、もってその参加を呼びかけるものであると認められ、上記感謝の意を述べた文章等が、野本議員の宣伝効果を有するとしても、これを主たる目的とするものとまでは認められず、上記各市政報告会を開催するに当たり、このような案内を市民に送付することも、政務活動としての上記各市政報告会の実施と合理的関連性を有するものといえる。そして、本件手引きにおいて、広報費の主な例として、市政報告のための文書通信費も挙げられていることをも参照すれば、上記各支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(オ) 別表2-3の8, 9, 14, 15, 27, 28, 40及び41番の支出について、証拠(甲24の8, 9, 14, 15, 27, 28, 40, 41)によれば、いずれも上記各市政報告会のためのお茶及び菓子代であること、野本議員は、平成27年6月15日の市政報告会のために、合計3万2400円分のお茶(1本当たり150円(税別)のお茶200人分の合計に消費税を加算した金額)及び合計2万5920円分の菓子(1人当たり120円(税別)の菓子200人分の合計に消費税を加算した金額)を購入したこと、同年9月25日の市政報告会のために、前同様の合計3万2400円分のお茶及び前同様の合計2万5920円分の菓子を購入したこと、同年12月25日の市政報告会のために、合計3万2400円分のお茶(1本当たり200円(税別)のお茶150人分の合計に消費税を加算した金額)及び合計2万2680円分の菓子(1人当たり140円(税別)の菓子150人分の合計に消費税を加算した金額)を購入したこと、平成28年3月29日の市政報告会のために、合計3万2400円分のお茶(1本当たり200円(税別)のお茶150人分の合計に消費税を加算した金額)及び合計2万2680円分の菓子(1人当たり140円(税別)の菓子150人分の合計に消費税を加算した金額)を購入したことがそれ認められる。

そして、前示(1)イ(ウ)のとおり、茶菓の提供自体は、会合の円滑な進行に資する場合があるというべきところ、本件において、上記各市政報告会の内容に照らしてお茶や菓子を提供することが明らかに不必要であるとは認められないし、上記のお茶及び菓子の金額のいずれも、市政報告会参加者1人当たりで換算すると合計500円程度の範囲にとどまっており、社会通念上儀礼の範囲を超えて不相当に過大であるとは認められないから、上記茶菓に係る経費についても、政務活動としての上記市政報告会と合理的関連性を有するものというべきである。

よって、別表2-3の8, 9, 14, 15, 27, 28, 40及び41番の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(カ) 別表2-3の10及び33番の支出について、証拠（甲24の10, 3
5 3, 丙イ7）によれば、いずれも上記各市政報告会のための会場費である
ことが認められる。上記のとおり、野本議員が開催した市政報告会は、市民の市政に対する関心を喚起向上し、市民からの要望や意見等を直接把握する契機となり得るものであって、議会の審議の充実強化に資するものというべきところ、そのための会場費は、こうした政務活動に直接関連するものといえる。そして、本件手引きも、広報費の主な例として、市政報告のための会場費を掲げているところであり、上記のような当該市政報告会の内容・性質にも照らすと、上記会場費は、まさに本件条例及び本件手引きが広報費として想定する経費にほかならないというべきであって、こうした本件手引きの記載内容をも参照すれば、この会場費の支出が、本件使途基準に合致しない支出であるとは認められない。
10
15

(キ) 別表2-3の11及び12番について

証拠（甲24の11, 12, 丙イ5の3）によれば、当該各支出は、いずれも野本議員が一般質問をする議会の傍聴を呼びかけるための案内状である「議会質問傍聴のお知らせ」の発送費用であることが認められる。

20 そして、当該案内状には、野本議員の質問日時及び質問項目や、金沢市議会の傍聴を呼びかける定型的な文章が記載されているにすぎず、その記載内容に照らして、野本議員個人の宣伝活動が主たる目的であるとは認められないし、市民に対し議会の傍聴を呼びかけることは、市民が直接議員の議会活動や市政について見分する機会となるものであり、こうした市民に対する広報の役割を通じて議会の審議の充実強化に資するものであるから、このような案内状を送付することも、政務活動との合理的関連性を
25

有するものというべきである。

よって、議会傍聴の案内状の発送費用である別表2-3の11, 12番の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

- 5 (ク) 別表2-3の6, 18ないし21番の支出について、証拠(甲24の6, 18ないし21, 丙イ21ないし24)によれば、いずれも、視察の際に撮影した写真の現像代であること、野本議員は、平成27年度中、現像した写真を市政報告書等に掲載したり、市政報告会において参加者に配布するなどしたことが認められる。

10 前記のとおり、野本議員による市政報告会の開催や同議員が作成した市政報告書の配布は、いずれも市民の市政に対する関心を喚起向上し、市民からの要望や意見等を直接把握する契機となり得るものであって、議会の審議の充実強化に資するものというべきところ、これらに使用した写真(丙イ5の5, 21, 23の各写真)は、これが掲載された市政報告書の記載と併せてみれば、視覚に訴える方法で視察の様子等を紹介する効果を有するものであるということができ、これが野本議員自身の宣伝を主たる目的として掲載・配布されたものとは認められない。したがって、こうした写真等を現像するための経費も、上記のような政務活動に関連するものといえるから、上記写真の現像代である別表2-3の6, 18ないし21番の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

15

20 ケ よって、野本議員の収支報告書等に計上された広報費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

ウ 別表3-3(会議費)について

- 25 (ア) 証拠(甲5, 8, 25, 丙イ4, 7, 20)によれば、野本議員が、平成27年度の会議費として、2万5400円を支出し、そのうち駐車場代

に係る経費はその全額を、その余は1支出当たり5000円の限度で、政務活動費を充当できる経費として収支報告書等に計上したこと、野本議員の会議費支出の内訳は、各種講演会・懇親会費や駐車場代等であったことが認められる。

5 (イ) 別表3-3の1及び2番の支出について、証拠（甲25の1、2、丙ア14、丙イ7、16、20）によれば、野本議員は、平成27年8月8日にANAクラウンプラザホテル金沢で開催された日台交流議員会議（サミット）に参加した後、交流会に参加してその会費として1万円を支出し、うち5000円の限度で政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上するとともに、その際同議員が利用した駐車場での駐車料金400円について、その全額について政務活動費を充てることができると認められる。

10 しかるところ、上記収支報告書に計上された経費のうち、会費に係る支出について、これが違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実が立証されているということはできず、使途基準に合致しない支出であるとは認められないことは、前記(1)ウ(ウ)において高村議員に関して認定説示したところと同様である。

15 また、上記駐車料金についても、前記のとおり政務活動に当たる前記会合に参加するために必要かつ相当な範囲のもとであるというべきであり、本件手引きが、政務活動費を充てができる会議費の例として駐車料金を掲げていることも参酌すれば、これが本件使途基準に合致しない支出であるとは認められない。

20 (ウ) 別表3-3の3番の支出について、証拠（甲25の3、丙ア15、丙イ7、17、20）によれば、野本議員は、平成27年8月25日に開催された「もっと仲良く韓国・日本」と題する講演会に参加した後、懇親会に参加してこれらの会費5000円を支出し、その全額について政務活動費

を充てることができる経費として収支報告書等に計上したことが認められるが、同支出について、これが違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実が立証されているということはできず、使途基準に合致しない支出であるとは認められないことは、前記(1)ウ(エ)において高村議員に
5 関して認定説示したところと同様である。

(エ) 別表3-3の4番の支出について、証拠（甲25の4、丙ア16、丙イ7、18、20）によれば、野本議員は、平成27年10月13日に石川中央都市圏議会連絡会が主催して実施された行政課題研究会に参加した後、意見交換交流会に参加してその会費として5000円を支出し、その全額について政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したことが認められるが、同支出について、これが違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実が立証されているということはできず、本件使途基準に合致しないものであるとは認められないことは、前記(1)ウ(オ)において高村議員に
10 関して認定説示したところと同様である。

(オ) 別表3-3の5番の支出について、証拠（甲25の5、丙イ7、19、20）によれば、野本議員は、高崎市議会との北陸新幹線開業後の両市の都市としての活性化対策をテーマとする意見交換会及びその後行われた交流会に参加し、交流会会費として7000円を出し、5000円の限度で政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したこと、同意見交換会は、平成28年1月28日午後3時から金沢市役所本庁舎内の会議室で行われ、交流会は、午後6時から八百辰（金沢市笠舞2-1-39所在の料亭）で行われたこと、金沢市役所本庁舎から同料亭までは、マイクロバスで移動したものであることが認められる。
20

以上の事実によれば、同交流会は、その会費の金額、会の状況等からして、飲食を伴う会合であったと認められるところ、これに先立つ意見交換会とは、その会場の場所が異なっている。しかしながら、上記意見交換会
25

5 自体は、市政との関連を有し、これに参加することは議会の審議の充実強化に資するものというべきである。そして、上記交流会も、同意見交換会後に連続して開催されたものであり、両者は時間的に近接している上、上記意見交換会の開催案内（丙イ19）も、これに伴うものとして上記交流会への出席を呼びかけるものとなっており、その記載内容等に照らすと、同交流会は、上記意見交換会に出席者した議員らが、そのままそろってマイクロバスを利用して同交流会会場へ移動して開催されることが予定されていたものと認められる。これらの事実関係に加え、上記交流会の会場が、社会通念上、「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を行うのに不適切な場所であるとも認められることなどを踏まえると、上記のとおり、上記交流会の会場がこれに先立つ意見交換会の会場とは異なり、この間をマイクロバスにより移動する必要があったことをしんしゃくしても、上記交流会は、飲食を主たる目的とするものではなく、政務活動を目的とした会議である前記意見交換会に連続して開催されたものであって、同意見交換会に付随するものであると認めるのが相当である。また、野本議員は、本件手引きの記載に従い、上記会費のうち500円の限度で政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したものであり、その金額が社会通念上不相當に高額であるともいえない。

20 よって、高崎市議会との交流会の会費である別表3-3の5番の500円の支出について、これが違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実が立証されているということはできず、上記支出が本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(カ) 別表3-3の6番の支出について、証拠（甲25の6、丙イ7、20）によれば、野本議員は、平成28年2月2日に金沢東急ホテルで開催された市政担当記者との懇親会に参加し、会費として500円を支出して、

その全額について政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上したこと、同懇親会は、平成28年2月2日に金沢東急ホテルで行われたこと、同懇親会には、野本議員を含む6名の議員、市政担当記者15名が参加したことが認められる。

5 しかるところ、上記懇親会の経費については、これが、本件条例及び本件手引きが政務活動費を充てることができないものとしている経費に該当することを推認させる一般的・外形的事実が立証されているというべきことは、前記(1)ウ(カ)において高村議員に関して認定説示したところと同様であり、これが本件使途基準に合致することについての的確な反証もない。

10 よって、市政担当記者との懇談会費である別表3-3の6番の5000円の支出は、本件使途基準に合致しないものであると認められる。

15 (キ) 以上によれば、野本議員が政務活動費を充当できるものとして収支報告書等に計上した会議費のうち、別表3-3の6番の支出額5000円については本件使途基準に適合しない支出であると認められるが、その他の支出は、本件使途基準に適合しない支出であるとは認められない。

エ 別表4-3（人件費）について

(ア) 証拠（甲5、8、26、丙イ2、4、7）によれば、野本議員は、平成27年度当時、自宅（金沢市泉本町2丁目89番地4）の一室を政務活動事務所（以下「本件野本事務所」という。）として使用し、また、訴外金瀬戸晃子（以下「金瀬戸」という。）をアルバイトとして自らの上記政務活動事務所で雇用し、1時間当たり800円を給与として支払っていたこと、同議員は、同年度の人件費として、金瀬戸に対する支出分を2分の1の割合（本件手引きにおける政務活動費の人件費への充当限度割合）で按分した金額である26万5500円につき、政務活動費を充てができる経費として収支報告書等に計上したこと、金瀬戸は、平成27年度当時、野本議員の本件野本事務所において、主に政務活動の資料作成・整理

などの補助業務に加え、政務活動に関連しない電話や来客への対応を行うこともあったことが認められ、これを左右するに足りる証拠はない。

(イ) 原告は、野本議員の人物費の内容は、「政務活動に関する事務職員費」、すなわち同議員の政務活動を補助する内容に該当しないものであることに加え、その業務も抽象的で「政務活動」に該当すると特定できるものではないから、同議員が議長に提出した書面は、政務活動の補助業務をしていたことを裏付けるものとはいえない旨主張する。

しかし、前示(1)エ(イ)のとおり、本件条例等の関係規定に照らせば、人物費として政務活動費を充当できる経費の範囲は、議員が雇用する者が現に従事する業務の内容に照らして客観的に判断されるべきものであって、議員が收支報告書等に添付した領収書の記載内容のみによって左右されるものではなく、その判断の基礎となる資料も、議員が收支報告書等に添付した証拠資料に限られるものではないというべきであるところ、前記(ア)のとおり、本件証拠関係等に照らすと、金瀬戸への給与の支払は、同人が野本議員との雇用契約に基づく業務に現に従事した時間に応じて支給されていたものであり、また、金瀬戸は、上記雇用契約に基づき、野本議員の行う政務活動の補助業務に従事していたものと認められるのであって、本件全証拠をもってしても、金瀬戸がその業務時間の相当部分を野本議員の政務活動の補助業務以外の業務に従事していたなど、金瀬戸に係る人物費への政務活動費の支出が本件使途基準に合致しないことを推認させる一般的・外形的事実が証明されているということはできない。

よって、原告の上記主張は採用できない。

(ウ) 以上によれば、野本議員の收支報告書に計上された人物費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

オ 別表5-3(事務所費)について

(ア) 前記前提事実(3)、証拠(甲5, 8, 27, 丙イ3, 4, 6, 7)及び弁

論の全趣旨によれば、野本議員が、平成27年度の事務所費として光熱費、電話料金、ケーブルテレビ料金、NHK放送受信料、インターネット料金、コピー機に関する費用、事務用品等購入費を支出し、支出額の3分の1以下である16万7950円につき、政務活動費を充当できる経費として収支報告書等に計上したこと、その後、同議員は、収支報告書等の共通経費に計上された900円につき、同支出に係る政務活動費を充てることができる金額を594円に減額するとともにその支出項目を共通経費から事務所費に変更し、同減額後の金額（594円）を事務所費の項目に加算する旨の収支報告書等の訂正を行ったこと（これにより、同訂正後の本件収支報告書において、政務活動費を充てができる事務所費として計上されている経費の合計は、16万8544円となった。なお、上記加算部分は、別表5-3には記載されていない。）、上記事務用品等は、野本議員が政務調査活動に使用したことが認められ、これを左右するに足りる証拠はない。また、前記エ(ア)で認定したところによれば、本件野本事務所の形態は、本件手引きにおける「政務活動事務所+自宅等」に該当すると認められるところ、本件手引き上、同形態の事務所については、光熱費、通信費、事務用品費等のいずれも支出額の3分の1の限度で政務活動費を充当できるとされている。

(イ) 原告は、上記各支出のうちの一部（別表5-3のうち6, 7, 10, 12, 13, 21, 22, 24, 28, 30, 31, 33, 34, 36, 42, 44, 45, 47, 49, 50, 52, 56, 58, 59, 63, 65, 66, 73, 81及び83番の各支出。同別表の「活動（使途）内容」が【】内に記載されているもの。）について、支出を証する書類が存在しないため違法支出である旨主張する。

しかし、本件手引きは、商慣習等から領収書を徴することが難しい場合に、領収書に代わり支出を証明することができる証票類、銀行等の振込金

受取書、預金通帳、クレジットカードの支払明細、レシートなども、領収書として取り扱うことを認めているところ、これらの証票類の記載により支出の具体的な内容を推知し得ることからすれば、上記本件手引きの取扱いが不合理であるとはいえない。しかるところ、野本議員は、領収書を徴収できない光熱費等の支出については、丙イ6のとおり、領収書に代わって同議員名義の預金通帳の写しを収支報告書に添付しており、同通帳記載の取引履歴からすれば、上記各経費につき、収支報告書等記載のとおり支出されたものと認めることができるから、領収書の添付が無いことをもって、直ちにこれらの支出が違法であるとは認められず、他にこれらの支出が本件使途基準に合致しない支出であることを推認させる一般的・外形的事実の主張立証はないから、原告が指摘する上記いずれの支出も、本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

(ウ) 以上によれば、野本議員の収支報告書に計上された事務所費（前記訂正後のもの。ただし、原告が違法であると主張していないものを除く。）の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。

カ 別表6-3（会派共用費）について

(ア) 証拠（甲5、8、28、丙イ4、7）によれば、野本議員は、平成27年4月27日及び同年9月16日の2回に分けて、同年度の会派共用費合計6万円を概算払いにより支出するとともに、これにつき政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等に計上し、他方、同会派共用費の精算に伴い平成28年3月31日に同議員が会派から交付を受けた会派共用費精算金6645円について、収支報告書の収入の部のうち「その他（預金利子等）」の項目に計上したことが認められ、上記会派共用費の計上額は、本件手引きが定める限度額を超えないものである。しかるところ、前示のとおり、会派共用費に関する本件条例の規定が違法無効であるということはできず、これについての本件手引きの定めが

法及び本件条例に照らして不合理であるということもできないのであって、野本議員による会派共用費の支出（前記精算金部分を除く。）について、これが違法であることを推認させる一般的・外形的事実の主張立証はない。

- 5 (イ) 以上によれば、野本議員の収支報告書に計上された会派共用費の支出（なお、収支報告書の収入の部に計上された前記精算金については、後記8を参照。）は、いずれも政務活動費を充てることができないものであるとは認められない。

キ 別表7-3（共通経費）について

- 10 (ア) 前示6のとおり、本件条例の共通経費の規定は無効であるとは認められないところ、証拠（甲5, 8, 29, 丙イ4, 6, 7）によれば、野本議員は、平成27年度の共通経費として、自動車ガソリン代、携帯電話代を支出し、これを2分の1の割合で按分した合計19万2828円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等（前記前提事実(3)の訂正後のもの）に計上したこと、野本議員は、政務活動について、自動車を現地視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として、携帯電話を連絡手段として、それぞれ利用しており、これらの政務活動の用に供する目的での使用割合はいずれも2分の1を超えていたことが認められる。そして、共通経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従って判断すべきところ（前示6）、上記認定の各経費の内容・性質に照らすと、これらは、本件手引きによればいずれも支出額の2分の1の限度で政務活動費を充当できるものと認められ、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきである。
- 15 20 (イ) 以上によれば、野本議員が政務活動費を充当できるものとして収支報告書等（前記訂正後のもの）に計上した共通経費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められない。



(ウ) なお、野本議員は、別表7-3の50番の支出について、計上に誤りがあったとしてその金額を900円から594円に減額した上で、項目を事務所費に変更する旨の収支報告書等の訂正をしている。しかるところ、収支報告書の提出期限後にその記載内容の訂正があった場合には、当該訂正が客観的に誤りであるような場合を除き、同訂正後の記載内容も踏まえ、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきであることは前示のとおりである。そして、上記訂正内容に加え、甲29の30によれば、別表7-3の50番の経費が、前記オ(ア)の事務所費への加算部分の支出とは別に支出されたものとは認められず、前記収支報告書等の訂正内容が客観的に誤りであるとは認められないから、後記8において説示するところも考慮すれば、別表7-3の50番の上記支出につき、野本議員が不当利得返還義務を負うものとは認められない。

ク 以上説示したところによれば、野本議員の収支報告書（ただし、前記前提事実(3)の訂正後のもの）に政務活動費を充てることができるものとして計上された支出は、別表3-3の6番の支出額5000円については本件使途基準に適合しない支出であると認められるが、その余のものについてはいずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められないし、同議員に係る本件各支出のうち、収支報告書（上記訂正後のもの）に計上されていない支出（別表7-3の50番）についても、同議員が不当利得返還義務を負うものとは認められない。

8 爭点②（本件各議員が金沢市に返還すべき不当利得の額）について

- (1) 前記7において説示したところによれば、本件各議員が政務活動費を充てることができる経費として収支報告書等（訂正報告がされたものは訂正後のもの）に計上した経費のうち、高村議員については5000円、横越議員については3万0500円、野本議員については5000円がそれぞれ本件使途基準に合致しないものであると認められ、また、弁論の全趣旨によれば、本件各議員に

つき、収支報告書等に計上された経費以外に政務活動費を充てることができる経費が存在することもうかがわれない。

- (2) もっとも、前記前提事実によると、上記各議員は、収支報告書等に政務活動費を充てができる経費として計上した経費の全部を政務活動費によりまかなっているわけではなく、一部自己資金等政務活動費を原資としない資金を充てていることが認められる。しかるところ、本件条例は、具体的な使途を個別に特定した上で政務活動費を交付すべきものとは定めておらず、事後に収支報告書等を提出させてその使途を明らかにさせ、本件使途基準に合致した支出に充てなかつた残額がある場合にこれを返還させることとしているものである。そして、政務活動費の返還義務について定める本件条例 13 条は、政務活動費は、交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において本件使途基準に合致する経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合に、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還すべきものとしているところ、同条例上、政務活動に係る経費の支出の総額が交付を受けた政務活動費の金額を上回る場合に、収支報告書等において支出の総額のどの部分について政務活動費を充てるのかを明らかにすることは求められていない。こうした本件条例の規定や前記政務活動費の趣旨に照らせば、議員が政務活動費を充てができるものとして収支報告書等に計上した経費に、本件使途基準に合致しないと認められるものが含まれる場合であっても、当然に当該経費全額が不当利得として返還対象となるわけではなく、当該議員が、当該経費を含む政務活動に要する経費に自己資金その他の政務活動費を原資としない資金をも充てている場合には、上記本件使途基準に合致しないと認められる経費から、まずは上記政務活動費を原資としない資金を控除すべきであり（なお、会派共用費の精算に伴う払戻金については、政務活動費を原資とするものであって、概算払が認められていることに伴いその精算金（払戻金）が収支報告書の収入の部に計上されるにすぎないから、これを政務活動費を原資としない自

己資金等と同視することはできず、同払戻金は上記控除の対象とすべきではない。), これによっても控除しきれない部分がある場合にのみ、その範囲に限り、本件使途基準に合致しない経費に政務活動費が充てられたものとして不当利得返還義務を負うことになると解すべきである(最高裁判所平成29年(行ヒ)第404号同30年11月16日第二小法廷判決・民集72巻6号993頁参照)。

(3) 上記(2)の観点から本件についてみると、証拠(丙ア2, 丙イ4, 丙ウ15)によれば、本件各議員のうち、高村議員及び野本議員は、いずれも、平成27年度の政務活動に係る経費に、金沢市から交付を受けた政務活動費を原資とする資金のほか、これを原資としない自己資金をも充てており、その金額(収支報告書(前記前提事実(3)の訂正後のもの)の収入の部のうち「その他(預金利子等)」の項に計上された金額から、払戻を受けた会派共用費精算金を控除した金額)は、高村議員が29万5595円、野本議員が24万1450円であると認められ、他方、横越議員については、同年度の政務活動に係る経費に、金沢市から交付を受けた政務活動費を原資としない資金を充てていないものと認められる。

そうすると、横越議員については、前記(1)の3万0500円につき金沢市に対し不当利得返還義務を負うこととなるが、他方、高村議員及び野本議員については、本件使途基準に合致しない前記(1)の経費の各合計額は、上記政務活動費を原資としない自己資金の各金額を下回っているから、結局のところ、同議員らは、金沢市に対し不当利得返還義務を負わないとなる。

9 争点③(議員に不当利得が生じる場合に法定利息又は遅延損害金が発生するか)

(1) 前示1のとおり、政務活動費を本件使途基準に合致しない経費に支出した場合には、当該議員は当該支出について不当利得に基づく返還義務を負うものであるが、民法704条にいう悪意の受益者とは、法律上の原因のないことを知りながら利得した者を意味するところ、本訴に先立つ住民監査請求において、

金沢市監査委員により本件各支出について本件各議員が不当利得返還義務を負うものではないと判断されていること（甲30）などを踏まえると、横越議員を含む本件各議員が、上記の意味での悪意の受益者であるとはにわかに認め難いし、他にこれを認めるに足りる証拠はない。よって、原告の同条に基づく法定利息の支払を求める請求は理由がない。

(2) また、議員が負う政務活動費にかかる不当利得返還債務は、期限の定めのない債務であり、返還請求権者が請求をしたときに当該債務は履行遅滞となるが（民法412条3項）、本件全証拠をもってしても、返還請求権者である金沢市（ないしその執行機関である被告）が、横越議員を含む本件各議員に対して、具体的な返還請求をした事実は認められないし、被告が本訴において上記各議員の不当利得返還請求債務の存在を否認している以上、被告が本訴でした上記各議員に対する訴訟告知をもって請求があつたものとみることもできない。なお、原告は、上記返還債務の履行期限は本件条例10条2項に定める平成28年4月30日であると主張するが、同項は、あくまで収支報告書等の提出期限を定めるにすぎず、不当利得返還債務の履行期限までをも定めているものとは解されないし、政務活動費の返還に関して規定する本件条例13条も、政務活動費返還債務の履行期限について定めておらず、本件条例上他にこれを定めているものと解すべき規定も見当たらない。また、原告は、政務活動費の会計上の取扱等に基づきる主張するが、原告が指摘する諸点も上記判断を左右するものとはいはず、原告の上記主張は採用できない。よって、原告の遅延損害金に係る請求も理由がない。

10 結論

以上によれば、金沢市は、横越議員に対して3万0500円の不当利得返還請求権を有しているが、被告はその行使を怠っていると認められ、当該請求権の不行使を正当化するような事情も認められないから、これら請求権（債権）の不行使は違法である。

よって、原告の本訴請求は、被告に対し、横越議員に対し上記不当利得に係る支払を請求するよう求める限度で理由があるから認容し、その余はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

5

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官 加 島 滋 人

10

裁判官 釜 村 健 太

15

裁判官 浅 井 彩 香

(別紙)

当 事 者 目 錄

金沢市

原 告

金沢市広坂1丁目1番1号

被 告

金沢市長 山野之義

同訴訟代理人弁護士

向 峰 仁 志

金沢市末町18の124番地1

被 告 補 助 参 加 人

高 村 佳 伸

金沢市泉本町2丁目89番地4

被 告 補 助 参 加 人

野 本 正 人

上記2名訴訟代理人弁護士

犬 塚 雅 文

金沢市昌永町13番27号

被 告 補 助 参 加 人

横 越 徹

同訴訟代理人弁護士

山 村 三 信

10

15

(別紙) 違法支出額等一覧表

議員氏名	支出費目	違法支出額	収支報告書記載の支出合計額
高村佳伸	調査研究費	4万7000円	248万1638円 (訂正後の記載は246万2241円)
	広報費	96万9440円	
	会議費	3万円	
	人件費	29万2500円	
	事務所費	44万1289円	
	会派共用費	5万3354円	
	共通経費	26万8573円	
横越 徹	調査研究費	1万5500円	233万0035円 (訂正後の記載は204万9955円)
	広報費	122万8366円	
	会議費	4万円	
	人件費	30万円	
	事務所費	26万2333円	
	会派共用費	5万3354円	
	共通経費	19万6703円	
野本正人	調査研究費	29万0008円	240万8401円 (訂正後の記載は240万8095円)
	広報費	70万3094円	
	会議費	2万5400円	
	人件費	26万5500円	
	事務所費	16万6291円	
	会派共用費	5万3355円	
	共通経費	19万2828円	

別表 1-1

高村佳伸議員の調査研究費支出

領収書番号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途)内容	(円)	
			充当支出額	違法支出額
1 20	平成27年 6月19日	金沢自衛隊協力会 個人会員 年会費	10,000	10,000
2 21	平成27年 6月19日	石川県防衛協会 平成27年度会費	5,000	5,000
3 22	平成27年 6月22日	金沢市議会私立保育所保育推進議員連盟会費	3,000	3,000
4 32	平成27年 6月22日	金沢市建設OB会 年会費	2,000	2,000
5 33-1	平成27年 7月21日	金沢市議会私立保育所保育推進議員連盟会費	3,000	3,000
6 47	平成27年 8月21日	金沢市議会私立保育所保育推進議員連盟会費	3,000	3,000
7 63	平成27年 9月24日	金沢市議会私立保育所保育推進議員連盟会費	3,000	3,000
8 80	平成27年11月 4日	旅費	35,800	0
9 88	平成27年10月21日	金沢市議会私立保育所保育推進議員連盟会費	3,000	3,000
10 89	平成27年11月24日	金沢市議会私立保育所保育推進議員連盟会費	3,000	3,000
11 94	平成27年12月21日	金沢市議会私立保育所保育推進議員連盟会費	3,000	3,000
12 106	平成28年 1月21日	金沢市議会私立保育所保育推進議員連盟会費	3,000	3,000
13 113	平成28年 2月19日	東京視察費	38,020	0
14 114	平成28年 2月22日	金沢市議会私立保育所保育推進議員連盟会費	3,000	3,000
15 123	平成28年 3月22日	金沢市議会私立保育所保育推進議員連盟会費	3,000	3,000
			120,820	47,000

別表 1-2

横越 徹 議員の調査研究費支出

領収書番号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途)内容	(円)	
			充当支出額	違法支出額
1 81	平成27年4月14日	マジシャンイーグルズ 会費	5,500	5,500
2 105	平成27年11月4日	旅費	35,800	0
3 158	平成28年2月19日	東京視察費	38,540	0
4 168	平成28年3月27日	金沢市スケートボード協会 平成28年度会費	10,000	10,000
			89,840	15,500

別表 1-3

野本正人議員の調査研究費支出

領収書番号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途)内容	(円)	
			充当支出額	違法支出額
1 4	平成27年4月2日	青山会 年会費	15,000	15,000
2 23	平成27年5月27日	金沢市ラグビー・フットボール協会年会費	10,540	10,540
3 24	平成27年5月30日	金沢自衛隊協力金	10,216	10,216
4 38	平成27年6月2日	軽井沢視察(JR乗車料金)	22,480	0
5 39	平成27年6月4日	軽井沢視察(入館料)	400	0
6 40	平成27年6月4日	軽井沢視察(宿泊料金)	7,850	0
7 41	平成27年6月2日	軽井沢視察(手土産代)	1,336	1,336
8 43	平成27年6月16日	石川県釣り団体協議会 年会費	10,216	10,216
9 70	平成27年6月10日	5月分タクシ一代	25,460	25,460
10 71	平成27年7月10日	6月分タクシ一代	20,180	20,180
11 72	平成27年8月10日	7月分タクシ一代	27,160	27,160
12 96	平成27年9月10日	8月分タクシ一代	23,240	23,240
13 111	平成27年9月30日	日韓親善協会 会費	3,000	3,000
14 121-1	平成27年10月1日	京都・大阪視察 (JR運賃・特急料金)	10,490	0
15 121-2	平成27年10月1日	京都・大阪視察 (JR運賃・特急料金)	11,240	0
16 121-3	平成27年10月1日	京都・大阪視察 (宿泊代金)	10,670	0
17 121-4	平成27年10月8日	【 京都・大阪視察 (地下鉄) 】	210	210
18 121-5	平成27年10月8日	【 京都・大阪視察 (阪急電鉄) 】	190	190
19 121-6	平成27年10月8日	【 京都・大阪視察 (バス) 】	240	240

20	121-7	平成27年10月8日	【 京都・大阪視察 (バス) 】	240	240
21	121-8	平成27年10月8日	【 京都・大阪視察 (阪急電鉄) 】	370	370
22	121-9	平成27年10月8日	【 京都・大阪視察 (地下鉄) 】	190	190
23	121-10	平成27年10月8日	【 京都・大阪視察 (京浜電鉄) 】	270	270
24	121-11	平成27年10月8日	【 京都・大阪視察 (地下鉄) 】	190	190
25	122	平成27年10月13日	9月分タクシ一代	14,600	14,600
26	129	平成27年10月19日	石川県ウォーキング協会	3,500	3,500
27	135	平成27年11月4日	東京視察	35,800	0
28	180	平成27年11月10日	10月分タクシ一代	22,260	22,260
29	181	平成27年12月10日	11月分タクシ一代	24,860	24,860
30	182	平成28年1月12日	12月分タクシ一代	18,380	18,380
31	225	平成28年2月19日	東京視察	59,580	0
32	226	平成28年2月23日	東京視察 (新橋 → 羽田)	570	0
33	227	平成28年2月22日	東京視察 (羽田 → 東銀座)	610	0
34	228	平成28年2月22日	東京視察 (有楽町 → 銀座 1 丁目)	730	0
35	233	平成28年2月10日	1月分タクシ一代	21,340	21,340
36	234	平成28年3月10日	2月分タクシ一代	18,660	18,660
37	258		3月分タクシ一代	18,160	18,160
				450,428	290,008

別表 2-1

高村佳伸議員の広報費支出

領収書番号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途)内容	(円)	(円)
1 10-1	平成27年5月10日	市政報告会(5/16) お茶菓子代金	38,000	38,000
2 12	平成27年5月20日	4月分後納郵便料金	8,880	8,880
3 23	平成27年6月22日	5月分後納郵便料金	3,552	3,552
4 26-1	平成27年6月28日	市政報告会(6/28) お茶菓子代金	25,000	25,000
5 33	平成27年7月20日	市政報告会(7/18) お茶菓子代金	35,000	35,000
6 45	平成27年8月20日	7月分後納郵便料金	3,552	3,552
7 50-1	平成27年8月30日	市政報告会(7/30) お茶お茶菓子代金	37,000	37,000
8 53	平成27年7月21日	6月分後納料金 市政報告会	3,552	3,552
9 72	平成27年10月20日	10月分後納郵便料金	4,144	4,144
10 73-1	平成27年10月25日	市政報告会(10/25) お茶お茶菓子代金	28,000	28,000
11 103	平成28年1月10日	新春市政報告会 お茶 お茶菓子代金	40,000	40,000
12 105	平成28年1月20日	12月分後納郵便料金	2,960	2,960
13 129	平成27年4月30日	市政報告会資料作成代金 @70×5000部	378,000	189,000
14 130	平成27年7月30日	市政報告会資料作成代金 @80×3000部	259,200	259,200
15 131	平成27年10月30日	市政報告会資料作成代金 @45×3000部	145,800	145,800
16 132	平成28年1月29日	市政報告会資料作成代金 @45×3000部	145,800	145,800
			1,158,440	969,440

別表 2-2

横越徹議員の広報費支出

領収書番号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途)内容	(円)	(円)
1 82	平成27年6月5日	切手代金 @82×280	22,960	22,960
2 85	平成27年7月10日	切手代金 @82×300	24,600	24,600
3 86	平成27年7月12日	6/12(土) 大三建設株式会社 市政報告会	49,572	49,572
4 87	平成27年7月13日	6月分後納郵便料金	2,368	2,368
5 89	平成27年8月10日	8/1(土) ファーストコンサートホール 市政報告会	52,488	52,488
6 90	平成27年8月24日	7月分後納郵便料金	4,736	4,736
7 93	平成27年9月10日	8月分後納郵便料金 切手代金	1,776	1,776
8 96	平成27年9月24日	切手代金 @82×250	20,500	20,500
9 98	平成27年10月17日	10/17(土) 浅野町消防会館 市政報告会	46,656	46,656
10 99	平成27年10月20日	切手代金 @82×300	24,600	24,600

11	101	平成27年10月31日	9月分後納郵便料金	2,960	2,960
12	111	平成27年11月21日	11/21(土) 濵谷工業 市政報告会	58,320	58,320
13	112	平成27年11月25日	はがき代金	26,000	26,000
14	127	平成27年12月18日	スマートレター	180	180
15	130	平成27年12月22日	10月分後納郵便料金	8,288	8,288
16	138	平成28年1月8日	切手代金 @82×500	41,000	41,000
17	143	平成28年1月20日	封筒代金	151,362	151,362
18	164	平成28年2月29日	H28年度 新春市政報告会	690,000	690,000
				1,228,366	1,228,366

別表 2-3

野本正人議員の広報費支出

領收 書番 号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途) 内容	充当支出額 (円)	違法支出額 (円)
1 1	平成27年5月3日	切手購入代 @82円×60枚	4,920	4,920
2 2	平成27年5月4日	切手購入代 @82円×50枚	4,100	4,100
3 6	平成27年7月17日	切手購入代 @82円×1枚	82	41
4 15	平成27年4月30日	切手購入代 @82円×100枚	8,200	8,200
5 17	平成27年4月29日	切手購入代 @82円×100枚	8,200	8,200
6 18	平成27年8月27日	写真現像代	2,812	1,406
7 29	平成27年5月5日	切手購入代 @82円×50枚	4,100	4,100
8 62	平成27年6月15日	市政報告会お菓子代金	25,920	25,920
9 63	平成27年6月15日	市政報告会お茶代金	32,400	32,400
10 81	平成27年8月26日	市政報告会会議費用	315,848	157,924
11 82	平成27年8月22日	議会質問傍聴のお知らせ郵送代	8,200	4,100
12 83	平成27年9月1日	議会質問傍聴のお知らせ郵送代	4,100	2,050
13 91	平成27年6月30日	封筒印刷代	77,760	38,880
14 100	平成27年9月25日	市政報告会お菓子代金 @120×200人	25,920	25,920
15 101	平成27年9月25日	市政報告会飲み物代金 @150×200人	32,400	32,400
16 102	平成27年9月30日	封筒印刷代	73,440	36,720
17 152	平成27年12月4日	切手購入代 @82円×50枚	4,100	4,100
18 154	平成27年12月1日	視察写真現像	3,487	1,743
19 155	平成27年12月2日	視察写真現像	2,914	1,457
20 156	平成27年12月4日	視察写真現像	4,770	2,385
21 157	平成27年12月5日	視察写真現像	155	77
22 159	平成27年12月3日	のもと通信印刷代	117,600	58,800
23 164	平成27年12月1日	切手購入代 @82円×100	8,200	8,200
24 165	平成27年12月7日	切手購入代 @10円×20	200	200
25 166	平成27年12月24日	封筒印刷代	27,484	13,742
26 179	平成27年12月28日	封筒印刷代	74,520	37,260
27 183	平成27年12月25日	市政報告会お茶代金 @200×150人	32,400	32,400
28 184	平成27年12月25日	市政報告会お菓子代金 @140×150人	22,680	22,680
29 185	平成28年1月6日	切手購入代	310	155
30 188	平成28年1月12日	切手購入代 @82円×200	16,400	8,200
31 190	平成28年1月14日	葉書代 @52×47	2,444	1,222
32 191	平成28年1月14日	葉書購入代	6,000	3,000
33 192	平成28年1月14日	市政報告会	27,000	13,500
34 218	平成28年2月29日	切手代 (@82円×140枚)	11,480	5,740
35 231	平成28年3月30日	封筒印刷代金	66,960	33,480
36 236	平成28年3月29日	切手代 @82円×15枚	1,230	1,230
37 237	平成28年3月16日	切手代 @82円×31枚	2,542	2,542
38 238	平成28年3月2日	切手代 @82円×100枚	8,200	8,200
39 239	平成28年3月4日	切手購入代 @10円×42	420	420
40 247	平成28年3月29日	市政報告会お茶代金 @200×150人	32,400	32,400
41 248	平成28年3月29日	市政報告会お茶菓子代金 @200×150人	22,680	22,680
			1,124,978	703,094

別表 3-1

高村佳伸議員の会議費支出

領収書番号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途)内容	充当支出額	(円)	(円)
1 2	平成27年 4月 5日	犀川枝下町会連合会と各種団体長との懇親会費	5,000	5,000	
2 43	平成27年 8月 8日	日台交流サミット in 金沢 交流会費	5,000	5,000	
3 48	平成27年 8月25日	もっと仲良く韓国・日本 講演会	5,000	5,000	
4 70	平成27年10月13日	石川中央都市圏議会連絡会 行政課題研究会 意見交換交流会会費	5,000	5,000	
5 112	平成28年 2月15日	懇親会費	5,000	5,000	
6 121	平成28年 3月 5日	総会 懇談会費	5,000	5,000	
			30,000	30,000	

別表 3－2

横越徹議員の会議費支出

領収書番号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途)内容	充当支出額	(円)	(円)
1 46	平成27年8月8日	日台交流サミット in 金沢 交流会費	5,000	5,000	
2 74	平成27年10月13日	石川中央都市圏議会連絡会 行政課題研究会 意見交換交流会会費	5,000	5,000	
3 84	平成27年7月9日	交通機動隊白バイ友の会 懇親会費	5,000	5,000	
4 141	平成28年1月16日	2/2 懇親会費	5,000	5,000	
5 152	平成28年2月6日	金沢市テニス協会 会費	10,000	10,000	
6 154	平成28年2月15日	懇親会費	5,000	5,000	
7 170	平成28年3月28日	金沢市城北地区開発促進同盟会 役員懇談会会費	5,000	5,000	
			40,000	40,000	

別表 3－3

野本正人議員の会議費支出

領収書番号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途)内容	充当支出額	(円)	(円)
1 73	平成27年8月8日	駐車場代	400	400	
2 74	平成27年8月8日	日台交流サミット金沢交流会会費	5,000	5,000	
3 80	平成27年8月25日	もっと仲良く韓国・日本講演会	5,000	5,000	
4 123	平成27年10月13日	石川中央都市圏議会連絡会 行政課題研究会・意見交換交流会会費	5,000	5,000	
5 211	平成28年1月28日	高崎市議会との交流会会費	5,000	5,000	
6 219	平成28年2月15日	市政担当者との懇談会	5,000	5,000	
			25,400	25,400	

別表 4－1

高村佳伸議員の人物費支出

領収書番号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途)内容	充当支出額	(円)	(円)
1 52	平成27年 8月31日	事務手当 8月分 充当割合1/2	24,500	24,500	
2 54	平成27年 4月30日	事務手当 4月分 充当割合1/2	25,000	25,000	
3 55	平成27年 5月31日	事務手当 5月分 充当割合1/2	24,000	24,000	
4 56	平成27年 6月30日	事務手当 6月分 充当割合1/2	23,500	23,500	
5 57	平成27年 7月31日	事務手当 7月分 充当割合1/2	24,000	24,000	
6 65	平成27年 9月30日	事務手当 9月分 充当割合1/2	25,000	25,000	
7 75	平成27年10月31日	事務手当 10月分 充当割合1/2	25,000	25,000	
8 86	平成27年11月30日	事務手当 11月分 充当割合1/2	23,500	23,500	

9	98	平成27年12月31日	事務手当 12月分 充當割合1/2	24,500	24,500
10	110	平成28年 1月31日	事務手当 1月分 充當割合1/2	25,000	25,000
11	118	平成28年 2月29日	事務手当 2月分 充當割合1/2	24,000	24,000
12	127	平成28年 3月31日	事務手当 3月分 充當割合1/2	24,500	24,500

別表 4－2

横越 徹 議員の人事費支出

領収書 番号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途) 内容	(円)	
			充当支出額	違法支出額
1 10	平成27年 4月27日	事務員手当	25,000	25,000
2 22	平成27年 5月30日	事務員手当	25,000	25,000
3 32	平成27年 6月27日	事務員手当	25,000	25,000
4 42	平成27年 7月31日	事務員手当	25,000	25,000
5 53	平成27年 8月31日	事務員手当	25,000	25,000
6 69	平成27年 9月30日	事務員手当	25,000	25,000
7 102	平成27年10月31日	事務員手当	25,000	25,000
8 119	平成27年11月30日	事務員手当	25,000	25,000
9 135	平成27年12月29日	事務員手当	25,000	25,000
10 150	平成28年 1月30日	事務員手当	25,000	25,000
11 163	平成28年 2月29日	事務員手当	25,000	25,000
12 172	平成28年 3月30日	事務員手当	25,000	25,000
			300,000	300,000

別表 4－3

野本正人議員の人事費支出

領収書 番号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途) 内容	(円)	
			充当支出額	違法支出額
1 64	平成27年4月30日	4月分人件費	22,500	22,500
2 65	平成27年5月30日	5月分人件費	21,000	21,000
3 66	平成27年6月30日	6月分人件費	22,500	22,500
4 67	平成27年7月31日	7月分人件費	24,000	24,000
5 68	平成27年8月29日	8月分人件費	22,500	22,500
6 103	平成27年9月30日	9月分人件費	21,000	21,000
7 193	平成27年10月30日	10月分人件費	24,000	24,000
8 194	平成27年11月30日	11月分人件費	22,500	22,500
9 195	平成27年12月27日	12月分人件費	21,000	21,000
10 210	平成28年1月29日	1月分人件費	21,000	21,000
11 230	平成28年2月29日	2月分人件費	21,000	21,000
12 232	平成28年3月31日	3月分人件費	22,500	22,500
			265,500	265,500

別表5－1

高村佳伸議員の事務所費支出

領収書 番号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途) 内容	(円)	
			充当支出額	違法支出額
1 1	平成27年 4月 2日	4月分 金沢ケーブルテレビ料金 充當割合1/3	2,174	2,174
2 3	平成27年 4月10日	シユレッダ一代金 充當割合1/3	37,849	37,849
3 6	平成27年 4月10日	4月分 ガス使用料金 充當割合1/3	11,790	11,790
4 8	平成27年 4月30日	4月分 自宅電話電話料金・電話機リース代 充當割合1/3	3,849	3,849
5 9	平成27年 5月 7日	5月分 金沢ケーブルテレビ料金 充當割合1/3	2,174	2,174
6 13	平成27年 5月22日	5月分 白毛電話電話料金・電話機リース代 充當割合1/3	8,491	8,491
7 14	平成27年 6月25日	5月分 ガス使用料金 充當割合1/3	6,167	6,167
8 17	平成27年 6月 1日	5月分 電話料金等 充當割合1/3	4,259	4,259

9	18	平成27年 6月 2日	6月分 金沢ケーブルテレビ料金 充当割合1/3	2,174	2,174
10	24	平成27年 6月23日	6月分 自宅電話電話料金・電話機リース代 充当割合1/3	8,422	8,422
11	25	平成27年 6月25日	6月分 ガス使用料金 充当割合1/3	6,933	6,933
12	26	平成27年 6月26日	NHK放送受信料	8,174	8,174
13	30	平成27年 6月30日	6月分 自宅電話電話料金・電話機リース代 充当割合1/3	4,238	4,238
14	31	平成27年 7月 2日	7月分 金沢ケーブルテレビ料金 充当割合1/3	2,174	2,174
15	34	平成27年 7月23日	7月分 電気料金等 充当割合1/3	9,934	9,934
16	35	平成27年 7月27日	7月分 ガス使用料金 充当割合1/3	5,987	5,987
17	39	平成27年 7月31日	7月分 自宅電話電話料金・電話機リース代 充当割合1/3	4,125	4,125
18	40	平成27年 4月21日	4月分 電気料金 充当割合1/3	10,055	10,055
19	42	平成27年 8月 3日	8月分 金沢ケーブルテレビ料金 充当割合1/3	2,174	2,174
20	46	平成27年 8月20日	8月分 自宅電話電話料金・電話機リース代 充当割合1/3	13,805	13,805
21	49	平成27年 8月25日	8月分 ガス使用料金 充当割合1/3	4,207	4,207
22	51	平成27年 8月31日	8月分 自宅電話電話料金・電話機リース代 充当割合1/3	4,254	4,254
23	58	平成27年 9月 2日	9月分 金沢ケーブルテレビ料金 充当割合1/3	2,174	2,174
24	61	平成27年 9月14日	カラー複合機	6,629	6,629
25	62	平成27年 9月18日	9月分 電気料金等 充当割合1/3	11,302	11,302
26	64	平成27年 9月25日	9月分 ガス使用料金 充当割合1/3	5,939	5,939
27	67	平成27年 9月30日	9月分 自宅電話電話料金・電話機リース代 充当割合1/3	4,093	4,093
28	68	平成27年10月 2日	10月分 金沢ケーブルテレビ料金 充当割合1/3	2,174	2,174
29	71	平成27年10月14日	カラー複合機	6,629	6,629
30	73	平成27年10月21日	11月分 電気料金等 充当割合1/3	9,172	9,172
31	74	平成27年10月26日	10月分 ガス使用料金 充当割合1/3	6,645	6,645
32	78	平成27年11月 2日	10月分 自宅電話電話料金・電話機リース代 充当割合1/3	4,109	4,109
33	79	平成27年11月 2日	11月分 金沢ケーブルテレビ料金 充当割合1/3	2,174	2,174
34	81	平成27年11月11日	カラー複合機	6,629	6,629
35	83	平成27年11月19日	11月分 電気料金等 充当割合1/3	16,358	16,358
36	85	平成27年10月25日	11月分 ガス使用料金 充当割合1/3	7,237	7,237
37	87	平成27年11月30日	11月分 自宅電話電話料金・電話機リース代 充当割合1/3	4,077	4,077
38	90	平成27年12月 2日	12月分 金沢ケーブルテレビ料金 充当割合1/3	2,174	2,174
39	93	平成27年12月18日	12月分 電気料金等 充当割合1/3	13,160	13,160
40	96	平成27年12月25日	12月分 ガス使用料金 充当割合1/3	12,804	12,804
41	99	平成27年 9月30日	テレビ TH-50C300 充当割合1/3	41,342	41,342
42	100	平成28年 1月 4日	1月分 金沢ケーブルテレビ料金 充当割合1/3	2,174	2,174
43	101	平成28年 1月 4日	12月分 自宅電話電話料金・電話機リース代 充当割合1/3	4,151	4,151
44	102	平成28年 1月10日	ストーブ代 充当割合1/3	9,230	9,230
45	107	平成28年 1月22日	1月分 電気料金等 充当割合1/3	18,094	18,094
46	108	平成28年 1月25日	ガス使用料金・灯油購入代金 充当割合1/3	16,665	16,665
47	111	平成28年 2月 2日	2月分 金沢ケーブルテレビ料金 充当割合1/3	2,174	2,174
48	115	平成28年 2月22日	2月分 電気料金等 充当割合1/3	13,612	13,612
49	116	平成28年 2月25日	ガス使用料金・灯油購入代金 充当割合1/3	16,396	16,396
50	119	平成28年 3月 2日	3月分 金沢ケーブルテレビ料金 充当割合1/3	2,174	2,174
51	124	平成28年 3月23日	3月分 電気料金等 充当割合1/3	13,300	13,300
52	125	平成28年 3月25日	3月分 ガス使用料金 充当割合1/3	15,089	15,089
				441,289	441,289

別表 5-2

横越徹議員の事務所費支出

領収書番号	支払年月(年・月・日)	活動(使途)内容	充当支出額	(円)	(円)
1	1-1	平成27年 4月 2日	4月分ケーブルTV	819	819
2	1-2	平成27年 4月 2日	4月分インターネット	1,580	1,580
3	4	平成27年 4月15日	FMDM	302	0
4	5	平成27年 4月16日	4月分 ガス 概算額 24, 401	8,052	8,052
5	12	平成27年 4月28日	4月分 電気料金等	6,980	6,980
6	13 -1	平成27年 5月 7日	5月分ケーブルTV	819	819
7	13 -2	平成27年 5月 7日	5月分インターネット	1,572	1,572
8	13 -3	平成27年 5月 7日	NHK受信料2ヶ月分	1,372	1,372
9	14	平成27年 5月 8日	灯油	1,613	1,613

10	15	平成27年 5月18日	5月分 ガス 概算額 17, 035	5,621	5,621
11	21	平成27年 5月29日	5月分 電気料金等	6,704	6,704
12	23 -1	平成27年 6月 2日	6月分ケーブルTV	819	819
13	23 -2	平成27年 6月 2日	6月分インターネット	1,586	1,586
14	25	平成27年 6月 8日	灯油	1,829	1,829
15	26	平成27年 6月10日	FMDM	302	0
16	27	平成27年 6月16日	6月分 ガス 概算額 4, 929	1,626	1,626
17	29	平成27年 6月23日	芯なし ダブル 10個	1,640	0
18	33	平成27年 6月30日	6月分 電気料金等	5,850	5,850
19	34 -1	平成27年 7月 2日	7月分ケーブルTV	819	819
20	34 -2	平成27年 7月 2日	7月分インターネット	1,589	1,589
21	34 -3	平成27年 7月 2日	NHK受信料2ヶ月分	1,372	1,372
22	35	平成27年 7月 2日	プリントショウモウ	1,860	0
23	36	平成27年 7月 8日	FMDM	302	0
24	37	平成27年 7月16日	お菓子代	2,596	2,596
25	39	平成27年 7月21日	お茶菓子代	4,125	4,125
26	41	平成27年 7月30日	7月分 電気料金等	7,272	7,272
27	43	平成27年 8月 1日	お茶菓子代	1,518	1,518
28	44 -1	平成27年 8月 3日	8月分ケーブルTV	819	819
29	44 -2	平成27年 8月 3日	8月分インターネット	1,585	1,585
30	45	平成27年 8月 5日	FMDM	302	0
31	48	平成27年 8月17日	8月分 ガス 概算額 2, 644	872	872
32	51	平成27年 8月28日	8月分 電気料金等	9,089	9,089
33	55	平成27年 5月13日	FMDM	302	0
34	59 -1	平成27年 9月 2日	9月分ケーブルTV	819	819
35	59 -2	平成27年 9月 2日	9月分インターネット	1,578	1,578
36	59 -3	平成27年 9月 2日	NHK受信料2ヶ月分	1,372	1,372
37	61	平成27年 9月 2日	FMDM	302	0
38	64	平成27年 9月16日	9月分 ガス 概算額 2, 110	696	696
39	67	平成27年 9月30日	FMDM	302	0
40	68	平成27年 9月30日	9月分 電気料金等	6,318	6,318
41	70 -1	平成27年10月 2日	10月分ケーブルTV	819	819
42	70 -2	平成27年10月 2日	10月分インターネット	1,588	1,588
43	71	平成27年10月 5日	おかし代	422	422
44	72	平成27年10月 8日	芯なし ダブル 10個	1,640	0
45	75	平成27年10月16日	10月分 ガス代 概算額 2, 547円	849	849
46	80	平成27年10月28日	FMDM	302	0
47	83	平成27年 6月30日	エアコン	35,640	0
48	94	平成27年 9月10日	シュレッダー	28,512	0
49	95	平成27年 9月24日	お菓子代	894	894
50	97	平成27年10月 8日	灯油	1,284	1,284
51	100	平成27年10月28日	10月分 電気料金等	6,343	6,343
52	103 -1	平成27年11月 2日	11月分ケーブルTV	819	819
53	103 -2	平成27年11月 2日	11月分インターネット	1,555	1,555
54	103 -3	平成27年11月 2日	NHK受信料2ヶ月分	1,372	1,372
55	104	平成27年11月 2日	コクヨ PPC-LA4N PPCN4/500枚	270	0
56	108	平成27年11月 9日	灯油	1,318	1,318
57	109	平成27年11月16日	11月分 ガス代 概算額 10, 898円	3,596	3,596
58	114	平成27年11月25日	FMDM	302	0
59	116	平成27年11月26日	事務用品	449	0
60	117	平成27年11月27日	11月分 電気料金等	6,246	6,246
61	120 -1	平成27年12月 2日	12月分ケーブルTV	819	819
62	120 -2	平成27年12月 2日	12月分インターネット	1,578	1,578
63	121	平成27年12月 3日	カラーテレビ シャープ	20,205	0
64	122	平成27年12月 8日	灯油	1,976	1,976
65	123	平成27年12月13日	ポリ手提げ袋 等 4点	864	0
66	126	平成27年12月16日	12月分 ガス代 概算額 20, 568円	6,787	6,787
67	128	平成27年12月21日	お菓子代	330	330
68	129	平成27年12月21日	おかし代	2,874	2,874
69	131	平成27年12月24日	FMDM	302	302
70	133	平成27年12月28日	12月分 電気料金等	4,942	4,942
71	137 -1	平成28年 1月 4日	1月分ケーブルTV	819	819

72	137 -2	平成28年 1月 4日	1月分インターネット	1,589	1,589
73	137 -3	平成28年 1月 4日	NHK受信料2ヶ月分	1,372	1,372
74	139	平成28年 1月 8日	灯油	1,532	1,532
75	140	平成28年 1月12日	芯なし ダブル 10個	1,640	0
76	142	平成28年 1月18日	1月分 ガス代 概算額 26,998円	8,909	8,909
77	144	平成28年 1月20日	FMDM	302	0
78	149	平成28年 1月29日	1月分 電気料金等	7,319	7,319
79	153	平成28年 2月 8日	灯油	1,063	1,063
80	155	平成28年 2月16日	2月分 ガス代 概算額 30,194円	9,964	9,964
81	156	平成28年 2月17日	FMDM	302	0
82	159	平成28年 2月21日	インク代金	1,860	0
83	165	平成28年 3月 8日	灯油	1,030	1,030
84	171	平成28年 3月30日	3月分 電気料金等	7,335	7,335
85	173	平成27年 9月28日	【 アルカリ水素水整成器 】	65,755	65,755
86	175 -1	平成28年 2月 2日	2月分ケーブルTV	819	819
87	175 -2	平成28年 2月 2日	2月分インターネット	1,547	1,547
88	176	平成28年 2月29日	2月分 電気料金等	6,452	6,452
89	177 -1	平成28年 3月 2日	3月分ケーブルTV	819	819
90	177 -2	平成28年 3月 2日	3月分インターネット	1,581	1,581
91	177 -3	平成28年 3月 2日	NHK受信料2ヶ月分	1,372	1,372
92	178	平成28年 3月16日	3月分 ガス代 概算額 21,400円	7,062	7,062
93	179	平成28年 3月16日	FMDM	302	0
				360,537	262,333

別表 5 - 3

野本正人議員の事務所費支出

領収書番号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途) 内容	(円)	(円)
1	5	平成27年4月20日	4月分電話代	2,029
2	8	平成27年4月13日	灯油代	1,247
3	29	平成27年5月19日	5月分電話代	1,989
4	30	平成27年5月18日	5月分インターネット利用代金	819
5	31	平成27年5月1日	4月分電気代	2,714
6	32	平成27年5月7日	【 5月分CATV利用料 】	534
7	34	平成27年5月7日	【 4月分ガス代金 】	3,369
8	44	平成27年6月19日	6月分電話代	1,982
9	45	平成27年6月1日	5月分電気代	2,592
10	46	平成27年6月2日	【 6月分CATV利用料 】	534
11	48	平成27年6月8日	5月分ガス代金	3,369
12	50	平成27年4月2日	【 4月分CATV利用料 】	534
13	56	平成27年7月1日	【 5月分電気代 】	2,583
14	58 - 1	平成27年7月2日	CATV利用料7月分	534
15	58 - 2	平成27年7月2日	NHK受信料(年払い)	7,563
16	59	平成27年7月7日	ガス代金6月分	2,592
17	60	平成27年7月18日	7月分固定電話代	1,982
18	61	平成27年7月18日	7月分インターネット利用料	819
19	75	平成27年8月18日	8月分固定電話代	2,007
20	84	平成27年7月23日	コピー代	891
21	86	平成27年8月3日	【 CATV利用料8月分 】	534
22	87	平成27年8月3日	【 コピー機リース代 】	8,838
23	88	平成27年8月3日	7月分電気代	2,743
24	90	平成27年8月7日	【 7月分ガス代金 】	2,592
25	92	平成27年9月17日	9月分インターネット利用料	819
26	94	平成27年9月17日	カメラプリント代	106
27	99	平成27年9月18日	9月分固定電話代	1,982
28	104	平成27年8月24日	【 コピー代 】	891
29	106	平成27年9月1日	8月分電気料	3,505
30	107	平成27年9月2日	【 CATV利用料9月分 】	534
31	109	平成27年9月3日	【 コピー機リース料 】	4,419

32	110	平成27年9月7日	8月分ガス料金	2,233	2,233
33	114	平成27年9月24日	【 コピー代】	891	891
34	116	平成27年10月2日	【 10月分CATV利用料】	534	534
35	117	平成27年10月2日	9月分電気料	2,440	2,440
36	119	平成27年10月5日	【 コピー機リース料】	4,419	4,419
37	120	平成27年10月7日	9月分ガス料金	1,959	1,959
38	124	平成27年10月19日	10月分電話代	1,989	1,989
39	134	平成27年11月30日	灯油代	386	386
40	136	平成27年11月18日	11月分固定電話代	1,989	1,989
41	137	平成27年11月17日	11月分インターネット利用料	837	837
42	138	平成27年10月23日	【 コピー用紙代】	913	913
43	140	平成27年11月2日	10月分電気料金	2,469	2,469
44	141	平成27年11月2日	【 11月分CATV利用料】	534	534
45	143	平成27年11月4日	【 コピー機リース料】	4,419	4,419
46	144	平成27年11月9日	10月分ガス料金	2,257	2,257
47	145	平成27年11月24日	【 コピー用紙代】	1,170	1,170
48	147	平成27年12月1日	11月分電気料金	2,461	2,461
49	148	平成27年12月2日	【 12月分CATV利用料】	534	534
50	150	平成27年11月3日	【 コピー機リース料】	4,419	4,419
51	151	平成27年12月7日	11月分ガス料金	2,108	2,108
52	153	平成27年12月1日	【 文具】	71	71
53	160	平成27年12月5日	灯油代	374	374
54	161	平成27年12月9日	灯油代	1,900	1,900
55	167	平成27年12月19日	12月分固定電話代	1,982	1,982
56	168	平成27年12月24日	【 コピー用紙代】	953	953
57	170	平成28年1月4日	12月分電気料金	2,847	2,847
58	172	平成28年1月4日	【 コピー機リース料】	4,419	4,419
59	173	平成28年1月4日	【 1月分CATV利用料】	534	534
60	174	平成28年1月7日	12月分ガス料金	2,451	2,451
61	177	平成27年12月29日	灯油代	1,354	1,354
62	187	平成28年1月14日	事務用品	124	0
63	196	平成28年1月25日	【 コピー用紙代】	1,312	1,312
64	198	平成28年2月1日	電気料1月分	3,943	3,943
65	199	平成28年2月2日	【 2月分CATV利用料】	534	534
66	201	平成28年2月3日	【 コピー機リース料】	4,419	4,419
67	202	平成28年2月8日	ガス代金1月分	2,933	2,933
68	206	平成28年1月19日	灯油代	594	594
69	208	平成28年1月19日	1月分固定電話代	2,001	2,001
70	209	平成28年1月19日	1月分インターネット利用料金	837	837
71	212	平成28年2月3日	灯油代	1,188	1,188
72	215	平成28年2月21日	灯油代	837	837
73	220	平成28年2月23日	【 コピー用紙代】	1,067	1,067
74	222	平成28年3月1日	電気料2月分	3,526	3,526
75	223	平成28年3月2日	3月分CATV利用料	534	534
76	229	平成28年2月18日	2月分電話代	1,994	1,994
77	234	平成28年3月21日	パソコン付属品	538	0
78	242	平成28年3月3日	灯油代	855	855
79	245	平成28年3月19日	3月分電話代金	1988	1988
80	246	平成28年3月16日	2月分インターネット利用料金	837	837
81	249	平成28年3月3日	【 コピー機リース料】	4,419	4,419
82	250	平成28年3月7日	ガス代金2月分	2,705	2,705
83	251	平成28年3月23日	【 コピー用紙代】	1,022	1,022
84	257	平成28年4月7日	ガス代金3月分(未払金)	2,736	2,736
85	259		電気代3月分(未払金)	3,515	3,515
				167,950	166,291

別表 6 - 1

高村佳伸議員の会派共用費支出

(円) (円)

領収書番号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途)内容	充当支出額	違法支出額
1 7	平成27年 4月27日	会派共用費概算払分	30,000	30,000
2 60	平成27年 9月14日	会派共用費概算払分	30,000	30,000
3 128		会派共用費返納額	-6,646	-6,646
			53,354	53,354

別表 6-2

横越徹議員の会派共用費支出

領収書番号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途)内容	(円)	(円)
1 9	平成27年 4月27日	会派共用費概算払分	30,000	30,000
2 63	平成27年 9月14日	会派共用費概算払分	30,000	30,000
3 174		会派共用費返納額	-6,646	-6,646
			53,354	53,354

別表 6-3

野本正人議員の会派共用費支出

領収書番号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途)内容	(円)	(円)
1 3	平成27年4月27日	会派共用費概算払分	30,000	30,000
2 98	平成27年9月16日	会派共用費概算払分	30,000	30,000
3 252	平成28年3月31日	会派共用費概算払精算返金	-6,645	-6,645
			53,355	53,355

別表 7-1

高村佳伸議員の共通経費支出

領収書番号	支払年月 (年・月・日)	活動(使途)内容	(円)	(円)
1 10	平成27年 5月10日	5月分 ガソリン代 充当割合1/2	19,397	19,397
2 11	平成27年 5月15日	4月分 ドコモ利用料金 充当割合1/2	1,926	1,926
3 16	平成27年 6月 1日	5月分 ドコモ利用料金 充当割合1/2	2,011	2,011
4 19	平成27年 6月10日	6月分 ガソリン代 充当割合1/2	18,942	18,942
5 29	平成27年 6月30日	6月分 ドコモ利用料金 充当割合1/2	1,934	1,934
6 38	平成27年 6月30日	7月分 ドコモ利用料金 充当割合1/2	1,918	1,918
7 44	平成27年 8月10日	7月分 ガソリン代 充当割合1/2	19,762	19,762
8 59	平成27年 9月10日	8月分 ガソリン代 充当割合1/2	19,955	19,955
9 69	平成27年10月13日	9月分 ガソリン代 充当割合1/2	19,865	19,865
10 77-1	平成27年 9月15日	8月分 ドコモ利用料金 充当割合1/2	1,917	1,917
11 77-2	平成27年 9月30日	9月分 ドコモ利用料金 充当割合1/2	3,744	3,744
12 82	平成27年11月12日	10月分 ガソリン代 充当割合1/2	19,965	19,965
13 92	平成27年12月10日	11月分 ガソリン代 充当割合1/2	19,985	19,985
14 104	平成28年 1月14日	12月分 ガソリン代 充当割合1/2	19,575	19,575
15 122	平成28年 3月10日	2月分 ガソリン代 充当割合1/2	19,800	19,800
16 133	平成27年 5月10日	4月分 ガソリン代 充当割合1/2	19,397	19,397
17 134	平成27年 7月11日	6月分 ガソリン代 充当割合1/2	19,299	19,299
18 135	平成28年 2月12日	1月分 ガソリン代 充当割合1/2	19,481	19,481
19 136	平成28年 4月11日	3月分 ガソリン代 充当割合1/2	19,700	19,700
			268,573	268,573

別表 7-2

横越徹議員の共通経費支出

領収書番号	支払年月(年・月・日)	活動(使途)内容	充当支出額	(円)	(円)
1 2	平成27年 4月 5日	ガソリン代 21. 70(L) 充当割合1/2	1,475	1,475	
2 3	平成27年 4月14日	ガソリン代 24. 00(L) 充当割合1/2	1,668	1,668	
3 6	平成27年 4月16日	ガソリン代 21. 85(L) 充当割合1/2	1,472	1,472	
4 7	平成27年 4月24日	ガソリン代 23. 03(L) 充当割合1/2	1,669	1,669	
5 8	平成27年 4月27日	4月分 自動車リース料	30,000	30,000	
6 16	平成27年 5月18日	ガソリン代 36. 02(L) 充当割合1/2	2,611	2,611	
7 18	平成27年 5月25日	5月分 自動車リース料	30,000	30,000	
8 19	平成27年 5月25日	4月利用分 KDDI 料金 充当割合1/2	2,444	2,444	
9 28	平成27年 6月17日	ガソリン代 27. 72(L) 充当割合1/2	2,009	2,009	
10 30	平成27年 6月25日	6月分 自動車リース料	30,000	30,000	
11 31	平成27年 月 日	【 5月分 携帯電話料金 充当割合1/2 】	2,444	2,444	
12 38	平成27年 7月16日	ガソリン代 64. 00(L) 充当割合1/2	4,704	4,704	
13 47	平成27年 8月14日	ガソリン代 62. 51(L) 充当割合1/2	4,438	4,438	
14 49	平成27年 8月24日	ガソリン代 8. 35(L) 充当割合1/2	634	634	
15 50	平成27年 8月25日	7月利用分 KDDI 料金 充当割合1/2	2,444	2,444	
16 54	平成27年 5月 4日	ガソリン代 充当割合1/2	2,084	2,084	
17 56	平成27年 6月 2日	ガソリン代 47. 60(L) 充当割合1/2	3,451	3,451	
18 58	平成27年 7月25日	ガソリン代 9. 80(L) 充当割合1/2	769	769	
19 60	平成27年 9月 2日	ガソリン代 69. 41(L) 充当割合1/2	4,928	4,928	
20 62	平成27年 9月17日	ガソリン代 51. 62(L) 充当割合1/2	3,587	3,587	
21 65	平成27年 9月19日	ガソリン代 9. 42(L) 充当割合1/2	692	692	
22 73	平成27年10月10日	ガソリン代 14. 77(L) 充当割合1/2	1,085	1,085	
23 76	平成27年10月16日	ガソリン代 69. 17(L) 充当割合1/2	4,738	4,738	
24 77	平成27年10月25日	ガソリン代 15. 90(L) 充当割合1/2	1,153	1,153	
25 78	平成27年10月26日	9月利用分 KDDI 料金 充当割合1/2	2,444	2,444	
26 88	平成27年 7月15日	ガソリン代 10. 11(L) 充当割合1/2	803	803	
27 91	平成27年 8月29日	ガソリン代 10. 30(L) 充当割合1/2	783	783	
28 107	平成27年11月9日	ガソリン代 62. 01(L) 充当割合1/2	4,092	4,092	
29 110	平成27年11月20日	ガソリン代 12. 20(L) 充当割合1/2	750	750	
30 113	平成27年11月25日	10月利用分 KDDI 料金 充当割合1/2	2,444	2,444	
31 115	平成27年11月26日	ガソリン代 77. 21(L) 充当割合1/2	4,903	4,903	
32 124	平成27年12月14日	ガソリン代 81. 11(L) 充当割合1/2	4,988	4,988	
33 132	平成27年12月25日	11月利用分 KDDI 料金 充当割合1/2	2,444	2,444	
34 136	平成27年12月31日	ガソリン代 76. 71(L) 充当割合1/2	4,717	4,717	
35 145	平成28年 1月21日	ガソリン代 52. 01(L) 充当割合1/2	3,068	3,068	
36 146	平成28年 1月25日	12月利用分 KDDI 料金 充当割合1/2	2,444	2,444	
37 147	平成28年 1月27日	ガソリン代 9. 52(L) 充当割合1/2	500	500	
38 151	平成28年 2月 2日	ガソリン代 26. 64(L) 充当割合1/2	1,572	1,572	
39 157	平成28年 2月17日	ガソリン代 53. 70(L) 充当割合1/2	3,034	3,034	
40 161	平成28年 2月25日	1月利用分 KDDI 料金 充当割合1/2	2,444	2,444	
41 166	平成28年 3月12日	ガソリン代 80. 00(L) 充当割合1/2	4,600	4,600	
42 180	平成28年 3月25日	2月利用分 KDDI 料金 充当割合1/2	2,444	2,444	
43 181	平成27年 7月27日	6月利用分 KDDI 料金 充当割合1/2	2,444	2,444	
44 182	平成27年 9月25日	8月利用分 KDDI 料金 充当割合1/2	2,444	2,444	
45 183	平成28年 4月25日	3月利用分 KDDI 料金 充当割合1/2	2,842	2,842	
			196,703	196,703	

別表 7 — 3

野本正人議員の共通経費支出

領収書番号	支払年月(年・月・日)	活動(使途)内容	充当支出額	(円)	(円)
1 7	平成27年7月29日	ガソリン代	3,250	3,250	
2 9	平成27年4月7日	ガソリン代	3,000	3,000	
3 10	平成27年4月3日	ガソリン代	1,330	1,330	
4 11	平成27年4月30日	ガソリン代	2,849	2,849	
5 12	平成27年4月18日	ガソリン代	2,849	2,849	
6 13	平成27年4月26日	ガソリン代	3,250	3,250	

7	14	平成27年4月26日	ガソリン代	3,000	3,000
8	19	平成27年5月3日	ガソリン代	2,300	2,300
9	20	平成27年5月16日	ガソリン代	3,099	3,099
10	21	平成27年5月9日	ガソリン代	2,399	2,399
11	27	平成27年5月13日	ガソリン代	2,199	2,199
12	35	平成27年5月25日	4月分携帯電話料金	7,254	7,254
13	36	平成27年6月17日	ガソリン代	2,900	2,900
14	37	平成27年6月3日	ガソリン代	2,734	2,734
15	49	平成27年6月25日	5月分携帯電話料金	6,984	6,984
16	51	平成27年7月3日	ガソリン代	2,799	2,799
17	52	平成27年7月2日	ガソリン代	500	500
18	53	平成27年7月19日	ガソリン代	2,350	2,350
19	54	平成27年7月11日	ガソリン代	500	500
20	55	平成27年7月13日	ガソリン代	3,249	3,249
21	76	平成27年8月9日	ガソリン代	2,949	2,949
22	77	平成27年8月15日	ガソリン代	2,250	2,250
23	79	平成27年8月23日	ガソリン代	2,650	2,650
24	85	平成27年7月27日	6月分携帯電話代	6,984	6,984
25	93	平成27年9月13日	ガソリン代	2,600	2,600
26	95	平成27年9月29日	ガソリン代	2,850	2,850
27	105	平成27年8月25日	7月分携帯電話代金	6,995	6,995
28	112	平成27年8月19日	ガソリン代	1,732	1,732
29	113	平成27年9月3日	ガソリン代	2,900	2,900
30	115	平成27年9月25日	8月分携帯電話代金	6,995	6,995
31	125	平成27年10月21日	ガソリン代	500	500
32	126	平成27年10月23日	ガソリン代	2,750	2,750
33	127	平成27年10月9日	ガソリン代	2,900	2,900
34	128	平成27年10月18日	ガソリン代	1,256	1,256
35	130	平成27年11月13日	ガソリン代	2,500	2,500
36	131	平成27年11月3日	ガソリン代	2,500	2,500
37	133	平成27年11月23日	ガソリン代	2,100	2,100
38	133	平成27年11月29日	ガソリン代	1,700	1,700
39	139	平成27年10月26日	9月分携帯電話代金	10,465	10,465
40	146	平成27年11月25日	10月分携帯電話代金	6,995	6,995
41	162	平成27年12月13日	ガソリン代	1,150	1,150
42	163	平成27年12月19日	ガソリン代	1,700	1,700
43	169	平成27年12月25日	11月分携帯電話代金	6,995	6,995
44	175	平成27年12月9日	ガソリン代	1,919	1,919
45	176	平成27年12月29日	ガソリン代	2,350	2,350
46	178	平成27年12月27日	ガソリン代	500	500
47	186	平成28年1月5日	ガソリン代	2,300	2,300
48	189	平成28年1月13日	ガソリン代	1,750	1,750
49	197	平成28年1月25日	携帯電話12月分	6,995	6,995
50	204	平成28年1月18日	ガソリン代	900	900
51	205	平成28年1月23日	ガソリン代	1,900	1,900
52	213	平成28年2月3日	ガソリン代	1,650	1,650
53	214	平成28年2月13日	ガソリン代	1,950	1,950
54	216	平成28年2月23日	ガソリン代	1,948	1,948
55	221	平成28年2月25日	携帯電話1月分	6,995	6,995
56	235	平成28年3月24日	ガソリン代	1,600	1,600
57	240	平成28年3月13日	ガソリン代	1,900	1,900
58	241	平成28年3月3日	ガソリン代	1,500	1,500
59	243	平成28年3月23日	ガソリン代	1,200	1,200
60	253	平成28年3月25日	携帯電話2月分	6,995	6,995
61	254		携帯電話3月分 (未払金)	7,265	7,265
				192,828	192,828

これは正本である。

令和元年8月8日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 田 邊

